

ス

第二條

縣交付金ハ市町村ニ於テ就學困難ナル兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲教科書、學用品、被服食料又ハ生活費ノ一部若クハ全部ヲ給與又ハ支辨スル費用若クハ其ノ補助トシテ支出シタル金額ノ三分ノ一トス
就學困難ナル兒童ノ就學獎勵ヲ目的トスル公益團體ノ獎學費ニシテ縣ノ認定ヲ經タルモノハ前項ノ獎勵金算定ニ付之ヲ當該市町村ノ支出シタル金額ト看做ス
資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認ムル市町村ニ對シテハ第一項ノ規程ニ拘ラズ特ニ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ

第三條

市町村ハ前條第二項ノ認定ニ基キ交付ヲ受ケタル金額ハ其ノ年度ニ於テ當該團體ニ補助スヘシ

第四條

市町村長ハ毎年四月十五日迄ニ第一號様式ノ豫算書及ヒ第三號様式甲ノ調査書ヲ添ヘ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ獎勵金ノ交付ヲ申請スヘシ 但第二條第二項ニ該當スルモノニアリテハ、當該團體ノ定款寄附行爲若クハ規則書ヲ添付シ前年度事業成績ヲ詳具スヘシ
郡長ニ於テ前項ノ申請ヲ受理シタル時ハ第三號様式乙ニ依ル郡集計表ヲ作製シ且ツ意見ヲ詳具シ四月末日迄ニ進達スヘシ

第五條

市町村長ハ翌年四月十日迄ニ第二號様式ノ精算書ニ第四號様式ノ調査書ヲ添ヘ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ收支ノ狀況ヲ報告スヘシ

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

諸様式略ス

右規程は大正十四年より實施されたが、本令公布日尙ほ淺く趣旨の徹底を欠きたる等種々の原因より

して、獎勵金交付を申請せる町村少なく、從つて交付申請の金額をも僅少であつた。

2 就學獎勵規程の改正

右の狀況に鑑み縣は之が趣旨の徹底に努むると共に郡市長をして獎勵金交付申請を町村長に勸誘せしむる等獎勵の方法を講ずると共に、曩に公布された就學獎勵規程を改正し縣より交付金の率を高むる等あらゆる方法を講ぜし爲、漸次申請町村多く從つて本獎勵法の恩惠を受くる兒童、年と共に増加するに至つた。参考の爲昭和二年度の狀況を示すと、獎勵金交付を申請した町村數は三百有余の町村中一市六十一個村之の金額五千余圓に過ぎなかつた。

斯の如く兒童就學の獎勵に努めつゝあつたが、昭和三年十月文部省訓令第十八號を以て、左の通り學齡兒童就學獎勵規程を公布して獎勵することとなつた。

文部省訓令第十八號

學齡兒童ノ就學ヲ獎勵シ國民教育ノ普及徹底ヲ期スルハ國運ノ進展上喫緊ノ要務ナリ仍テ今般學齡兒童就學獎勵ノ爲毎年國庫ヨリ補助金ヲ支出シ貧困ノ爲就學困難ナル者ニ對シ其ノ就學ヲ獎勵センカ爲茲ニ學齡兒童就學獎勵規程ヲ左ノ通り定ム地方長官ハ宜シク本趣旨ヲ休シ最モ適切ナル施設ヲ講シ以テ學齡兒童就學ノ徹底ヲ期セララルヘシ

昭和三年十月四日

文部大臣 勝 田 主 計

學齡兒童就學獎勵規程

第一條 國庫ハ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ支出ス

第二條 國庫補助金ハ前々年度三月一日現在ニ於ケル學齡兒童數ニ比例シテ北海道府縣ニ交付ス

第三條 北海道府縣ハ前條ノ交付金ニ成ルヘク相當ノ支出金ヲ加ヘ之ヲ適當ノ方法ニ依リ市町村ニ交付スヘシ

第四條 市町村ハ前條ノ交付金ニ成ルヘク相當ノ支出金ヲ加ヘ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲
教科書、學用品、被服食料其ノ他生活費ノ一部又ハ全部ヲ支辨又ハ給與スヘシ
學齡兒童中盲者又ハ聾啞者ニシテ貧困ノ爲盲學校又ハ聾啞學校ノ初等科ニ入學困難ナル者ニ付テモ亦同
シ

第五條 市町村ハ第四條ノ規定ノ支出金ノ一部ヲ貧困兒童就學獎勵ヲ目的トスル基礎鞏固ナル公益團體ニ補助スル
コトヲ得

第六條 地方長官ハ本規程實施上必要ナル規程ヲ定メテ文部大臣ニ開申スベシ

第二條規定ノ前々年度三月一日現在ニ於ケル學齡兒童ハ昭和三年度及昭和四年度ノ交付金ニ限り前々年度末現在ニ
於ケル學齡兒童數トス

右規程第一號に依る補助金は、年に依つて其額は同一でないが、本縣に對する補助金は約壹萬圓。之
は曩に述べた兒童就學獎勵金中に編入し、毎年貳萬圓内外を獎勵金として各町村に交付して、貧困兒童
の就學出席の獎勵に資してゐる。

六 教 員

1 教員檢定試験と其學科目 男女中等學校卒業者にして、小學校教員檢定試験出願者に對して行ふ
試験學科目に關しては、大正二年五月之を規定し、更に其の翌年即ち大正三年五月改正されたことは、
第六期に於て述べた所であるが、大正十年五月に至り再び左の通り改正された。

熊本縣告示第九十號

小學校令施行規則第一百三條第一項第六號第七號及第二號該當者ニシテ小學校教員檢定出願ノ場合ニ於テ試験施行ス
ヘキ學科目並ニ試験施行セサル學科目左ノ通り定ム

大正三年五月十七日告示第二百一號ハ廢止ス
大正十年五月六日

記

熊本縣知事 川 口 彦 治

- 一 小學校令施行規則第一百三條第一項第六號該當者ニハ左表學科目ノ試験並教授法ノ實地審査ヲ施行ス
前項教授法ノ實地審査ハ小學校本科正教員及尋常小學校本科正教員ノ檢定出願者ニ限り之ヲ施行ス
- 二 同條第一號第二號該當者中大正元年十一月以降本縣開設ノ尋常小學校本科正教員臨時講習會修了者ニシテ小學校
本科正教員試験檢定出願ノ場合ニ於テ該講習中成績優良ナル學科ニ對シテハ試験ヲ施行サルコトアルヘシ

資格種別	小學校本科正教員	尋常小學校本科正教員	小學校准教員	尋常小學校准教員
中學卒業者	教育、音樂、數學ノ内灌記	教育 音樂	教育 音樂	
高等女學校本科卒業者	教育、國語及漢文、數學 物理及化學、博物	教育	教育	教育
高等女學校補習科卒業者	教育、國語及漢文、數學	教育	教育	教育
高等女學校技藝專修科 及實科高等女學校卒業者				教育
明治卅二年文部省令第卅四號ニ 依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同 等以上ニ認めタル實業學校卒業		教育 音樂	教育 音樂	教育

右改正規定を従前の規定と比較すると、中學校卒業者にして尋常小學校本科正教員檢定試験出願の場合、一箇年以上小學校教員の職に在りし者及ありたる者は、教育音楽の二科の試験を欠ぐことが出来小學校准教員檢定試験出願の場合は、六個月以上小學校教員の職に在る者及ありし者は、之亦教育音楽の二科の試験を欠ぐことが出来る規定であつたのが、今回は其の特例を廢したること、又高等女學校卒業者に對する試験學科目も右と殆んど同様の條件に改められたことが主なる改正である。

2 檢定試験受験参考書の改正 本期に於ける小學校教員幼稚園保姆受験参考用書を舉ぐれば次の通りである。

○ 小學校教員幼稚園保姆受験参考用書

小學校本科正教員

學科目	冊數	著譯者	發行者
修身	一、二、三、四、五	五吉田靜致	寶文館
新撰師範學校修身教科書	九	文部省	文部省
小學修身書	乙	竹岩造	培風館
新教育學	全	一乙竹岩造	培風館
新心理學	〃	〃	〃

教育	國語及漢文	國語及漢文	英語
新教育史 新論理學 新各科教授法 新學校管理法 小學校ニ關スル法規	師範國文 第一部用 本縣採定小學校用讀本 修正中等 新國文典 師範學校漢文教科書	師範國文 新選 本縣採定小學校用讀本 大正女子日本文法 女子漢文教科書	ニユー、クラウン、リーダーズ コンサイス、イングリッシュ、グラランマー
〃	〃	〃	一、二、三、四、五
〃	〃	〃	一、二、三、四、五
〃	〃	〃	〃

音樂	手工	圖畫	物理及化學	經濟及法制
尋常小學唱歌 小學唱歌集 師範學校樂典教本	師範學校手工教科書 新手工科教材及教授法 (男子ノ部) (女子ノ部)	師範學校用大成圖畫(自在畫) 女子圖法教科書(用器畫) 新定畫帖 教師用 女子ノ部	物理學教科書 師範學校化學教科書 物理學實驗書 中等教育化學生徒實驗書 小學理科書 教師用	師範教育法制經濟教科書 師範學校用大成圖畫(自在畫) 現代新圖法(用器畫) 新定畫帖 教師用 男子ノ部
一福 三升 六文 文部省	一岡 二岡 山秀吉 外二名 吉	九文 一東 四阿 部七 五三 吉	六文 一龜 一桑 木高 德或 雄平 三開 成省 成省 成省	一土 屋良 遵
共益商社	培風館	文部省	文部省	寶文館
大日本圖書株式會社	目黒書店	大日本圖書株式會社	大日本圖書株式會社	大日本圖書株式會社

博物	數學	地理	歷史
中等教育植物教科書 師範學校動物學教科書 中等教育生理衛生教科書 輓近礦物學教科書 新定博物通論教科書 小學理科書 教師用	中等教育算術教科書 同 代數 同 同 幾何學 同 小學算術書教師用 平面、立体	普通教育日本地理、同世界地理、同地理學通論 模範日本地圖、同世界地圖 小學地理書 同 附圖	六訂新編外國歷史教科書 東洋之部 七訂中等西洋歷史 中等西洋歷史地圖 小學校用歷史科教科書
同 同 同 同 全	全	全一、全一、全一 全一、全一	
六文 一乾 一神 一丘 一安 一藤 一藤	九文 二ク 二ク 二林	二ク 五文 二東 三山 東京 開成 館編輯 所	五文 一ク 一村 川堅 固
文部省	文部省	文部省	文部省
文部省	文部省	東京開成館	文部省
文部省	文部省	東京開成館	文部省

家事	商業	農業	体操	進行曲粹
現代裁縫教科書	新撰商學提要 商業簿記教科書 新撰商業算術教科書 最訂商品學	改編農業原論 改訂農業實驗法 農業教育及教授法	學校体操教材ノ學理的解説 小學校体操教科書 小學校遊戲ノ理論及實際 競走指針 步兵操典	オーガン教本 進行曲粹
				正續
四吉村千鶴	一石澤吉麿 二原口亮平 三吉田良三 四佐野善作	一橫井時敬 二大塚孫市 三橫井時敬佐々木祐太郎	一陸軍省 二文部省編纂 三可兒復矢島鐘二 四文部省編纂 五石丸節夫、小森耕之助	二共益商社書店 二開成館
開成館	集文館	寶文館	寶文館 大日本圖書株式會社 小日本圖書株式會社 小林又七	共益商社 開成館

小學校專科正教員

學科目	書名	冊數	著譯者	發行者
英語	(男子部 女子部)	全上	全上	全上
圖畫	小正本ニ同シ	全上	全上	全上
音樂				
体育	(男子部、女子部)	全上	全上	全上
農業				
手工	新撰商學提要 改訂實踐商業教科書 商業簿記教科書 新編商業算術教科書 最訂商品學	全上下 上下 前後 上下	二佐野善作 二上田貞次郎・佐藤仁壽 二吉田良三 二原口良平 一星野太郎	三省堂 富山房 同文館 文庫
裁縫	小學校裁縫教科書 裁縫教授法	一三 高橋イホ	今村順子 文部	文部省

國語	國語	算術	歷史	地理	理科
本縣採定小學校用讀本 修正中等新國文典 (男子ノ部)	師範國文新選 (女子ノ部) 本縣採定小學校用讀本 大正女子日本文法 (女子ノ部)	中等教育算術教科書 小學算術書教師用	師範學校歷史教科書日本歷史 小學校用歷史教科書	普通教育日本地理、同世界地理 模範日本地圖、同世界地圖 小學地理書 同 附圖	最近博物教科書 最近理化學教科書 小學校用理科書 教師用
一八文	卷一ヨリ卷四迄 一八文	一	三	全一、全一 全一、全一	一
吉澤義則	垣内松三	廣島高師附屬中學數學研究會	三峯岸米造	山崎直方	伊藤伊三次
文部省	明治部書院	修文部	六盟省	開成館	寶文館

尋常小學校本科正教員

學科目	修身	教育	裁縫	家事
新撰師範學校修身教科書 小學修身書	新教育學綱要 新各科教授法綱要 新學校管理法綱要	師範國文 第一部用 (男子ノ部)	現代裁縫教科書 小學校裁縫教科書 裁縫教授法 裁縫教授實際的新主張	家事新教科書 文化中心家事教授法 家事實習案内
一、二、三	九	卷一ヨリ卷六迄	四	上下
三吉田靜致	乙竹岩造	六吉田彌平	四吉村千鶴	一石澤吉麿
寶文館	培風館	光風館	開成館	集賢堂

修身	教育	國語	國語	算術	歷史	地理	理科	圖畫	圖畫
尋小正ニ同シ	新教育學綱要 新各科教授法綱要	尋小正ニ同シ (男子ノ部)	尋小正ニ同シ (女子ノ部)	尋小正ニ同シ	師範學校歷史教科書日本歷史 小學校用歷史教科書	尋小正ニ同シ	尋小正ニ同シ	改訂新圖畫帳(自在畫) 現代新圖法(用器畫) (男子ノ部) (同)	師範學校用大成圖畫(自在畫) 女子圖法教科書(用器畫) (女子ノ部) (同)
全上	乙竹岩造	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉
全上	培風館	全上	全上	全上	五三	全上	全上	三白濱	三阿部七五三吉

學科目	書名	冊數	著譯者	發行者
裁縫	現代裁縫教科書 小學校裁縫教科書 裁縫教授法	一 三 四	高橋 今村 吉村	文部省 開成館
	小學校裁縫教科書 裁縫教授法	一 三 四	高橋 今村 吉村	文部省 開成館
体操	小學校体操教科書 小學校遊戲ノ理論及實際 步兵操典	一 一 一	陸軍省 矢島鐘二 可兒德共 文部省編纂	大日本圖書株式會社 寶文館
	小學校体操教科書 小學校遊戲ノ理論及實際 步兵操典	一 一 一	陸軍省 矢島鐘二 可兒德共 文部省編纂	大日本圖書株式會社 寶文館
音樂	尋常小學唱歌 小學唱歌集 師範學校樂典教本 オルガン教本	一 一 三 六	共益商社書店 福井直秋 文部省	大日本圖書株式會社 國定教科書共同販賣所 大日本圖書株式會社 共益商社
	尋常小學唱歌 小學唱歌集 師範學校樂典教本 オルガン教本	一 一 三 六	共益商社書店 福井直秋 文部省	大日本圖書株式會社 國定教科書共同販賣所 大日本圖書株式會社 共益商社
圖畫	改訂新圖畫帖(自在畫) 高等女學校用新圖畫帖 新定畫帖 教師用 (女子ノ部) (全)	三 三 九	白濱 文部省	大日本圖書株式會社 文部省
	改訂新圖畫帖(自在畫) 高等女學校用新圖畫帖 新定畫帖 教師用 (女子ノ部) (全)	三 三 九	白濱 文部省	大日本圖書株式會社 文部省

小學校准教員

修身	教育	國語	算術	歷史	地理	理科	圖畫	唱歌	体操
小學修身書	小學校標準實用教授法 改訂廿一版	本縣採定小學校用讀本 (男子ノ部) (女子ノ部)	小學算術書 教師用	小學校用歷史教科書	小學地理書	小學校用理科教科書	新定畫帖 (男子ノ部) (女子ノ部)	小學唱歌集 尋常小唱學歌	小學校体操教科書 步兵操典
九文	一立	一八文	九全	五全	五全	六全	九全	六全	一陸
部	柄教俊	部							軍部
省	目	省	全	全	全	全	全	全	省
文	黑書店	全上							小
部									林
省									又
									七

學科目	書名	冊數	著譯者	發行者
尋常小學校准教員	商業 新訂商事要綱 簡易商業簿記教科書	一	吉田 良三	同文館
農業	小學農業書 改訂農業原論 新撰農業教科書	乙種 二	熊本縣教育會	文盟館
手工	新手工科教材及教授法 (男子ノ部) (女子ノ部)	一	岡山 秀吉	培風館
裁縫	小學校裁縫教授書 裁縫教授法	一	高橋 才	文書堂
音樂	尋小正ニ同ッ	同上	今村 順子	文部省
体操	尋小正ニ同ッ	同上	全上	全上
新定畫帖教師用		九文	部	文部省

學科目	書名	冊數	著譯者	發行者
修身	小學校修身書	九	文部省	同上
教育	新教育學綱要 幼稚園ニ關スル法規	一	乙竹岩造	培風館
國語	師範國文新選 本縣採定小學校用讀本 大正女子日本文法	四 一八 一	垣內松三 文部省 保科孝一	明治書院 文部省 光風館
算術	尋小正ニ同シ	全上	全上	全上
圖畫	高等女學校用新圖畫帖 新定畫帖 教師用	三 九	白濱微	大日本圖書株式會社 文部省
体操	小學校体操教科書 小學校遊戲ノ理論及實際 步兵操典	一 一 一	文部省編纂 可兒德共著 矢島鐘二 陸軍省	大日本圖書株式會社 寶文館 小林又七
唱歌	大正幼年唱歌 初等ナルガン教科書	二 一	小林耕輔外二名 天多谷秀雅	目黒書店 開成館

右參考書中保姆の受験參考書は、昭和二年に至り左の通り改正された。

○ 幼稚園保姆受験參考用書

大正十五年三月告示第百六十二號小學校教員並幼稚園保姆檢定試驗參考用書中幼稚園保姆ノ分ヲ左ノ通り改正ス
昭和二年七月一日
熊本縣知事 齋藤宗宜

幼稚園保姆

學科目	書名	冊數	著譯者	發行者
修身	新撰師範學校修身教科書 小學修身書	一、二、三 九	吉田靜致	資文館
教育	新教育學綱要 新各科教授法綱要 新學校管理法綱要 新心理學綱要	全 全 全 全	乙竹岩造	培風館
保育	幼稚園ノ理論及實際	全	森川正雄	東洋圖書株式會社
國語	師範國文新選 本縣採定小學校用讀本	卷一ヨリ卷四號迄 一八	垣內松三	明治書院

算術	大正女子日本文法 中等教育算術教科書 小學算術書 教師用	一 九	廣島高 師附屬 中學數 學研究 會	修文 部	省館
歷史	師範學校歷史教科書日本歷史 小學校用歷史教科書	全 三	東京開 成館	六盟 部	省館
地理	普通教育日本地理 普通教育世界地理 模範日本地圖、同世界地圖 小學地理書、同附圖	全 全 全 全	東京開 成館	全 全	東京開 成館
理科	最近博物教科書 最近理化學教科書 小學校用理科書 教師用	全 全 全	伊藤伊 三次郎	寶文 部	省館
圖畫	高等女學校用新圖畫帖 新定畫帖教師用	卷一、二、三、 三	大日本 圖書株 式會社	文部 部	省
手工	新手工科教材及教授法 尋常小學唱歌	全 一	岡山山 秀吉	培風 館	國定教 科書共 同販賣 所

音樂	大正幼年唱歌集 師範學校樂典教本 オルガン教本	一 一 一	小松耕 輔外二 氏	目黒 書店
裁縫	現代裁縫教科書 小學校裁縫教科書 裁縫教授法	四 三 一	吉村千 鶴 今村順 子 高橋イ ネ	東京開 成館 文部 部 省 堂
体操	小學校体操教科書 小學校遊戯ノ理論及實際	一 一	文部省 編纂 大日本 圖書株 式會社	矢可兒 鐘二 共著 寶文 館

3 奏任待遇者の定員増加 市町村立小學校長にして本務月俸五拾圓以上を受け二拾個年以上小學校教員の職に在り功勞著しき者は、道府縣三人を限り特に奏任文官と同一の待遇となすことが出来ること、尙大正六年に特別の事情ある道府縣に在つては、文部大臣の定むる所に依り特に奏任待遇者の人員を十人迄増すことが出来る様に改正されたことは、前期に於て述べた所であるが、實に昭和二年に至り特別の事情ある道府縣に在りては、文部大臣の定むる左表の範圍迄増すことが出来る様になつた。即ち本縣は十五人迄増すことが出来る様になつた。之は小學校教員の任務が極めて重大であるので特に優遇の法を設けられたのである。

特ニ奏任官の待遇ト爲スコトヲ得ル市町村立小學校長ノ員數ヲ増スコトヲ得ル道府縣及員數

増スコトナ得ル員數	道	府	縣
三十人マテ	東京 大阪		
二十五人マテ	北海道 兵庫 新潟 愛知 福岡		
二十人マテ	京都 静岡 長野 廣島 鹿児島		
十五人マテ	神奈川 長崎 埼玉 千葉 茨城 栃木 三重 岐阜 福島 岡山 山口 愛媛 熊本		

4 教員の制服廢止 本縣小學校教員の服制は明治二十八年六月二十八日縣訓令第七十五號な以て制定せられたこと、及明治四十一年二月十五日訓令甲第七號を於て之が改正を見るに至つたことは前に述べた通りであるが、其後時勢の推移と人心の趨向とより察するときは、服制の必要なきものとし、大正九年四月二十三日訓令第二十一號を以て之を廢止した。

私の眼に映じた明治、大正、昭和の女教師の職服

中山 藁

回顧致しますと明治三十年頃、丁度私の小學時代の子供心にはつきりと映じました女先生方のお姿は今も尙忘るる事が出来ません。幅の廣い大きな帯を高い帯揚げできちんと結んで、毎日教壇上に現はれにりました。髪は申すまでもない丸髷や蝶々髷で、体操の時には襷掛けで啗鈴や球筆を持つて運動場にお出でになりますので、一種の

古風な武士的氣風が偲ばれる様で御座いました。新時代の學校教育國家觀念の養成として今も變らず緊張裡に行はれる四大節の式には、其の高く結び揚げられた丸帯の上に藤色縮緬の御紋付を召しますので、雅かな一種の落付きが見えました。永い歴史を辿つて來ました靜かな日本婦人の氣風が斯うした服装の上にも長い影を引いて來ました次に明治三十四年頃始めて長袖に袴をつけましたが、其の後明治三十八九年頃師範に入學しますと、長袖は合格と同時に切り取られて、筒袖となりました。然しそれは師範生のみが一般女性に係りなく進んで行つたので御座います。而して其の筒袖も大きく廣口に縫つて袖口から少し内側をゴムテープで縮めましたので、元祿袖や桃山袖になりましたのは更に三四年後の事だと存じます。

女教師が此の様に廣帯から長袖袴となり、筒袖袴と服装が移り變つて參りました事は教育的精神の推移を示しますもので、靜的から動的へ、強制教育から自由意志への教育へと進み行く時代思潮を物語り、潑刺たる魂の児童と心身一体な教育活動をなさんとする教育者の陶冶的精神の發露であると思はれます。

卒業後其の儘筒袖袴(元祿袖、桃山袖を含む)の姿が可なり永く且つ安全に保続せられました。今から十餘年前洋服姿が女教師の職服としても児童服としても、最も適當であると云ふ意見で次第々々に児童は洋服生活に變りましたが、女教師の方では職服の相談會の折にも「全市小學校女教師の職服を洋服にしては如何」、「若し可なりとせば如何なる型にすべきか」との問題が提出されました時、「和服でも服務に差支へは無い。何も二重生活の不經濟を爲すには及ばない」「若し是非着なければならぬならば、年齢及び個性の相違もあるから型は自由にして戴きたい」と云ふ意見が多く出ましたので、遂に制服と言ふ事にならずなるべく洋服を着用すると云ふ程度で終りました。其の後事務服としての黒の毛織子の上着を着る事になりましたが、夏は暑苦しく、冬は窮屈で見た所の感じもよらぬ御座いませぬので、いつの間にか廢れて、又元の儘の筒袖袴に返り、更に逆行してお振袖の様な長い袂を翻へして通勤される女先生を見る事もある様になりました。其の間、女教員大會等で度々問題になり、いつも可決はされ

るものゝ實際着用されず、中には一見元祿袖に袴の如く見えて、スナツプを外せば直ちに体操服となる職服を研究されて喝采を博された方もありましたが、それも一向着用されず、児童、生徒の服装が洋化されて十年、今尙女教師たる私共は何とかしなくつてはとの感持しながら容易に何ともならず、今日に及んで居ます。時は流れ世は進んで参ります。此の時の流れの中に生き、進み行く世に立つて行きます私共女教師は常に悩みなきを得ないので御座いますが、いつも児童、生徒の服装改善と同時に漸次進んで其の指導の任に當らなければなりません。已に女子師範も全部服装が改まつて数年の経験を經ました今日で御座いますから、漸次卒業せらるゝ若い女先生から改められて行く事であらうと存じますが、洋服も今日は理屈の問題でなく、實行の問題、着手の問題で御座います。何はともあれ、時代の推移が人を動かして行く事は明かな事實であり、千古の法則で御座います。私共も此の時代の進運に伴ひ一大躍進したいものと存じます。聊か懷舊を述べさして戴きました次第で御座います。

5 女教員の産前産後の休養に關する規定 女教員の産前産後の休養に關し從來何等の規定がなかつたが、大正十一年九月十八日文部省訓令第十八號を以て左の通り訓令するに至つた。

○ 女教員の産前産後ニ於ケル休養ニ關スル件 (大正十一年九月十八日 文部省訓令第十八號)

- 女教員の産前産後ニ就キ特ニ保護方法ヲ講スルハ頗ル必要ナルコトニシテ若シ其方法宜シキヲ得サレハ母体胎兒並嬰兒ノ健康障害ヲ來スノミナラス直接間接ニ教育上不良ノ影響ヲ及ボシ國民保健上並教育上忽ニスヘカラサル問題ナレハ各地方長官ハ左ニ指示スル事項ニ則リ適當ノ方法ヲ講シ此訓令ノ趣旨ヲ貫徹スル様努メラレ度
- 一 女教員産前産後ニ於ケル休養ニ關シテハ左記各號ニ依ルコト
 - イ 分娩後六週間休養ヲ爲サシムルコト
 - ロ 醫師ノ診斷書ニ依ル分娩豫定日前二週間休養ヲ爲サシムルコト 但特別ノ事情アル場合ニ在リテハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得
 - ハ 前號ノ分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セサル場合ニハ事實分娩アルマテ休養ヲ繼續セシムルコト
 - ニ 幼稚園ノ保姆ニ對シテモ前項ニ準シ休養ヲ爲サシムルコト

○ 教員産前産後休養ニ關スル件 (大正十一年十月三十日 文部次官ノ通牒)

今般文部省訓令第十八號ヲ以テ教員産前産後ニ於ケル休養ニ關シ發令相成リシ處右實施ニ於テハ尙左記事項御了知ノ上可然御取計相成度

- 一 大正十一年文部省訓令第十八號ニ據リ教員ニ産前産後ノ休養ヲ爲サシムル場合ハ賜暇ニ準シ取扱ハレ度
- 一 該休養ヲナス教員ノ擔任セル授業補充ニ關シテハ教授上ノ支障ヲ來ササル様豫メ補充ノ教員ヲ置ク等適宜ノ方法ヲ講セラレ度
- 一 從來私立學校ニ在リテハ其教員産前産後ノ休養ヲ爲ス場合ニ教授上支障等ノ理由ニ依リ解職セラル、尙有之ヤニ聞キ及フ所ナルカスハ該休養ノ趣旨ニ添ハサルモノナレハ爾今此點ニ關シ適宜ノ方法ヲ講セラレ度
- 一 該休養ヲナサシムル外教員ノ月經時、妊娠時ニハ体操、運動會、遠足等ニ於テ過激ナル運動ヲ爲ス等凡テ其身体ノ異狀ヲ起シ易キ職務ヲ隨時輕減又ハ免除スル等適宜ノ保護方法ヲ講セラレ度

本縣に於ても右文部省訓令の趣旨に従ひ大正十二年八月十七日縣令第二十五號を以て、小學校令施行規程中に女教員の産前産後の休養に關し左の通り定めて之に據らしむることとした。

○ 熊本縣令第二十五號 (大正十二年八月十七日)

大正十二年二月十三日縣令第五號小學校令施行規程ヲ左ノ通り改正ス

一 第五十七條第二項ノ中「第二號」ヲ削除ス

二 左ノ條項ヲ加フ

第五十七條ノ二 女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ハ左記各號ニ依ルヘシ

一 醫師ノ診断ニ依ル分娩豫定日前二週間

二 分娩ノ日ヨリ五週間以内但五週間ヲ越ヘ尙執務ニ支障アル場合ハ更ニ一週間

三 流産及早産ノ場合ハ醫師ノ必要ト認ムル期間休養ヲナスコトヲ得但其期間ハ五週間ヲ越ユルコトヲ得ス

前項各號ノ場合ハ醫師ノ診断書ヲ添ヘ郡市長ヘ届出ツヘシ但第一號第二號ノ場合ニ於テ特別ノ事情アル時ハ産婆ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

大正十二年八月十七日

熊本縣知事 岡 田 忠 彦

6 教員の任地居住

小學校長及教員の任地居住に關しては明治三十三年十月訓令甲第六號を以て郡市長に内訓して之が實行を促したことは前に述べた通りであるが、其後時勢は益々進歩し社會は益々複雑となり従つて小學校教育のみならず補習教育其他青年團處女會主婦會等の社會教育方面にも、小學校長並に教員に俟つべき教化事業が益々多きを加ふことゝなつたので、本縣に於ては昭和二年五月十六日付を以て、左の通り縣下各小學校長に通牒して任地居住の勵行に努めた。

○ 小學校教員任地居住ニ關スル件

(昭和二年五月十六日小學校長へ通牒)

小學校教員ノ任地居住ニ就テハ小學令施行規則第三百三十七條ニ明記シアルヲ以テ夫々勵行セラレツ、アリトハ信スルモ近時往々認可ヲ得スシテ任地外ノ地域ニ居住シ通勤スル者アルヤニ聞キ及ヒ候右ハ法規ニ違背シ不都合ノ所爲タルノミナラズ教育上支障不尠候ト被想候ニ就テハ爾今ハ必ス認可ヲ受クル様御取計相成度右認可ノ期間ハ一ケ年ヲ限度

トシ左記要項ニ依ルヘク實施ノ上ハ其都度御報告相成度尙貴職ニ於テモ現ニ任地外ノ地域ニ居住セララルル場合ハ此ノ際改メテ認可申請相成度此段及通牒候也 追テ補習學校長ハ小學校長ニ補習學校專任教員男子ハ首席訓導ニ其他ノ補習學校教員ハ一般教員ニ準シ御取扱相成度

記

一 小學校首席訓導ハ必ず其學校所在ノ市町村ニ居住スルコト 但特殊ノ事情アル者(距離ニ於テ且職務執行上ニ於

テ任地居住ト殆ト異ラサル地域ニ自宅ヲ有シ若クハ學校所在市町村ニ借家無キ爲前段ノ地域ヨリ通勤スルカ如キ場合)任地居住認可願出タルモノ有之時ハ詳細其事由ヲ具シ縣ノ指揮ヲ受ケタル後認可セラレ度

二 一般教員ニ在リテハ特別ノ事情アリト認メタル場合ニ於テ職務上支障ナキ限り左記ノ範圍内ニ於テ認可セラレ度

イ 徒歩通勤自轉車通勤ハ居所ヨリ學校迄ノ距離壹里半以内

ロ 汽車又ハ電車利用ノ通勤ハ居所ヨリ學校迄ニ要スル時間四十分以内

三 報告ハ左ノ書式ニ依ラレ度

小學校教員任地外地域居住認可者報告

何々郡何々小學校

任地外居住地名	徒歩自轉車 汽車電車等ノ別	距離又ハ時間	職 名	氏 名	特別ノ事情ト認ムル 事項

右及報告候也

備考 1 任地外居住地名ハ市町村名ノミニ止メス詳細記入ノコト

2 特別ノ事情ト認ムル事項ハ詳細記載ノコト

3 本年度ハ任地外區域居住者ノ全部ヲ報告スルコト

七 經費及給與

1 臨時手当の支給 大正七年十二月縣令第三十九號を以て、時局の影響の存する間、俸給の外毎月臨時手当を支給することが出来ることの規程を公布して、臨時手当支給を慫慂したことは第六期に於て述べた所であつたが、時局の影響は益々深刻となり、學校教員の轉退職は次第に増加し、教員は不足し之が補充に多大の困難を感じるの状態となつた。茲に於て本縣は次の如く臨時手当を支給すべき規程を公布するに至つた。

○ 熊本縣令第十二號

大正二年二月縣令第五號小學校令施行規程中左ノ通り改正ス

大正八年七月二十八日

熊本縣知事 川口彦治

第八十八條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム

市町村、市町村學校組合又ハ其ノ學區ハ市町村立小學校長及教員ニ對シ當分ノ内俸給ノ外毎月臨時手当トシテ俸給月額ノ五割以上ヲ支給スヘシ但休職中ノ者ハ此ノ限ニアラス

市町村、市町村、學校組合、町村學校組合又ハ其ノ學區ニシテ特別ノ事情アル場合ハ知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ手当ヲ減額支給スルコトヲ得

2 俸給令改正 時局の影響に依り俸給の五割以上を臨時手当として支給すべき旨の縣令が公布され

たことは前に述べた通りであるが、物價は何時低下するか計り知ることが出来ない情勢であると共に、他の官公吏の俸給額漸次改正されるに至つたので、大正九年八月三十日縣令第四十六號を以て、大正七年に改正したる小學校教員俸給令を再び左の如く改正することとなつた。

熊本縣令第四十六號 (大正九年九月十七日)

職名	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
本科正教員	百八十圓	百六十圓	百四十五圓	百三十圓	百二十圓	百圓	九十圓	八十圓	八十五圓	七十圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十五圓	四十圓
專科正教員	百二十圓	百圓	九十圓	八十圓	七十圓	六十圓	六十圓	五十圓	六十圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十五圓				
準教員	六十圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	三十圓											
代用教員	八圓以上六十圓以下																	

第六十七條

一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マデ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マデ漸次増給スルコトアルヘシ

第八十八條ノ二ヲ削除ス

第九十條ノ二ヲ削除ス

第一百一條中「五十圓以下」ヲ八十五圓以下ト改ム

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ハ現ニ受クル本俸給ニ臨時手當ヲ加算シタル金額ニ相當スル級俸ヲ受クルモノトス
但シ相當級俸ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受クルモノトス

前項ノ規定ニ依ル金額圓未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

大正九年七月三十一日現在ニ於テ休職中ノ者ニ付テハ其ノ在職最終ノ本俸ニ付第二項第三項ノ規定ヲ準用ス

3 一年現役小學校教員俸給の國庫負擔 師範學校卒業者は從來六週間現役兵として六週間兵役に服すべき規程であつたが、大正十年より之を一年に延長して、一年現役兵と稱することとなつた。一年現

役兵服務中の俸給は國庫が之を負擔することとなり、大正十年三月三十日法律第十七號を以て、左の通り負擔法並に之が施行に關する規定を公布した。

法律第十七號（大正十年三月三十日）

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法

第一條 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニヨリ一年現役兵トシテ現役ニ服スル者ノ服役中ノ俸給ノ爲市町村ニ於テ要スル費用ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔スル金額ハ毎年度之ヲ市町村ニ交付ス

第三條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

第四條 本法ニ依リ俸給費ヲ國庫ニ於テ負擔スル小學校正教員ハ市町村義務教育費國庫負擔法ノ適用ニ付テハ同法

第三條ノ正教員ノ數ニ之ヲ算入セス

附 則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の趣旨に従ひ、本縣に於ては昭和二年五月十三日縣訓令第三十二號を以て、左の通り「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行細則」を制定した。本細則は昭和二年七月縣訓令第四十二號並に昭和三年六月縣訓令第四十六號を以て、之が一部改正をされたが、茲には之が記述を略することとした。

熊本縣令第三十二號

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行細則

第一條 市町村長ハ毎年五月十一日現在ニ依リ市町村立小學校正教員ニシテ一年現役兵トシテノ現役兵ニ服スル者ノ在營中ノ俸給ノ爲メ當該年度市町村ニ於テ要スヘキ費用ヲ調査シ別紙第一號様式ニヨリ五月十五日限り知事ニ（支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲ經テ知事ニ）報告スベシ 但シ一年現役兵條例第五條第一項ノ規定ニ依リ入營期日ノ變更アリタル場合ハ同條例第六條ノ規定ニ依ル最終入營期日ノ翌日現在ニ依リ其俸給費ヲ當該年度分及翌年度分ニ區分調査シ七日以内ニ知事ニ（支廳長管轄區域内ニアリテハ支廳長ヲ經テ知事ニ）報告スベシ

支廳長ニ於テ前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ第一號様式ニ依ル集計表ヲ作製シ五月二十日限り但書ニ依ルモノハ十四日以内ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ既ニ報告シタル費用ハ同項本文ノ規定ニ依リ報告スベキ費用ヨリ除外スベキモノトス

第二條 市町村長ハ傷病、疾痾其ノ他ノ事故ニ依ル除隊又ハ死亡等ノ爲メ前條ノ規定ニ依ル報告ニ異動ヲ生ジタルトキハ調査シ其都度別紙第二號様式ニ依リテ之ヲ知事ニ(支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲ經テ知事ニ)報告スベシ

第三條 市町村長ハ一年現役兵トシテ現役ニ服スル小學校正教員ノ在職スル市町村ニ變更アリタル場合ハ直ニ別紙第二號様式ニ準ジ其都度知事ニ(支廳管轄區域内ニアリテハ支廳長ヲ經テ知事ニ)報告スベシ

第四條 國庫負擔交付金ハ支出官ヨリ毎年概算渡ヲ以テ之ヲ市町村ニ交付ス

市町村長ハ前項ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三號様式ノ精算書類ヲ十一月末日限り支出官ニ(支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲ經テ支出官ニ)提出スヘシ

第五條 在營期間ノ延長其他特別ノ事情ニ由リ第四條第二項ノ期日迄ニ精算ヲ爲ス能ハザルトキハ其事由ヲ具シ十一月末日限り支出官ニ(支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲ經テ支出官ニ)報告スヘシ

前項精算ヲ爲ス能ハサリシモノハ其事由ノ止ミタル後五日以内ニ第三號様式ノ精算書類ヲ支出官ニ提出スヘシ

第六條 市町村長ハ毎年前年度ニ於ケル國庫負擔金交付額ヲ調査シ第四號様式ニ依リ四月末日限り知事ニ(支廳長管轄區域内ニアリテハ支廳長ヲ經テ知事ニ)報告スヘシ

支廳長ニ於テ前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ第四號様式ニ依ル集計表ヲ作製シ五月十五日限り知事ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ昭和二年度ヨリ之ヲ適用ス(第一號様式以下省略)

4 旅費額改正 小學校教員の旅費額並に之が支給に關しては、大正二年二月縣令第五號小學校令施

行規程中に規定されてゐることは前に述べた所であるが、時勢の推移殊に歐洲大戰の影響の爲從來の旅費支給規程では不都合であるとの理由からして、大正九年九月十七日縣令第四十七號を以て左の通り旅費支給に關し改正された。

熊本縣令第四十七號

第八十四條 市町村立小學校教員ノ旅費ハ鐵道賃 車馬賃 日當 宿泊料 食卓料 赴任手當 移轉料及家族移轉料ノ九種トス

鐵道賃及船賃ハ大正九年九月縣令第四十五號ノ規定ニ準シ之ヲ交付ス 但シ奏任待遇ノ正教員ニ在リテハ同令第一條第一號其他ノ教員ニ在リテハ同第二號ノ額ニ依ル車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ハ左表第一表移轉料ハ同第二表ノ定額ニ據リ支給スルモノトス

第一表

種別	正教員		區別	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料
	奏任待遇者	判任待遇者					
縣外	九〇〇〇	七五〇〇	縣内	一里ニ付	二、〇〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇
	五〇〇〇	四〇〇〇					
縣外	一、〇〇〇	七〇〇〇	縣内	一日ニ付	一、七〇〇	二、八〇〇	一、五〇〇
	五〇〇〇	四〇〇〇					

第二表

里程	教員		代准用教員
	奏任待遇者	判任待遇者	
百里以上	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一六,〇〇〇
五十里以上	四〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一三,〇〇〇
五十里未満	三〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇

外國ニ旅行セシムル場合ノ旅費ハ管理者ニ於テ適宜金額ヲ定メ知事ノ認可ヲ得テ之ヲ支給スルコトヲ得
 第八十四條ノ二 赴任ノ場合ハ赴任手當、移轉料及家族移轉料ヲ支給スルモノトス

赴任手當ハ日當五日分宿泊料五夜分ニ相當スル金額移轉料ハ前條第二表ノ定ムル所ニ據ル、家族移轉料ハ
 家族一人毎ニ舊任地又ハ本人ノ住居地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料
 食卓料ノ全額及赴任手當ノ三分ノ二ニ相當スル金額トス 但シ十二歳未満ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス
 家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ支給スル家族移轉料ハ前項規定ニ依ル給額ノ半額トス
 本縣内ニ於ケル赴任ノ場合ニ支給スル赴任手當、移轉料及家族移轉料ハ前各項ノ規定ニ依ル給額ノ半額ト
 ス

同一郡市内ニ於ケル赴任ノ場合ニ支給スル赴任ノ手當、移轉料及家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依ル給額ノ半
 額トス赴任者ノ居住地ヲ變更セザルトキハ移轉料及家族移轉料ヲ支給セス

赴任者赴任後一年以内ニ其ノ家族赴任地ニ移轉セザルトキハ家族移轉料ヲ支給セス

第八十四條ノ三 家族移轉料ヲ支給スル場合ニ於ケル家族トハ本人ト同一戸籍内ニ在ル家族ニシテ赴任者カ扶養セル
 者ヲ謂フ

第八十五條中「壹圓以上」ヲ「貳圓以上」ニ改ム

第八十六條 本令ニ規定セザルモノハ大正九年九月縣令第四十四號公立學校職員旅費規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年六月一日以後ノ旅行ニ適用ス

學校職員旅費臨時増給ニ關スル件ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

右改正規程を従來の規程と比較すると、正教員准教員代用教員共に車馬賃日當宿泊料の額を夫々増額
 したること赴任の場合には赴任手當移轉料及家族移轉料を支給するの新規定を設けたこと、並に日額旅費
 は従來一日一圓以上を以て定むべき規定を、今回二圓以上に改めたことが主なる改正である。

5 死亡賜金支給法の改正 市町村立小學校教員死亡したるときは、在職中と休職中とに拘らず、在
 職最終の俸給月額三個月分を、其の遺族に交付するの制を定められたのは明治三十三年であつたが、
 大正十三年七月縣令第五號小學校令施行に關する規程の一部を改正し、右三個月分を四個月分と改める
 こととなつた。本改正は他の官吏の死亡賜金改正に伴ひ之が改正を見るに至つたものである。

6 恩給法の改正 明治二十三年十月法律第九十號を以て、市町村立小學校教員退隱料遺族扶助料法
 が制定されたこと、並に大正七年全十年の兩年度の改正のあつたことは前に述べた通りであるが、更に
 大正十二年四月十四日法律第四十八號を以て恩給法が制定せられた。従來の退隱料及遺族扶助料法と之
 を比較すると、今回は最終の俸給と在職年數とに依つて恩給額を算出する方法に改めたこと、尙小學

校教員の恩給は在職十五年以上にして退職せし者には、十五年を超過する毎に俸給百五十分の一を毎年加俸するの制度に改めたことが主なる改正で小學校教員優遇の趣旨から出たものである。

7 市町村義務教育費國庫交付金の増額 大正七年三月二十六日法律第十八號を以て、市町村義務教育費國庫負擔法が制定せられ、毎年一千萬圓を下らざる金額を市町村に交付する様になつたことは前に述べた所であるが、之が増額に關し全國町村長會の陳情あり。政黨の主張となり、大正十二年度より四千萬圓に増額し、更に大正十五年度より之を七千萬圓に増額し、尙昭和二年度より七千五百萬圓に増額して現在に及んでゐる。本縣に於ては昭和三年二月十七日縣訓令第十五號を以て、「市町村義務教育費國庫負擔法施行細則を左の通り制定して施行することとなつた。

市町村義務教育費國庫負擔法施行細則 (昭和三年二月十七日訓令第十五號)

- 第一條 市町村長ハ毎年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數及市町村ノ就學兒童數ヲ左ノ各號ニ依リ調査シ第一號表ノ様式ニ依リ六月十日限り知事「支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長ニ」報告スベシ
- 支廳長前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ第一號表ノ様式ニ依ル町村別集計表ヲ作製シ、六月末日限り之ヲ知事ニ提出スベシ。
- 一 市町村組合ハ之ヲ町村ト看做シテ調査スベシ
- 二 市町村立尋常小學校ニ於テハ尋常小學校ノ教科ヲ授クベキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做シテ調査スベシ
- 三 本科正教員ニシテ市町村立尋常高等小學校ノ學校長ヲ兼ヌル者ハ尋常科ノ教授ヲ受持タル場合ト雖モ

- 之ヲ尋常小學校本科正教員數ニ算入スベシ
- 四 市町村立尋常高等小學校ノ正教員及准教員ニシテ尋常科及高等科ニ涉リ教授ヲ受持ツ者ハ之ヲ尋常小學校ノ教員數ニ算入スベシ
- 五 市町村立小學校長ヲ兼務スル本科正教員ヲ除キ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科勤務ノ本科正教員及准教員ノ數カ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科ノ學級數ニ達セザルトキハ、其ノ學級數ニ達スルマデ現ニ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科ニ勤務スル代用教員並ニ市町村立ノ尋常高等小學校ニ勤務シ尋常科及高等科ニ涉リ教授ヲ受持ツ代用教員ハ、之ヲ尋常小學校ノ教員數ニ算入スベシ
- 六 教員ニシテ他ヨリ兼務スル者、休職中ノ者及短期現役兵トシテ服役中ノ者ハ之ヲ教員數ニ算入スベカラズ
- 七 市町村ノ就學兒童數ハ六月一日ニ於テ市町村立尋常高等小學校ニ在籍スル兒童ニ付居住市町村ニ於テ之ヲ調査シ計算スベシ
- 八 市町村組合、町村組合ノ設置ニ係ル尋常小學校ノ在籍兒童ハ之ヲ市町村組合、町村組合ノ就學兒童トシテ計算スベク、關係市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラズ
- 九 市町村一部ノ兒童教育委託ノ場合ニ於テハ、其ノ兒童ハ委託市町村ノ就學兒童トシテ計算スベク之ヲ受託市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラズ
- 十 市町村全部ノ兒童教育事務委託ノ場合ニ於テハ、其ノ兒童ハ之ヲ受託市町村ノ兒童トシテ計算スベシ
- 十一 教員數並ニ在籍兒童數前年六月一日現在ニ比シ著シキ増減アルトキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ詳記スベシ

第二條 六月一日以後ニ於テ、市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノタメ市及町村ノ教員數及在籍兒童數ニ異動シタル場

合ハ市町村長ハ前條ニ準シ直チニ之ヲ知事『支廳長管轄區域内ニアリテハ支廳長』ニ報告スベシ
 支廳長ニ於テ前項ノ報告ヲ受理シタルトキ亦同シ
 第三條 市町村長ハ前年度小學校教育費其ノ他狀況ヲ左ノ各號ニ依リ調査シ第二號表ノ様式ニ依リ九月十五日限り知事『支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長』ニ報告スベシ
 支廳長ニ於テ前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ第二號表ノ様式ニ依ル町村別表計表ヲ作製シ、九月末日限り之ヲ知事ニ提出スベシ

- 一 戸數及人口ハ前年十二月三十一日現在ニ付計上スベシ
- 二 町村歳出總額及小學校費ハ前年度決算ニ依ルベシ
 但シ決算ガ町村會ノ認定前ナルトキハ精算額ヲ計上スベシ町村歳出總額中ニハ一般會計ノ外特別會計ヲモ加算スベシ但シ一般會計ヨリ特別會計ニ繰入タル場合ハ、其ノ繰入額ヲ重複計上スヘカラズ
- 三 町村稅、直接府縣稅、直接國稅ハ前年度測定濟額ヲ義務教育費國庫交付金ハ前年度實際交付額ヲ計上スベシ
- 四 家屋稅、附加稅、及特別稅戶數割中ニハ其ノ他特別稅、家屋割、及之ニ準スベキ特別稅ヲ算入スベシ
- 五 直接國稅總額ハ地租、所得稅(第二種ノ所得ニ關スル所得稅ヲ除ク)營業收益稅、礦業稅、砂礦區稅、取引營業稅等ノ測定濟額ヲ計上スベシ
- 六 家屋稅、附加稅及特別稅戶數割一年平均額、家屋稅ヲ除キタル直接府縣稅一戸平均額及直接國稅一戸平均額ハ前年十二月三十一日現住戶數ヲ以テ、各稅測定濟額ヲ除シ四捨五入ニ依リ厘位迄計上スベシ
- 七 義務教育費國庫交付金ヲ除ク外各項ノ計數カ前年ニ比シ増減著シキトキハ其理由ヲ備考欄ニ記入スベシ

大正十二年九月二十一日熊本縣訓令第五十四號ハ之ヲ廢止ス

(第一號表、第二號表畧ス)

尙參考の爲大正十三年度より昭和三年に至る五個年度の、市町村義務教育費國庫交付金本縣配當額は次の通りである。

市町村義務教育費國庫交付金熊本縣配當額調 (大正十二年三月二十八日法律第二十號以降ノ分)

年 別	法第三條ニ依ル交付金	法第五條ニ依ル交付金	合 計	備 考
大正十三年度	八三、九六、八三〇	一三三、〇〇、〇〇〇	九六五、〇六、八三〇	交付金額四千萬圓ノ時ノ配當額
大正十四年度	八三、五八、五四〇	一一三、八五、〇〇〇	九六五、四四、五四〇	
大正十五年度	一、四六、四六、四九〇	一七、九九、〇〇〇	一、六四三、三三、四九〇	
昭和二年度	一、五七、七六、八八〇	三三、三三、〇〇〇	一、七六、四三、八八〇	交付金七千萬圓ノ時ノ配當額
昭和三年度	一、五八、二七、七〇〇	三三、四二、〇〇〇	一、七三、七三、七〇〇	

八 警上陛下の本縣教育に對する御下問

昭和二年、地方官會議の際宮中に於て地方長官一同に午餐の御陪食を仰付けられたのであるが、其の節陛下は各長官に對しそれ／＼地方行政上の問題につき御下問あらせられた。而して本縣知事に對して

は本縣教育事業に就ての御下問を賜はつたのである。陛下が常に國政に御軫念あらせられること今更申すも畏き極みであるが、殊に本縣知事に對する御下問が教育事業に關することであつたことは恐懼感激に堪へないと共に其の事の決して偶然でないことに就ては縣民特に職に教育に在るもの、奮起を要すべきものである。

學務部長は同年七月十八日次の如き通牒を發して關係者の發奮を促してゐる。

過日地方長官會議ニ關シ宮中ニ於テ地方長官一同ニ午餐ノ御陪食ヲ仰付ケラレタル砌、聖上陛下ハ本縣知事ヲ御前ニ召サセラレ、本縣教育事業ニ就キ御下問アラセラレ、知事ハ詳細奉答有之タル趣ニ候處、右ハ陛下ガ常ニ教育ノ振興ニ御軫念アラセラレ、特ニ本縣ハ教育縣トシテ天下ニ名聲アルノ故ヲ以テ、斯カル優渥ナル御下問ヲ賜ハリタルモノト拜察シ、深ク感激致ス次第ニ候。由來本縣ハ鎮西ニ於ケル教育地ト稱セラレ能ク文教ノ實ヲ舉ケ社會文化ノ進展ニ與寄スル所尠カラズ。更ニ近年ニ至リ縣下各方面ニ於ケル教育關係者ノ活動次第ニ顯著ナルヲ加ヘ勇躍職務ニ勵精シ其ノ實績亦大ニ見ルベキモノアルハ誠ニ喜ブベキ現象ト被存候。然ルニ今ヤ各府縣ニ於テモ教育進展ノ氣運作興シ競フテ其ノ成績ヲ收ムルニ最善ノ努力ヲ致スノ現狀ニ候ヘバ苟モ教育縣ノ美名ニ酔ヒ弛緩停滯スルガ如キコトアラバ實績急ニ低下シ今回ノ優渥ナル御下問ニ對シ奉リ洵ニ恐懼ノ至リニ被存候條此ノ際適當ナル機會ニ於テ生徒兒童其ノ他一般ニ聖旨ヲ傳達シテ激勵ヲ加ヘ、特ニ職ニ教育ニ關係アルモノハ感奮興起協心戮力一層ノ奮勵ヲナシ、斯道ノ振興ヲ圖リ以テ聖旨ニ答ヘ奉ル様致度此段及通牒候也

九 内 容 一 般

1 本期に於ける思潮諸相 本縣が一般的に如何なる指導を爲したかといふことを見る前に本期に於

ける本縣初等教育界は如何なる狀勢であつたかといふことを知る必要がある。それは本期の第一節に於て述べた「思想傾向」と「教育思想界の趨勢」とによつて窺はれる通りであつて、再び詳説を要しないが、唯其の輪郭だけを示して其の必要に應ずることとして置かう。

まづ思想傾向としては

- 自由平等の思想が前期から續いて一層強くなつた。
- 特に過激思想と呼ばれるものが頭を擡げた。
- 一面平和思想が濃厚になつた。
- 國民精神の作興が強調せられた。
- 昭和御大禮によつて國民は著しく國體觀念を明徴にせられた。

更に教育思想界としては

- 作業教育論が従來よりも強くなつて來た。
- 公民教育論が高潮せられた。
- 藝術教育論も強く叫ばれた。
- 自由教育といふことも稱へられた。
- 文化教育學も強い地盤を持つて表はれた。
- 職業教育も獎勵せられた。
- 其他プロジェクト、メソッドとかダルトン、プランとかが唱へられた。

斯かる複雑多様な思潮の交錯で、それが或は教師の諸態度に影響し或は教材の選擇から、特に教授の

方法に關係を及ぼし、それ〴〵の立場に立つて或は主張し、或は排斥し、其の歸趨を何處に求むるか、實に眼眩み、耳聾するばかりの有様であつた。

2 本縣に於ける一般指導 前項に述べたやうな本縣の狀態に對して本縣が一般的に指導した跡を眺めて見よう。十ヶ年に亘る本期間に於て縣當局が種々の機會に於て指導し警告したことは少くない。それ等を一々紹介することは繁に過ぎて却つて大勢を察し難いから次の三項を擧げて本期の指導着眼の一端を窺ふことにしよう。

- 1 大正十年十月發表、熊本縣初等教育指導研究協定事項
- 2 大正十三年 月、縣都市師範聯合指定視察總評
- 3 昭和三年六月指示本年度本縣教育の努力點

右によつて本期の始、中、終の狀況をも察することが出来る。

イ 熊本縣初等教育指導研究協定事項 縣が主催になつて指導位置にある人々が相協定したのが大正十年十月に發表せられ、指導點を明かにし、實際家側の進むべき所を指示した。それは學校經營に關する一般的事項から、各科教授に至るまで詳細を極めた研究であるが、茲には其の一般に屬する分だけを掲げることとする

○ 熊本縣初等教育指導研究協定事項

(一) 學校經營に關する事項

一 學校經營方針如何

- 1 町村の實情を理解して學校經營の方針を確立し學校教育をして町村化並に社會化せしむること
- 2 兒童の實際生活を考察し世界の大勢、國民性の長短等を參酌して兒童教養の方針を確立すること
- 3 經費に關しては積極的態度を持すると共に利用價値向上の方針を確立すること
- 4 職員全部協力一致して教育精神を旺盛にし總ての執務に對する氣合を充實せしむること
- 5 職員の合理的研究を獎勵すること
- 6 小學校教育の効果を顯著ならしめんが爲補習教育の完成を圖ること
- 7 町村教育の方針を町村民に理解せしめんが爲め學校と各種施設団体との聯絡を圖ること

(二) 教授に關する總括的事項

一 教育の新思潮に對する態度

- 1 新思潮に對しては常に研究的態度を以て之を迎へ能く其の思潮の眞髓を究むべきこと
- 2 教育上價値ありと信ずるものは之を實際に施し以て教育の改善を圖るべきこと
- 3 新思潮は長所を有すると共に短所を伴ふを常とするものなれば之が實際の適用に當りては其の取捨を誤らざるべきこと

二 教材の時代化

- 1 教材の時代化は地方化と相並びて教育上甚だ必要なりとす
- 2 教材の時代化は時代の思想、事物の推移を察して十分確信の上に立ちて之を爲さざるべからず、徒らに新を追ひて輕率に之を爲すが如きは警めざるべからず

三 兒童の成績考査の方針

- 1 成績考査の方法は教科の本旨及び教授法の精神に合致するものならざるべからず
- 2 成績考査の評點は出來得る限り確實性に富む方法に依ることを要す
- 3 成績考査は兒童教育の全般に亘りて考慮するを要す

(三)訓練に關する一般事項

- 一 訓練の目標を定むるに必要なる條項
 - 1 時運の趨勢に鑑みること
 - 2 縣民性の長短を考慮すること
 - 3 市町村の情勢と兒童の傾向を參酌すること
- 二 訓練の方案を定むるに必要なる條項

- 1 兒童の環境を調査すること
- 2 兒童一般の傾向並に個性を詳にすること
- 3 民風改善の爲め市町村に於て採れる方法を參酌すること

(四)養護に關する一般事項

養護に關して特に注意すべき事項

- 1 一般設備を改善すること
- 2 運動場を改善すること
 - イ 場面を平滑にし之が永續を期すること
 - ロ 樹蔭を造り芝生を設くること
 - ハ 防寒防風及砂塵を防ぐ施設をなすこと

- 3 學校醫の活動を促進すること
- 4 教授改善に努力すること
- 5 身体検査の結果を活用すること
- 6 病的若くは薄弱兒童及劣等兒童に對する適當の措置をなすこと

(五)設備に關する一般事項

- 一 本縣各小學校の現状に鑑み設備上特に注意を要すべき事項如何
 - 1 特別教室の設置 一般に特別教室の設置未だ不充分なり。速に之が普及を圖ること
 - 2 理科教授上の設備 縣訓令に準據し其の設備を速に完成すること
 - 3 學校衛生に關する設備 學校衛生に關する設備は一般に最も不完全なるが故に速に之が完成を期するの要あり。其の標準に關しては縣に於て調査の上之を示すこと
 - 4 備品調製購入上の注意
 - イ 備品の選擇に留意し適確なる計劃の下に購入年次を定むること
 - ロ 堅牢にして永久使用に耐へ得るものたること
 - ハ 形体等に於て統一あらしむること
 - ニ 積極的經濟主義を採ること
 - ホ 共同購入等の方法により品質を良好にして安價ならしむるべきこと
 - 5 備品及建物使用管理上の注意
 - イ 今一層之が活用を圖ること
 - ロ 今一層其の整理修理に注意すること

ハ 本項（備品及建物使用管理上の注意）及前項（備品の調製購入上の注意）に關しては特に縣に於て嚴達
の必要あるを認む

6 設備と町村經濟との調節

設備は町村の經濟を顧慮すべきこと勿論なるが故に上記の設備を完成せんことは容易の事にあらず。故に此
際左記各項に注意して町村負擔の軽減を圖り以て之が完成を期するを要す

イ 學校の併合、町村の組合町村の併合等によりて町村の負擔を軽減すること

ロ 今一層教室其他建物の經濟的利用の方法を講ずること

ハ 前記備品調製購入上の注意並に備品及建物使用管理上の注意を嚴守すること

口 縣郡市師範學校聯合指定視察總評 聯合視察が如何なる組織をもつて、何程の權威をもつて行は
れてゐたか、其の效果如何といふことに就ては別項に述ぶる通りであるが、要するに縣内の指導位置に
在る人々を網羅して極めて眞剣に行はれたもので、其の批評が發表せらるゝまでには充分の議を練つて
爲されたものである。従つて其の批評は當時指導者側の責任あるものであつたのである。次に示すもの
は大正十三年十月右聯合視察が縣下を一巡した時、最後の視察所熊本市の批評會の席上で過去四ヶ年の
實績に鑑みて其の總評として發表したものである。

○ 聯合指定視察總評

第一 學校經營一般

一 學校經營の根本方針樹立に於ては漸次其の學理的基礎の明確を加へ來れるが如し
然れども動もすれば地方實狀の精密なる調査を缺き爲に其の方針が適切ならざる憾みなしとせず故に學理と

實狀との融合を計り眞に地方に適切にして權威ある方針の樹立に努むることを要す

二 教育が知的方面に偏し訓育方面に於ては其研究稍々閑却せられたる感あるのみならず自由教育の欠陥が影響
して一層其の不徹底を招けるにあらざるか

此の際特に留意して教育全般の完全圓滿なる發達を期せんことを要す

三 學校經營の方針が教育全部の充分なる理解に至らず従つて其の趣旨が實際上に現はるゝことの少きを認む校
長の適切なる指導と教員の修養努力を要す

第二 設 備

一 一般には完全とは認め難し特に特別教室の設置は地方經濟との關係上急に完備を望み難き事情あるべきも教
育の能率を擧げ効果を大ならしむるためにはなるべく其の設置普及の速かならんことを望む

二 教授用器械器具圖書標本等の設備は理科及体操に就ては幾分見るべきものありと雖其の他に關しては未だ貧
弱を免れず

地方經濟を顧慮し年次計畫を樹て、漸次其の充實を圖るは勿論教師兒童の研究製作によりて之を補はんこと
を努めざるべからず

第三 學校衛生

一 學校衛生方面の施設が漸次重視せられつゝあるは喜ぶべき傾向なり

然れども未だ設備不充分にして教師の知識と熱とに於ても亦缺ぐる所少しとせず、今後は此の三點に向つて
力を注ぐ必要あり

二 學校醫の活動には遺憾の點少からず
或は學校衛生一般に就き率先して之が改善に努め或は兒童身體の調査を周到にして教育上の參考資料を提供

第四 授 する等一段の努力を切望す

- 一 自學的學習法の研究は漸次深刻を加へ其の實際的取扱の稍健實に向へるものありと雖尙末梢的方法の模倣に止りて自學指導の眞諦に觸れざるもの或は自由教育の名に禍されて教授の散漫不徹底に陥るもの等尠からず此の際一般の研究努力により健實なる學習態度の樹立を急ぐ要あり
- 二 學習方法の研究に比し教材の研究技術の修練に劣る感あり特に圖書科、唱歌科に於て然りとす故に教師をして所謂實力の養成に努めしむることを要す
- 三 教科及教法の研究に於て一貫透徹せる系統の認め得ざるもの多し特に教科書なき教科或は自由教育思潮の影響を蒙ることの大なるもの等に於て此の傾向あり
- 四 教材の地方化時代化等の主張盛なるにかゝはらず實際上の調査研究之に伴はざる感あり
- 五 周到精密なる兒童調査によりて今一層個別適應の取扱の工夫を望む

第五 訓 育

- 一 訓育に對し其の根本的態度稍動搖し且之を輕視せる感あり
- 二 確固たる信念に立脚し周到なる方案を樹て不斷の努力を以て其の成績の向上を圖るを要す
- 三 個性に應ずる訓育を強調するは可なれども其の對象たる兒童の調査に精密を缺き且つ兒童愛育の至情に遺憾の點なしとせず從つて訓育の不徹底を來せるものと認む一大考慮を要す

第六 補習教育

- 一 男子補習學校の設置は殆ど普及を見たりと雖女子補習學校の未だ之に伴はざるは遺憾なり

二 漸次専用教室の設置を見るは喜ぶべきことなり然れども内部の設備概して貧弱、生徒の出席狀況亦良好と言ふべからず一般の改善努力を要すべき點なり

三 専任教員の設置漸次増加の傾向あるは喜ぶべし而して専任教員設置の學校は皆相當の成績を収め居れり町村經濟との關係もあれどもなるべく此の普及の速かならんことを望む

四 職業教育の施設と成績は相當見るべきものありと雖公民的訓練に於ては尙一層の研究と努力を要す

第七 社會教育

一 青年團處女會は組織整ひ其の活動等漸次見るべきものあるは喜ぶべし

然れども其の活動が動もすれば指導者側の計劃による社會奉仕の如き對外的のものに偏し團員の自覺發奮による對内的修養の熱の足らざるが如き憾あり

機會と機關を與へ其の自覺を促して此の方面の指導に努むるを要す

二 市町村當局、各種團体が青年團處女會を援助誘掖して其の發達を期せんとする傾向の増したるは喜ぶべし

一層連絡提携を密接にし以て社會一般の向上を圖ることを要す

三 一般民心の作興に就て施設の見るべきもの少きは遺憾なれども輕佻浮薄の俗、やゝ矯められ漸次質實の風に向へるが如き觀あり

ハ 本縣教育の努力點

昭和三年六月の縣召集の小學校長會に於て縣が示した同年度教育の努力點といふのは次の如きものである。毎年次分を掲ぐれば能く情勢を知り得るけれども、本期の終りのそれをもつて大凡を察することゝした。

○ 本年度教育ノ努力點 (中等教育ヲ除ク)

初等教育

- 一 設備ニ就テハ町村ノ實狀ニ鑑ミ年度計劃ニ依リ其ノ完成ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 理科、實事科、家事及裁縫科、手工科等ハ勿論其他ノ教科ニ於テモ地方ノ實際ニ即スル設備ヲナシ之カ完成利用ニカムルコト
 - 2 体育ニ要スル器械器具ハ勿論保健衛生ニ關スル設備ノ完成利用ニカムルコト
 - 3 諸設備ニ就テハ常ニ其ノ活用ニカムルト共ニ特ニ其ノ保管手入ニ留意シ教育的價値ヲ大ナラシムルコト
- 二 教育者ハ深ク職務ノ崇高ナルヲ自覺シ常ニ知徳ノ研鑽ヲ圖リ人格ノ修養ト教育的識見ノ向上ニカメ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 自ラ心身ヲ鍛鍊シ常ニ潑刺タル意氣ト向上進展ノ氣象ヲ有スルコト
 - 2 体験生活ニヨリ自ラ信念ヲ養ヒ常ニ實踐躬行以テ兒童ノ善導ニカムルコト
 - 3 常ニ兒童ノ生活ト交渉シ其ノ研究ニカメ以テ兒童ノ熱愛者タルコト
- 三 學校經營ニ就テハ地方化並ニ實際化ニカメ周到ナル方案ニヨリ其ノ徹底ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 經營ノ基調ヲ主トシテ兒童ノ生活郷土ノ實狀ニ求メ堅實ナル校風ノ樹立ニカムルコト
 - 2 縣民性ノ特徴ヲ發揮シ特ニ質實剛健ノ氣風ヲ作興スルコト
 - 3 經濟教育ニ留意シ職業ノ指導ニカムルコト
- 四 學習ニ於テハ概念注入ノ弊ヲ避ケ常ニ其ノ輔導ヲ周密ニシ有用ノ知能ヲ啓培セムコトニカメ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 兒童ノ個性ヲ研究シ其ノ性能ニ應スル指導ヲナスコト
 - 2 常ニ結果ノ反省ニヨリ適切有効ナル指導過程ヲトルコト

3 各教科ノ本質ヲ究メ時ニ系統ト連絡トヲ保チ時事ニ鑑ミ教材ノ研究精選ニカムルコト

五 學校衛生ニ就キテハ合理的ニ体育ヲ獎勵シ保健衛生ノ實ヲ舉ケンコトニカメ特ニ左記事項ニ留意スルコト

- 1 設備衛生、教授衛生、兒童衛生ニ留意スルコト
- 2 改正學校体育要目ノ趣旨貫徹ニ努ムルコト
- 3 可成衛生婦ヲ設置スルコト

3 國民道德の強調 前期から國民思想の浮華に流れ且つ詭激を帯びて來たことに對して初等教育としても教授訓育上警戒と指導とに努めて來たのであつたが、其の形勢は本期に入つて一層強さを増したと言つてよからう。世界大戰の終局と共に改造思潮が世界を風靡して人情風俗習慣儀禮一切を改造せんと叫び出した。舊慣を捨つること弊履の如く、而して大膽に輕卒に新生活様式を形成せんと急いだ。兒童自身も幾分の影響を社會なり家庭なりから受けて來たのであらうが、それよりも教師側の態度の輕卒からして自然學校生活の様式を弛緩せしめ、浮薄ならしめて來た。

指導監督の地位に在る人、或は一部の有識者は此の現象に多大の憂慮を抱いた。

本期に入つて第二年度、大正九年に廣島高等師範學校教授西博士を招聘し、縣設の國民道德講習會を開催せるが如きは、以つて主催側の用意の存する所を察すべきである。

次の大正十年の郡市視學會に於ては縷々指示する所があつてゐるが、其の中に

○着實溫順の美風を失ひ、信仰敬虔の氣分衰へ

○學問藝術の一方に偏して德義を輕視し

- 忍耐勤勉の氣風衰へ主我思想比較的に發達し
- 協同團結の心を缺き犠牲的精神減退し
- やゝ自由を尊ぶ風を生じ附和雷同の傾向あり

など、時代相を吟味して其の是正指導に全力を傾注するやうに述べてある。

之と同時に「神社と國民教育及青年處女教育との連繋に關する件」として指示する所があつてゐる。而して、

- 神社に因る各種行事の意義徹底方に努めしめ
- 神社側との意志疏通提携協力を論し
- 具体的に敬神崇祖の行事上の連絡法などを示してゐる。

國民道徳教養の一法として神社との連絡を密接にすることに着眼したのは本期に入つての一つの新方面である。

斯くの如くして本期は此の方面に於ては大いに指導に努めたが漸次教育者の思想傾向の更なるに伴ひ本期の終頃には學校訓育の狀況は非常に緊張を見るやうになつて來た。

4 學習法の研究 自學自習といふことは前期から盛んに唱へられたこと既に述べた通りである。第一項にも述べた通り本期に現はれた諸思潮は教育作用中に於ける兒童の舞臺を廣からしめるものばかりであつた。如何に巧みに授けるかの教師中心の技巧的教授は過去のものとして忘れられて、如何に良く兒童を働かせるかゝ問題となつて來た。前期には流行の上じりとして、質問責めの教授や、机の排列を

換へて兒童の私語雜談の便をよくする取扱などが見られたと述べて置いたが勿論本期に入つても此の程度のもの無きにしもあらずであつた。併し別項にも述ぶるが如く、教師の讀書熱の向上、研究態度の進歩などによつて此の學習法の究明は漸次其の深さを増して行つた。

大正十二年、「熊本教育」四月號は特に「學習態度養成號」と銘打つて出されてゐる。初等、中等の兩方面の學校から其の研究又は實施の狀況が寄せられてゐる。其中、初等教育に關する分に就て瞥見したところでは、本期の終頃に各郡の教科研究等に於て見得た研究の深さに比してはまだ、遙に幼稚のやうである。従つて學習の實際も未だ其の眞義に徹せず、相當の缺陷を伴つてゐた。例へば

- 自學の形を取入れた爲に教室が落付を失つた。
- 自學の出来ない兒童を遊ばせた。
- 自學は自ら學習を理知的方面に偏せしめた。
- そして教師の人格から發する陶冶機會を少くし
- 記憶模倣を輕視し
- 兒童の外形的活動に欺かれて、其の實質の計量を忘れしめた。

而して之等實際的自學の當然赴く所の弊として、自學參考書の惡用といふ現象を呈した。

當時兒童の自學を對象として出來た參考書は實に夥しい數に達した。而して其の殆どが非教育的であつた。責任を感じ、兒童を尊重する實際的教育の幾分かゝやゝ學習を指導する目的を以て著したもの、外、大部分は何々學習研究會とか何々堂編輯部とかいふ類のもの、編著になるもので、其の通弊は兒童

の考察吟味すべき階段を編著者が爲してやつて、児童は其の結果ばかりを豊富に提供されることになつてゐる。児童の自學といふことは此の種の参考書のために一種極端なる他學となつてしまつた。此の弊に對して大正十三年の郡市視學會には「自學法をよく研究させ且つ適當の設備を奨励せよ」と指示されてゐる。

同年五月文部省からも此の弊害の取締方につき通牒を發した程であつて、縣としても其の趣旨を具体化して次の様に通牒をしてゐる。

○小學兒童學習參考用圖書ニ關スル件 (大正十三年八月)

近時小學校ニ於テ教科書ノ解説書及教科書類似ノ圖書ヲ副教科書又ハ參考書トシテ使用セシムル向漸次増加シ來リ教育上尠カラザル弊害ヲ來スモノト認メ曩ニ文部次官ヨリ右取締方通牒有之候ニ就テハ管下小學校ニ對シ其ノ取締ヲ嚴ニセラル、ト共ニ他面教育ノ健實ナル發達ヲ遂ゲシムルニ遺憾ナキ様御指導相成度此段依命及通牒候也

- 一 正課時間内ニ於テ教科書類似ノ圖書ヲ副教科書トシテ使用セシムベカラズ
- 二 正課時間内ニ於テ各種教科書ノ解説書ヲ參考書トシテ使用セシムルコトヲ禁ズ
但辭書、統計年表ノ類ハ此ノ限ニアラズ
- 三 其ノ他左ノ諸項ニ留意スルコト
 - 1 必要ニヨリ補充材料ヲ採擇スルコトハ差支ナキモ之ガタメ教科書ノ系統ヲ紊リ或ハ其ノ取締ヲ輕視スル等ノコトナキ様其ノ分量及内容ニ就キ慎重ニ調査研究ヲナスコト
 - 2 各種教科書ノ解説書ハ一般ニ兒童ノ健全ナル學習ヲ妨クルコト多キヲ以テ正課時間外ト雖モ使用セシメザルヲヨントス

各種參考圖書ハ嚴選ノ上ナルベク學校内ニ設備シテ使用ノ便ヲ圖リ、補充材料ノ提供ハ際寫物ヲ與フルカ、圖書ヲ貸與スルカ等ニヨリテ兒童ノ經費負擔ヲ重カラシメザルコト

4 其ノ他兒童ノ一般讀物ニ就テモ常ニ選擇ト指導ヲ誤ラザルヤウニスルコト
學習態度の最も浮薄で陶冶實質の缺けてゐたのは大正十一二年頃であつたらうか。別項述ぶる所の縣主催の聯合指定視察の一巡を終つた大正十三年頃は稍落付を見せてゐたやうである。

縣は右指定視察に於て警告的批評を續けて其の弊を救はんとする傍、一面に於ては其の積極的指導を怠らなかつた。即ち大正十三年縣郡市師範其他指導者側に委員を設け「小學校に於ける自學的學習指導に關する施設」といふ調査研究を遂げ、翌十四年三月之を縣下の小學校に配布してゐる。それは實際的施設を相當に指導し得たやうである。

斯くの如く前期から十年近い間動搖した學習態度は本期の終頃に至つて幾分か堅實味を見せて來た。

予の衝動を受けたる四の思想

大江 駿 太郎

- 一 明治三十年前後の五段教授法
- 二 明治三十五年頃の活動主義の教育
- 三 明治四十年以後の福岡流の影響
- 四 大正八九年以後の自發學習教育
- 五 自主的教育

予は明治二十四年四月、玉名郡滑石小學校の授業方助手臨時雇といふ辭令を受けたるを踏出しに、昭和五年四月退

職迄、其間師範學校在學四ヶ年を除き、約三十五年間初等教育に従事したが、此間に於ける教育學說や、心理倫理等の根本原理の變遷も屢あつたが、其等は専門學者に於て述べられてゐるが、其等の學說より流れ來た、實際方面の取扱が、我等末流教員に如何に影響したか、眼を閉ぢて考ふれば、予の大なる衝動を受けたる四の思想を想ひ起すのである。第一は明治三十年前後の五段教授法である、此は湯原元一氏の書によつて我等は學んだのである、豫備提示比較總括應用と、知識授與の順序整然として、よく出來たものだと思つたものである。一体其當時の教育者にして五段教授法を行はぬものは、教育者たる資格なきものと見られ、何々の研究會や、何々の批評會などには、五段教授法を中心として、豫備の段がどうの、應用の段がどうのといつて、議論に花を咲かしたものである。それでもいつの間にか、五段教授法の欠點も見出されて、次第に衰へて行つたのである、我國に紹介した湯原元一氏でさへ次のやうにいつておられる。

すべて物は景氣のよすぎると必ずそろ／＼ポロを出して人に厭がられやがて衰運に傾くものである。(中略)或講習會で聞いた狂歌を一つ覚えてゐる「五段教授で汗水垂らし、それでもお腹はヘルバルト」といふのである。又或教育熱心な郡長が、小學校を巡視した際、校長に「五段教授法を行つてゐるか」と問ふたら、校長は隙さす即座に「御覽の通りの學校でありますれば、當分三段で済まして居ります」と答へて大に郡長の御感に與つたといふ話さへある。かうなるともうヘルバルトも眞剣味を失つて、人心はそれと離れて新しいのを求むるやうになる。

といふので五段の末路がわかる。

第二 明治三十五年頃の活動主義の教授法、ヘルバルトの五段教授法に對して、其欠點が見出された、それは教師の教へる方面のみ極め込んで、生徒の學ぶ方面を顧慮しないと、形式のみで内容がないとか、いふので樋口勘次郎氏が極端に兒童の活動を主とした教授法を唱へ、東京高師に於て彼が實地に行つたのである。之は兒童の心意の自發活動を促し自學自習を奨めたのであるけれども、末流教員になつては、兒童の外形の活動を奨励したものである

それで兒童は「ハイ／＼／＼」といつて手を挙げ「先生／＼／＼」といつたり、「先生知つとります」といつたり、教場を駆け巡りたりして、喧噪を極めたのである、故に後には活動教授と云はずして、噪動教授といふ様になり、樋口氏の死去と共に衰へたのである。

第三、明治四十年頃の福岡流の教育、明治四十年頃であつたか、文部視學官が福岡熊本兩縣下を巡視して後感想を述べて曰く「熊本縣の最優良の學校と福岡縣の最劣等の學校と成績同じであらう、熊本縣人は鈍重にして進取の氣象がない」との意味であつたと思ふ。之を聞いた本縣人は所謂鈍重問題として、切齒扼腕慷慨したのである。時の玉名郡長は「左様に福岡がよければ視察して來い」と小學校長全部を幾つかに分けて、福岡の優良小學校を見せたのである。行つて見ると何れの學校も、世界地圖、日本地圖、村地圖、算術物價表、地理統計表、歴史畫、理科掛圖、体操姿勢圖、兒童の成績品迄學校一ぱい隙間なきやう貼つてある、そして聯合体操と學藝會を型の如く行つて見せる其の規律の整然たること、機敏なること、言語の明瞭なること、表情の甘いことなど、參觀人を感嘆せしめたのである。此視察後の玉名郡教育は、今迄あまり關心しなかつた、外觀といふのに非常に注意を拂ふ様になり「よく見せる」教育法を採つた傾向を生じた。

學校内に色々なものを貼るのも、授業に必要なものであれば弊害がないけれども、不用なもの有害なものを徒に貼る弊を生じたり、學藝會や聯合体操は多くの授業時間を費し、練習を十分にし型の如く作り上げて、誰が來てもそれを見せるといふやうになり、外觀裝飾に墮して内容充實に欠點あるやうになる傾があつた。

第四 大正八九年以後の自發學習教育、予は大正九年十一月東京成城小學校の講習會に出席して、新教育説を聞いたのであるが、其所説は教育は兒童中心主義でなければならぬといふことが力説された。今迄の教育は教師本位で、教師の知識を兒童に傳へて之を記憶せしむるのみであるが此後の教育は兒童の學ばんとするのを教師は輔導すればよいのである。授業といふのは間違で學習でなくてはならぬ、教室といふのは學習室と云はねばならぬ、全くコベル

ニクスの轉回を行ふべきであるといふのである。之よりして創造教育、個性尊重教育、プロジェクト法、ダルトン案等鬱然として起つた。此等は眞に理解ある教師に於て行はるれば、誠に有効なれども末流の處に行けば、やはり百弊交々生じて取止めのないものとなつた。児童の個性尊重は自由放漫に流れたり、創造教育はあまり難問題を児童に與へて其身心を害つたり、プロジェクト法やダルトン案も過重の負擔となつて神經衰弱を起したり、自習自學より相互學習となり、児童相互の議論が脱線して終局がなくなり、教師は茫然自失して傍觀するばかりで、取極めのつかぬやうになつたりして之も末路をたどつたのである。

第五 自主的教育 以上予を衝動したる四つの思想に就て、概略を述べたが、其衝動を受くる毎に右に傾き左に傾き、極端より極端に走つたのであるが、斯くする中に予も五十歳を過ぎ教育の思潮の流行が、其結果はかくなるといふ見渡のつく年齢となつたのである。大體教育の根本問題を間違ひなく掴み得るやうになつた。教育は御祭騒でもなければ、よく見せる爲にするのでもない。流行に従ひグラ／＼すべきでもない、大地にシツカリ足を踏みつけて、大局に目をつけて、唯一途に児童の幸福を増進する爲に、己が一身を捧ぐることである。我が名を賣る爲に児童を犠牲にしたり、學校の名聲を擧ぐる爲に虚偽の宣傳などしたりしては、教育の進歩どころか大退歩せしむるものである。各種の教育思想は、教育者に於て取捨選擇を誤らなければ、何れも有益なものである。自發學習も児童の自習すべき部分と教師の指導すべき部分とを、よく調和適用すべきである。五段教授法も今以て難問題を授くるには適當の方法である。教室に貼出すことも學習に必要な參考資料を與ふることにせば、極めて必要である。要するに眞理は中庸にありとは、昔も今も變らぬことである。予も退職前數年間は、當局、父兄、職員等各種環境に何等心配なく、左右を顧慮することなく、自己の所信を着々實行し得て、愉快に職務を終了することを得たるを今以て喜んでゐるものである。自己の休職より割り出したる、教育意見こそ最貴重な指針である。

5 獎勵教科の体操と理科 体操科の獎勵に就ては前期に於て述べて來たが、本期も續いて縣郡當局の獎勵もあり、社會一般の体育熱は年と共に煽り上げられてそれこそ老幼婦女に至るまで、競技用語の少し位知らないものはないといふ程になつた。

前期の体育的特長は言はゞ体操的体育であつた。而して訓育を加味した合同体操や獎勵の意味を帯びた聯合運動會であつた。本期も前半はまだ体操が体育の中心であつた。聯合運動會なども体操の技量比べと徒競走の一本槍であつた。

而して此の頃は縣郡の施設として頻りに体操の檢閲といふのが行はれた。各學校毎に又は數校の寄せ合せによつて体操の實演をさせて批評指導が行はれてゐた。之等の行事は体操科の成績を相當に向上させた。それと同時に児童の服装は男子は固より女子の方も急速度をもつて改良されて、輕快な動作が出来るやうになつて來た。

大正十五年の小學校令施行規則の改正は体操科に競技の二字を加へた。事の茲に至るまでに教育實際界は相當に此の事實を見せて居た。中等學校其の他の競技界が目覺めたと同時に小學



熊本市体育協會主催九州學童レリ大会

校教育にも漸次各種の競技が試みられて来た。それが此の改正によつて一層具案的に指導されるやうになつた。従つて其の競技法などは大いに研究され、其の技術も年々上達して来た。オリンピック競技會野球大會庭球會排球、籃球等の試合までも現はれて来た。殊に女兒の体育は常に一足後から扈從するやうな状態にあつたものが本期の後半などでは殆ど男子同様の活動を見せる程になつた。

理科は前期から戦後教育の重點として体操と共に奨励せられて来た。殊に施行規則は理科を四年から課するやうに改められた。教科に軽重はないとは言へ、本科の如何に必要感を大にせられたかを知るこゝとが出来た。

本縣に於ては大正十年四月次の如き訓令を發して理科教授の振興と設備の充實を促してゐる。一面本縣の欠陥、當時の状況をも察することが出来る。

熊本縣訓令第三一號

本縣一般ノ學風ヲ見ルニ概シテ文科ニ屬スルモノ秀テ理科ニ於テハ其ノ未タ然ラザルモノアリ、此ノ傾向ハ獨リ本縣ニ於ケルノミナラズ我國教育ノ一般狀勢ナルカ如シ。惟フニ社會文化ノ發達ハ其ノ科學ノ進歩ニ俟チ殖産興業亦之ヲ科學ノ基礎ニ置クヘキモノ益々多キヲ加フルニ至リタルヲ以テ之ヲ現在及將來ニ鑑ミルトキハ本縣ノ學風ニ在リテモ益々理科教育ノ徹底ヲ圖リ以テ理科的智識ノ普及ヲ期スルノ要緊切ナルヲ認ム。

理科教育ノ振興ハ我國戦後教育ノ一大要目トシテ一般教育界ニ於ケル著大ナル趨向ヲ爲スニ至レリ爾來本縣ニ在リテモ理科教授ノ改善ニ關シ専ラ力ヲ致ス所アリ今ヤ其ノ實績多少觀ルベキモノナキニ非ズト雖モ本縣現下ノ實際ヲ觀ルニ尙其ノ要望ニ副ハザルモノ多ク之ガ改善ノ余地尙大ナルモノアルヲ認ム

理科教育改善ノ方途固ヨリ一ニシテ足ラズト雖モ其ノ最モ根本的ナルモノハ教師ノ實驗及兒童ノ實驗觀察ノ設備ヲ完成スルニ在リトス如何ニ教材ノ選擇ヲ行ヒ教授方法ノ研究ヲ遂クル所アリト雖モ其ノ觀察實驗ノ設備完整ヲ缺ク所アランカ教師ノ指導的實驗ハ勿論兒童自動的實驗觀察ノ効果ヲ擧ゲテ斯科教育ノ目的ノ達成ハ到底之ヲ期スルコト能ハサルヲ以テ理科設備ノ完整ハ斯科教育ノ徹底ヲ期スル根本方策ナリト謂ハザルベカラズ本縣小學校理科設備ノ充實方ニ關シテハ督勵ヲ加フルコト年アリ學校當局亦意ヲ致ス所少カラズト雖モ現在ノ實際ヲ觀レバ未タ其ノ所期ノ程度ニ及バザルコト遙ニ遠キモノアルハ寔ニ遺憾トセザルヲ得ズ是レ市町村財政ノ如何ニ因ルコト多カルヘント雖モ斯科教育ニ於ケル重要ナル地位並其ノ戦後教育ノ一大要目タルノ所以ヲ完フセンガ爲ニハ宜シク大所ヲ達觀シ市町村財政ノ按配ヲ圖リ極力其ノ設備ノ完成ヲ期セザル所ナカルベカラズ以茲今回本縣ニ於テハ特ニ調査委員ヲ設ケ其ノ必要ノ限度ニ鑑ミ且市町村財政ノ按配ヲ顧慮シ茲ニ本縣小學校理科教授設備標準ヲ制定シ其ノ據ル所ヲ示スコト、セリ

惟フニ理科ノ範圍ハ頗ル廣汎ニシテ博物、物理、化學ノ各方面ニ亘ルヲ以テ其ノ實驗觀察ニ必要ナル標本掛圖器械器具ノ類枚舉ニ遑アラズ是ヲ以テ其ノ理想的設備ノ完成ヲ一朝ニ期スルハ市町村經濟ノ現狀ニ鑑ミ稍困難ノ感アルヲ以テ本標準ニ於テハ特ニ緩急ヲ考慮シ其ノ最モ必要ナル普通限度ヲ採リ尙其ノ設備順序ヲ第一次第二ニ分チ第一次設備ヲ完成シタルトキハ更ニ第二次設備ノ完成ヲ圖ルコトトス而シテ第一次設備ニ於テハ其ノ經費約貳千八百圓ヲ要スルモ現在各學校其多少ノ設備ヲ既有スルヲ以テ其ノ他ハ學校ノ大小ニ應ジ一兩年ノ間ニ順次其ノ充實ヲ遂ゲ更ニ第二次設備ニ在リテモ一兩年ニ於テ之カ完備ヲ圖リスノ如クシテ四五年ノ後ヲ期シテ縣下學校一齊ニ其ノ設備ヲ完成スルコト、セリ局ニ當ル者克ク此ノ趣旨ヲ諒シ本標準ノ首ニ掲ケタル注意條項ヲ知悉シテ具體的計畫ヲ樹テ万難ヲ排シス其ノ實現ヲ圖リ以テ該科教授ノ徹底ニ資シ戦後教育振興ノ要求ニ副ハンコトヲ期スベシ

大正十年四月

熊本縣知事 川口彦治

右に依る設備標準は理科各部分に分ち、教師用兒童用それ／＼必要度の設備をしてゐるが、此に掲ぐることは省き、其の注意事項の二三を拾つて示して置かう。

注意條項

- 一 第一次設備ハ本縣小學校理科教授ノ現状ニ鑑ミ最少限度ノ標準ニ於テ最適當ト認ムルモノヲ選定シタルモノナレバ至急設備ヲ要スルモ經濟上萬止ムヲ得ザル町村ニテハ一兩年中繼續事業トシテ完成スルコト又繼續的設備ヲナス場合ハ教師用ト兒童用トノ緩急ヲ見計ラヒ設備スルコト
- 一 第二次設備ハ第一次設備濟次第引續キ備付ケ教授ノ徹底ヲ圖ルコト
- 一 但現在ニ於テ既ニ第一次設備ヲ終ヘ居ル學校ハ第二次設備ノ完成ニ着手スルコト
- 一 教師ノ努力自作ニヨリテ出來ルモノニ重圍ヲ附シ置キタレバ成ルベク製作採集ニ努ムルコト
- 一 教授材料トシテ何レノ地方ニテモ容易ニ蒐集シ得ベキモノハ之ヲ省キテ記載セズ。單ニ標品トシテ豫メ備付クヘキモノノミヲ擧ゲタリ
- 一 特別理科教室ノ設置ハ教授上最大切ナレバ町村經濟ノ許ス限り成ルベク急ニ設置ノ方針ヲ採ルコト
- 一 設備セシ器械器具標品ノ整理ニ意ヲ用ヒ特ニ其ノ修繕保管ニツキテハ深甚ノ注意ヲ拂フコト

前記からの繼續として簡易實驗法の研究、従つて簡易理科器械の工夫製作、兒童の實驗訓練等大いに研究された。而して設備に於ても點々理科室を有するものあるに至り、諸器械標本の充實に一萬以上の巨費を投ずるなどもあつて漸次内容を進めて來た。

但し本期の終頃は藝術教育等の勃興のために理科教育は或は其の熱度の降つたのではないかと觀ぜら

れるやうであつた。

感想

碩臺校 山 來 嘉 富

私が木山小學校長から大津小學校長に轉任したのは十一年前の大正九年であつた。世界大戰の苦患を嘗めた我が日本もとても國民に科學的訓練の不足を痛感して全國教育界に理科教育の振興を絶叫した時代であつた。本縣下小學校の理科設備の貧弱なるに鑑み時の縣郡當局又之と歩調を合せて其の完備に獎勵鞭撻を加へ此の方面に一大躍進を試みんとしたのも此の秋であつた。

然るに當時の理科教育の實際は例へば「鉛」と板書して之は何と讀むか、さあ机の上に書いてごらんと言つた様な何等科學的訓練を経るでなく文字記號の讀方書方乃至空疎な説明によつて終始し、然かも科學的知識を附與し延いては自然愛好の念をも養はうとする眞に木に據りて魚を求むる以上困難な企及であるのが尠くなかつた。此の奇現象と縣當局の獎勵とに衝動されて赴任早々ではあつたが私は大津校の理科設備に取りかゝつたのである。設備の方

針は

第一 本質より考察して理科教育は科學的訓練を根幹として科學的知識を授け自然愛好の念を養成すべきの故に設備なくては理科教育はなし得ざるもの

第二 科學的訓練をなさんと欲せば兒童一人毎に實物標本を與ふるを以て理想とす併し經費の都合上四人一組六人一組等にし一組毎に之を與へ得る設備をなすこと即ち兒童實驗を本体とす

故に從來の如く各種一個宛購入するが如き方法を取らず經費の許す範圍に於て一學級の組數に應ずべく同一種類宛整備する様購入するものとす

第三 從來教師の製作したる理科機械を簡易機械と稱したるも島津製作所等より賣出す物も共に本物より見る時は簡易機械なり而して等しく法則概念を歸納せんとする道具なり兒童は之を以て實驗考察して原理を獲得し聽ては本物の文明の利器を理解し説明し得る趣味と態度とを啓培さるゝ事になる。然るに現在の教師の製作による簡易機械は未だ不完全不正確にして實に頼み少し故に比較的多額の經費を要すと雖も島津製作所等の物を購入せんとす

として當時の部下職員（現新明校長平田辰平君、現大津校首席訓導櫻田龍次郎君、現白川校訓導紫藤操一君等の幹部を始めとして）と寢食を忘れて一週間餘を費して調査立案した。最初は理想案として約六千圓になつたが町勢に鑑み大削減して結局四千七百圓に縮少した當時の大津町當局（現縣町村長會長宇野忠吾氏）は大英斷を以て之を町會に附議した結果内二千七百圓は同町基本財産の繰替使用に、二千圓は寄附募集によりて之を充足することに一決した大正十年の夏季休業以後は職員全部寄附募集に機械器具標本の購入に且つ周密なる理科教授細目編成に長い休みも日曜祭日も晝も夜も全く不休の状態であつた、

其の間の苦心談は少くないが今は之を省略するかして十一年三月には設備殆ど完成し寄附金は豫定額を超過して實に三千圓を集めた。之には試験管一本にも私の魂を打込んだものであつたに拘らず其の三月末日附を以て私は人吉校長に突如轉命を受けた。設備は使用を目的としての物である事は言ふ迄もないが勿論私は町民兒童に對して實に相濟まぬ氣持を以て官命に従つたのである。併し今日尙郡中大津校が其の設備に於て運用に於て一頭地を抜いてゐると言ふ事を承はつて衷心感謝と満足の意を表する次第である。

目下我が教育界には概念注入の教育を避け兒童の體驗を尊重し生活指導の教育を主張せらるゝや切實なるものがある。此の時彼來往する私の胸中には更に一步を進めて尙論じて見たい問題がある。併し本稿は唯教育感想の一端として企てたものであるから之で擱筆することにす。

6 思潮の影響を受けたる諸教科

國語科 藝術教育の提唱、鑑賞教育の主張、それ等は國語科の教育に大きな方向變換をさせた。讀み方科に於ても鑑賞々々で随分と教師の空疎な感激の押賣的な授業も見られた。綴り方は前期から自由選題論と課題論が随分賑合つてゐたが、一面自由教育の聲に和し且つ其の日暮しの便利から大分自由選題で押通して行く實狀であつた。其の上に右の鑑賞が盛んに用ひられて、動もすれば綴り方と讀み方と何程の相異があるかを疑はしめる程に至つた。

併し兒童をして内觀的思索的に導くこと、文章が伸び／＼して而も深刻を加へ個性を現はすといふこと等は著しく進歩して來た。和歌俳句など教材とする傾向も増して來た。

圖畫科 自由畫といふ聲は前期から相當に高かつた。本期も同じく其の思潮に棹してゐた。兒童はたしかに描くことを喜び、自由な放膽な而して兒童らしき境地を示してくれた。教師其の人の技術も大いに進んで來た。少し古い手合では指導が出來ないやうに成績は向上した。學校によつては水彩、油繪にまで手を伸ばしたところもあつた。

併し指導宜しきを得ない兒童はクレヨンやバスタルなどの濃厚極まる塗り方で而も形態意識の漠然たる随分粗末なものを見せる向もあつた。

算術科 勞作教育、體驗教育、實驗實測の主張、それ等の影響は本科の教授に大分形式を換へさせた。實際化、生活化といふ聲などからも動かされた。問題を出しては解かせては進むといふ單純な教育

では許されなくなつた。實驗實測、それ等の爲に設備も考へられるし、或は兒童が銀行に調査に行つたり、或は旅行案内が材料とせられたり或は教室に模擬郵便局が設けられたりして算術が計算といふ單純な仕事から擴張せられて活氣を呈して來た。

家事科 大正八年から家事科が高等科の女子の必修科となつた。理科教育の獎勵と相伴ひ、又教育の實際化にも動かされて、此の教科は本期に入つて俄かに注意され出した。

一方に於ては教師の準備も相當に必要であつた。高等科の家事科を有効に指導し得る教師は有り餘つてはゐなかつた。都會地の直輸入式に模倣して歓迎を受けなかつたりした。或は設備が出来てゐなくて宿直室の一隅で七輪を並べたり、小使室の釜で御飯を煮たりするやうな所もあつて、本期の初めの家事科はまだ幼稚であつた。それが本期の終頃になると頻に催さるゝ家事科の講習の如きで教師の實力も稍増して來たし、一方女子師範の専攻科卒業生なども漸次加はるし、それに家事室の設備なども漸次見受けるやうになつた。

7 聯合指定視察 前期に於て指定視察が郡市又は其の都會單位でもつて盛んに行はれたことは述べて置いた。本期に入つても其の狀況は變らなかつた。而してやはり相當の効果は收めて來た。

然るに本期に入つて大正十年七月、縣と郡市の學務關係者及び三師範學校の校長主事首席訓導教員養成所長、主事といふ多數の聯合によつての指定視察が行はれた。便宜上之を聯合指定視察と呼んで置かう。

學務課長を視察團長とし縣郡市視學十餘名、同社會主事及主事補十餘名、學校衛生主事、三師範學校及養成所關係者を加へると堂々四十餘名、それが學校經營一般、教授(文科理科技能科の三部に分つ)訓育、養護、設備、社會教育、補習教育といふ様な部門を設け、それに部長や部員が配屬される。それ等が終日視察調査質問して宿所に引揚げて、大いに論議研究して翌日の批評要項を定める。時に鷄鳴を聞くことさへある。斯くて翌日は精練された右批評事項の發表がある。

それは縣としては餘程重視した行事であつた。視察學校には縣下の校長教員百以上にも達する傍聴があるのを例とした。従つて此の席上に於ける批評は自ら縣下全般を批評する勢となつてゐた。當時自學自習の聲は響するばかり、且つ一方教師の哲學方面の讀書熱は其の絶頂に達した頃であつた。従つて學校經營の態度方針、日々の教育の實際、如何にも哲學的色彩を帯び、雲を掴むやうな、殆ど自己を忘れて、思潮の縫ひ合せたものを纏めて浮かれ出したやうな姿を呈してゐたのであつた。或る學校の「學校經營案」には「何々主義」に據りと旗幟を振りかざすこと十數種もあつて、其の各主義の協調融和可否について質問を受けて殆ど纏つた解答が出来なかつた様な有様もあつた。或る學校では一部下教員が所謂哲學的術語の羅列によつて「經營案」を作り上げたので、視察當日視察員の質問に對し校長は殆ど答へ得なかつた慘狀などもあつた。斯くの如くして鬼に角當時の教育は學的に根據を掴まんとはしながらも、實は未だ不安定なもので、其れ等の上に建設せられんとする學習なども、實に危険なものであつた。

之等に對して右の指定視察は常に中正穩健な態度を持して指導して來たので、四ヶ年をもつて縣下約三十校位を一巡し得た。而して其の總評として發表した事項は第二項にも示した通りである。

其の後此の指定視察は特別研究者などを加へて數を増し、三團位に分けて施行されて大正十五年まで續いた。本縣視察が前後六ヶ年間繼續に行はれて其の穩健なる指導をなして來たことは動搖甚しかつた本期の教育をして甚しく誤らしめなかつた上に多大の効績を挙げたものと認めねばならぬ。

8 哲學研究流行 これも前期からの繼續である。本期に入つてからは一層其の熱度が高くなつた。世界大戰の終結と共に世界を通じて改造思想が擡頭した。教育界にも此の聲は相當に強く叫ばれた。

而して改造の前提として其の依據する所を掴むことを要した。斯かる徑路は慥に哲學研究の動機を爲したと見て誤りなからう。

教育者が其の教育信條を得んが爲め、其の態度を安固にせんが爲め、或は教育方法の研究に理由づけせんが爲め、其れ等の必要から哲學を研究することは勿論良いことに極つてゐる。簡單に常識的に判斷して淺薄な教育觀を立て、之を墨守して行く等と遙に誠意ある行き方と言はねばならぬ。斯かる意味に於て此の傾向は教育界にとつても一大劃期を描かんとする前提として喜ばしいことではあつたのである。

然るに誰しも完成を急ぐ。其の理解が疑はるゝ程度のものにして早くも之を亂用したがる。學校經營案にも、學級經營案にも、何教科研究にも、或は一時間の指導案の上にも、それは／＼哲學的術語が並

べられてゐないでは全く時代後れの如く取扱はれたのである。口を開けば哲學、筆を執れば哲學、哲學は正に教育者の識見の新舊を判ずる唯一の條件かの如く見做された。

大正十一年九月號の「熊本教育」に於て第二師範學校教諭鈴木博也は「哲學的幻影に魅せられんとする教育の傾向」といふ一論文を寄せて警告する所があつてゐる。

其の後大正十四年の郡市視學會に於ても次の様な指示をしてゐる。

○ 教員ノ修養ニ關スル件

近時教員ノ研究心一般ニ旺盛ニ向ヘルハ誠ニ喜フヘキ現象ナリト雖モ或ハ自學的學習ノ名ニ誤ラレテ教法研究ヲ疎ニスルモノアリ

或ハ哲學方面等ノ研究ニ偏シテ教科ノ知識ニ乏シク技能ニ未熟ナル者アリ斯ノ如キハ動モスレハ兒童心身ノ發達ヲ害シ個性ノ伸展ヲ妨ケ或ハ兒童ニ誤リヲ傳ヘ理解ヲ困難ナラシムル等其影響スル所甚ダ懼ルヘキモノアリ各位ハ教員ノ修養ニ關シテ適切ナル方向ヲ示シテ一層其ノ効果ヲ大ナラシムル様努メラレタシ

斯くして本期の終頃には稍其の趣を異にし、輕卒な亂用などは幾分減じたやうであるし、別項述ぶる所の教科研究の如きは餘程深みを増すといふ効果を見せたりして必ずしも哲學研究の弊のみを憂ふるにも至らなかつたやうである。

併し昭和二年文部省督學官金子健二は本縣の初等教育を視察した結果、やはり哲學的幻影に迷はされて浮調子であることを警しめてゐられる。(別項「視察者の觀た本期の教育」參照)

9 深みを帯びた教科研究 學年研究とか教科研究とかこれまでとも勿論行はれて來たが、本期に入つての教科研究は前項に述べた哲學研究等の影響を受けて餘程深刻さを増して來た。各郡市其の研究方は相似たものであつて幾名かの委員に委嘱して其科の研究をさせる。之と相並行して其の研究物を批評研究建設せんが爲の代議員が別に命ぜられる。朝野二色に分けるやうなものである。一ヶ年位の間に個に充分の研究を進めて置く。委員は愈々研究物と其の實證としての研究教授とを提供して代議員側の研究對象とする。質問應答が續けられて後代議員側の深刻な批評を聽くといふ順序になる。

其の研究物も從來の謄寫刷程度のものでなくて、立派な活版印刷の何百頁のものが出来るし内容も諸説諸思潮の比較吟味、而して自己の立場などいふやうな點から、具体的に教授の方法、設備といふ様な周到詳細なもので相當有益なものが出来る。

教授の實際は研究物通りには伴ひ難い傾向を持つてゐるが本期の初頃に見た様な亂調子を見ないやうには此の教科研究も相當に貢献してゐると解せねばならない。

10 入學準備教育 前期にも述べたことで、本期に入つては一層入學競争が激甚を加へて來た。中等學校の方でも種々に研究されて見るけれども、兎に角何等かの選抜法を採ることだけは餘儀ない。メンタルテストの方法なども加味されて來たりしたが、兎に角受験者としての競争には變りがない。方法が變れば準備法もそれに従つて變らねばならぬといふ關係で却つて兒童は多忙を感じる。之れまで屢々注意されてゐることではあるけれども此の準備指導は益々激しく兒童の心身は益々疲らされ、且つ小學校

教育の常態を保ち得ないまでに準備色彩が加つて來た。

縣は大正九年六月訓令を出した。そして學校に於ける此の種の教育及び家庭に召集しての指導一切を禁止した。併し一片の訓令で簡單に禁ぜられるやうなものではなかつた。正直に準備指導を止めると言ひ出して父兄から大變な不満を並べられた例などもある程で、大勢は到底如何ともすることが出来なかつた。或は復習指導の意味で何時まで兒童を残すことを得など、規約めいたことをした例もあるが實際は其の通りには行かなかつたやうである。

昭和二年、中學校高等女學校の入學者選抜法が改正され、翌三年三月から試みられることになつたが此の方法が兒童や小學校に與へた影響は特別に難詰な材料について詰込的準備をなすには及ばないといふ一事であらう。其の點は余程好結果をもたらしたやうであるけれども、但し競争其のことは希望者が減じない限り到底免れない問題である。其の後とてもやはりそれ相應の準備行爲は續けられて居るやうである。

11 學級經營の研究 學校教育の對象は幾様にも考へられる。學校全体、次は尋常科と高等科、或は同一學年、或は各學級、各個人、更に質的に見て優中劣、性的に見て男女、更に見方を變へて地方別など幾つもある。其の分類仕方によつて教育の目的方法が種々に考へられる。何れの見方にしても相當研究され考慮されて來たことではあるが本期に於て特に留意され出したことは學級といふことである。大体に於て一教員が一學級を受持つ。従つて教師の意識の常に而も最も強く向けられて行くのは此の學級とい

ふものである。従つて教師の計畫も實動も常に此の一団体を對象として爲される。學校長が一枚を對象としてゐるに對し、教員は各受持の學級を對象とする。而して其の學級は教師との關係交渉に於ても、心身發達の同程度といふ點からしても、教育上の一單位団体として最も適當な事情に置かれてある。之等の事情からして學校長が學校經營を研究するが如く、一教員は學級經營を研究する。此の傾向は特に本期に入つて盛んになつた。

擔任教員は其の學級の沿革を知り、長所短所を知り、各種の調査によつて心身の狀況を知り、之等を基礎として理想を掲げ、方針を立て、教授に訓育に養護に具体的方案を立て、而も常に學校經營の理想方針と並行提携し具体化し學級化するやうに考慮を怠らないやうにする。これが學級經營の要領である。即ち教科書だけを掲げて漫然と教壇に上るといふことでなくて、周到なる計畫のもとに學級の生活を指導しようといふのである。

大抵の學校が綱領を示して、學級擔任に其の經營案を作成せしむるやうになつて來て、郡によつては從前の優良學校表彰などの趣旨を學級に移して選奨を行ふといふ程になつて來た。

12 表彰 本期に於ては表彰等に關する規程は何等の變改を見てゐない。而して右規程に依る表彰などもそれ／＼行はれて來た。それ等の一々は詳説を略して別に表示することゝした。

然るに本期に於てはそれ等と異つた特殊の表彰が行はれてゐる。その一つは大正十年十月三十日には勤績滿三十年以上の小學校長正教員に對し銀杯の御下賜があつた。本縣としては此の光榮に浴するもの

十八名に上つた。

尙大正十一年十月三十日學制頒布五十年記念祝典に際し文部大臣より四十年以上の勤績者を表彰した。本縣からは球磨郡大瀬小學校長竹内猪三郎が其の光榮に浴した。

本縣としても同じく學制頒布五十年を記念せんが爲に優良小學校の選奨を爲した。其の選に預つたものは八代郡代陽小學校、球磨郡人吉小學校、天草郡富岡小學校の三校であつた。

更に昭和二年二月、ベスタルツチーの百年祭に際し我が國民教育獎勵會は教育精神を振作し、國民に對し其の理解と尊重の念とを高めんが爲に各府縣一人を限り教育功績者を表彰した。本縣からは熊本市碩臺小學校長法政雄が此の榮譽を得た。

13 女教員の覺醒 女教員は前期から俄に數を増して來た。従つて教育者としての女教員といふものが研究的に觀られるやうになつて來た。女教員自身からも自由平等の思想、男女同權論などの影響を受けて自分の足場を明瞭に確實に見極めようとし出した。斯くして本期に入つては前期あたりとは比較にもならない程の進展を見せるやうになつた。それ等の狀況を今少しく具体的に述べて見よう。

前期の初即明治四十年から數年置きに男女教員の數を掲げて見よう。

年次	男教員	女教員	合計
明治四十年	二、二三七	七〇三	二、九四〇

同	四十五年	三、〇六四	一、一四四	四、二〇八
大正	七年	三、一四一	一、一九〇	四、三三一
大正	十二年	三、三四二	一、四四八	四、七九〇
昭和	三年	三、六九四	一、六〇二	五、二九六

此の二十二年間に男教員が一倍半余に増してゐるのに女教師は二倍強に増してゐる。明治四十年頃は女學員は男教員の三分の一程度であつて、此の割合は漸次破られて昭和三年には、やがて二分の一に達せんとしてゐる。尙明治四十年には小學校數は分教場を合して七百四十であるから、女教員は一校一名宛に足りない程度であるか、昭和三年は分教場も加へて六百三十九であるから、一校に二人半の割合となる。

斯く數の上に於て勢力を増して來た女教員といふものが、若し其の實質に於て不安を抱くやうであつたら、教育全般の能率としては非常な低下を來すことになる。茲に憂慮を覺えたのか當局としては屢郡市視學會等に女教員の實質向上と勤務成績の向上とに就て注意を促して居る。大正十二年六月の縣内女教員大會の席上に於て、中村學務課長が與へた訓辭の要點は

○小學校教員の三割強を占めてゐる以上本縣初等教育の振否に多大の影響あることを自覺せよ

○思想問題に對し妥當なる見解を持つて。

○實際教授には愛と熱とを以て當れ。

○特に讀書修養に努めよ。

○體育を重んぜよ。

○社會教育に一層力を注げ。

の六項である。

其の他女教員の縣外視察、女子的教科の研究會、郡市又は全縣の女教員大會、女教員關係の講習會など種々の施設指導によつて着々と女教員の自覺を促し、活動を催進し、研究を進めて來たのである。其の中にも女子師範學校が大正九年以來毎年主催する所の縣内女教員大會は女教員のためには天下の大勢を察し、輿論の所在を知り、活動の方向を正しうし、以て自覺を強くする等緊要な指導機會となつてゐたのであつた。

此の會も初めの間は所謂戦後の改造思想で平調を失つてゐた時であつたから、女教員の意見も随分猛烈なものがあつた。校長を俎上に乗せて氣焰を擧げたり、當局を向ふに廻して要求をして見たり、女學校長を作れ、女視學を置けなど當時全國女教員大會に於て氣勢を揚げたやうなことの蒸返しをやつたりする空景氣が見受けられた。その間常に幾部分の先輩格の中正意見が之を統制する様な狀況であつた。

而して會を重ねるに従ひ研究協議は次第と眞摯を加へ、恰も社會人として女子が男子に對して自己の位置と使命を正解したが如く、女教員は男教員に對して女教員獨特の位置と使命を理解して其の活動に大いに安定性を見せて來た。

尙有資格者の増加に伴ひ、女學校卒業生の代用教員が漸次姿を消して女教員の實質も余程向上し、僅かではあるけれども女子師範學校專攻科卒業生も伍間増加をして女教員の貫祿を高めた。

視察者の觀たる本期の教育 昭和二年六月文部省督學官金子健二が一ヶ月餘に亘つて本縣を視察された結果につき批評をされたのが「熊本教育」に掲げられてゐる。中等學校を多く視察されたので、小學校に對する批評は其の一部に過ぎないが、該當の部だけを摘記して本期の終、言はゞ本縣教育六十年の到達點に對する批評とも解せらるゝものとして翫味することゝしたい。

○ 本縣初等教育に關する金子督學官講評

熊本縣は由來教育縣であるといふ事は先程申しました通りでありますので、拜見致しました所では非常に皆教育に御熱心であり詰り其の土地其のものが非常に教育と云ふものに熱心であると云ふ事そう云ふ意味に於て私は熊本縣は教育縣の一つであると云ふ事を申すに私は何等反對はないのであります。然し乍ら教育といふものは改善したいと云ふ其の動機其のものから動機は熱烈であり眞面目であると云ふ點から見ても、これが教育縣であるといふ事になるのであらうと思ふのであります。然るに其の結果は果して其の動機と一致する所があるかどうかといふ事に考へをおきますれば、私は決して一等縣ではないと認めて居るのであります。誰が何時の時代から教育縣であるといふ様な事をいつたのか知りませんが、未だ〳〵そう云ふ事をいふ様な時代では決してないのであります。先づ私が見た所では二等縣

位であり決して一等など〳〵云ふ言葉はどうしても私がいくら最負目に見ても申されないのであります。夫れは小學校の方面から中學校をズツト見渡して靜かに考へて見ればどうか知れませんが、忙しい所の旅行から歸つたばかりで考へ見てもどうしても私は一等縣とは申されないのであります。私は今迄大分學校の數を各縣で見ました。そういふ様な眼から見まするといふと未だ〳〵此方の縣より進んで居る縣は澤山あるのであります。此處に於て教育縣であるといふ名前をつけるには未だ早い。そういふ名譽ある名前をつける事は出來ないのであります。新參の諸縣が今や教育縣として充分な價値を擧げつゝあるのであります。私は多少此方の縣は名前倒れになつて居る杞憂があるのであります。然し乍ら重ねて申しますが教育縣としての對象物である生徒其のものは非常に良いと思ひます。重厚であり非常に生徒の質は良いと認めます。之れは他縣では却々認められないのであります。私は當縣の美點であると思ひます。其の對象物が良いのに未だより一層其の對象物を良くしようといふ熱心さがあつて詰り初めて教育一等縣であるといふ様な名前に相應しいのであります。然し乍ら結果は未だ其處迄來て居らないのであります。此の點は皆樣からして今後大いに努力して頂いて其の實績の上に於ての教育縣といふ事になつて欲しいのであります。

縣と致しましては學校の經濟とか、或は入學殊に小學校の就學歩合と云ふ方面から見れば此方の縣は相當の所に來て居ると思ひます。縣の教育を進むるに必要な所の經費等から見ても、此方の縣は他縣に比して劣つて居るとは申されません。然し乍ら未だ〳〵私は足りない所が大分ある様に感ずるのであります。未だ〳〵手を加えて頂かなければならぬ點が多々ある様に思ふのであります。夫れは他の縣におきましては近年大分大の豫算を取り。尨大なる擴張をそこに試みる意氣込みを見せて居る縣も大分あるのであります。私は役所に居る時之れは未だ少し無理ではなからうかといふ様な工事をやるといふ縣もあつたのであります。そういふ様なものと比較して見ると此方の縣等は未だ私は大いにやらなければならぬといふ様な感じを抱かざるを得ないのであります。

序に私は學校の順序を申し上げて見たい。先づ初等教育の方から申しますと、初等教育の方面に於きましては此の表を基にして申しますといふと此方の縣廳の御調べの統計の上に基いて判断するのでありますが、就學歩合等は此方の縣の平均は余程良い所に來ております。御承知の如く就學歩合は福岡縣等も今は余程良くなつて來ておりますので福岡市等はズット上の方に來て居ります。

新潟縣であるとか長野縣富山縣等は近年余程良くなつて來て居りますので此方の縣を視て見ましても余程上の方に來て居ります。然し未だこの表の數字の上から見ればスット最上位に來て居るとは申されないのであります。そうして地方的區別が未だ相當にあると云ふことを申し上げなければならぬのであります。私は比較的に中學校を通じて熊本縣は北部の方が數字に於て余程良い所に來て居ると感じますで、鹿本郡等は余程良い所に來て居ると思ふのであります。鹿本とか玉名とかは一般に教育熱といふのが數字上に代表して強く現はれて來て居るのであります。夫れは小學校と云はず中學校に於てもそうであります。

エ、大分此の就學歩合と云ふものが良くなつて居りますのでありますが、然し日本の全体の平均率から申しますといふと大分舊い統計表でありますけれど共、文部省の調べでは九九・二三といふ様な數字が代表して居るのであります。此處に於て此方の縣を見ますといふと未だ其處迄來て居らぬのでありますして大正十五年の統計で九九・七五迄來て居りますがモウ少し増しても良い様に私は思ふのであります。御承知の如く小學校の初等教育の進歩と云ふものは日本は近來非常に進んで來まして、恐らく就學の歩合から申せば世界第一と思ふのであります。獨逸は初等教育は盛んだといつてゐますけれども、日本の此の二、三年來の就學歩合から見れば獨逸は決して我が國に勝つて居るとは私は申されなと思ふのでありますのみならず、日本は之れから先何れ丈延びて行くか判らない非常に恐ろしい進歩をやつてゐるのであります。然し乍ら茲に私共は反省しなければならぬ事は、就學歩合が増へたからと云つて其の内容的方面に於て果して良いかどうかと云ふ實質上の問題であります。其の實質上の問題を左右する所

の一つの確實なる途を日本が果して踏んでゐるかどうかといふ事を考へます際に、尠く共悲觀しなければならぬ事實を茲に持つて居るのであります。夫れはどういふ事でありませうかといふと、小學校の教員が一人で生徒を扱ふ所の生徒數であります。これは我が國が最も遅れてゐるのであります。かの佛蘭西の小學校の教育は實に其の形は整つて居らぬのであります。昔の我國の明治初年の頃の小學制度其の儘の様なもので佛蘭西に行はれてゐるのであります。そういふ風で實に佛蘭西は舊臭い事をやつて居るのであります。そして教室等も日本から見れば實に巴里の小學校等も私が見ました所では大多數は部屋が暗くジメ／＼した所で、教師は舊臭い授業をして居るのであります。然し乍ら教員一人の扱ふ生徒數は日本より余程良く出來て居るのであります。即ち三十五名乃至三十七名位が最上限であります。然るに日本はどうであるかといふと、四十七名から五十名位扱かつて居る。これでは就學歩合が増えた所で就學歩合が幾ら率の上で良くなつてもどうも私は良くないと思ふのであります。獨逸邊りにしましても精々四十五名位に過ぎぬのであります。で日本は所謂文明國の中で教育の負擔が一番重い事になつてゐるといふ風に結論してゐるのであります。斯云ふ風に教員が澤山の生徒を扱つて行かなければならぬといふ事になりますからして、そこで私は教員が色々試みなければならぬ事があると思ふのであります。只金のないのに金を搾り出すといふ様な事のみ考へてゐるよりも、其の澤山扱つてゐる生徒を如何にすれば現行制度の儘能率を上げる事が出来るかといふ積極的の氣分を持たない限り、私は將來の日本の初等教育といふものは非常な進歩を遂げる事は出來ないと思ふのであります。其處に教員の苦しい責任があり、又其處に一種の面白味があると思ふのであります。兵糧のない所で戦ひをする武器のない所で戦争をするそれは或意味に於ては悲觀的であるかも知れないけれども共亦一面に於ては熱と意氣とを以て働くといふ事が教育的精神に叶つたのであり夫れでなければ教育の眞價を發揮することは出來ないのであります。即ち茲に其の覺悟なき限り私は良き成績は擧げないと信するのであります。そういふ風であります。自分等が扱ふ生徒が多過ぎるといふことは實際に苦しいには相違ないのであります。其處に教員諸君の努力があつて初めて良き教育

の實績が上るのであります。私は此方の縣を見まして矢張り其處に無理があるといふ事を充分に認めますが之は當局と致しましては一日も早く設備そういふ點に就いて御考慮願ひ、私共役所にゐる者の立場からしてもそういふ物質的の欠陥は一日も早く順調に行く様にしたいと思ふのは當然であります。然し其の教育家としての教員諸君からは何等か犠牲的努力がなければ私は教育と云ふものは死んで了ふと考へざるを得ないのであります。小學校の正教員の充實歩合等を見ましても、此方の縣は私は可成良い所迄來てゐると思ふのであります。然し又地方的には著しく夫れは劣つて居る様な所もあるのであります。夫れから待遇上の問題でありますが、之れは文部省に於て法令上にチャンと定まつてゐるので、そう突飛な待遇も出來ず又非常な冷遇するといふ事は過去に於てもありませんし又今後と雖もそういふ事のあり得る事はないのであります。然しこれ等も出來るだけ物質的に改善してそうして教員の生活上の安定を得る途を講ずるといふ事はこれは當然役所として考ふる所でありますし、そういふ様な事は將來に於ても認められるものと信ずるのであります。只茲に私が申し上げて置きたい事は先程も話した通り、教員が生徒を扱ふ所の生徒數から見ると同じ様に、此の場合に於ても言ひ得るのであります。俸給上の問題に於ましては漸もすれば俸給が他に比し少いから夫れでどうも仕事と思ふ様に出來ぬ、生活の安定を得ないからどうであるといふ様な泣き事の様な事を言つてゐる人がありますが、これは教育者の方からしても實際に眞理があると云ふ事は認めますが、然しそう自分泣き事をいふ暇があつたら大いに働いて貰ひたい。泣き事を言へば殆んど私は制限がないと思ふのであります。西洋のものを茲で参考に申し上げますと、英吉利に於きましてはこれはうまい具合に日本の金に合はないのであります。が、本科正教員が二百圓に當るのであります。それが最高級になると、三百五十圓で日本では百八十圓といふ物が最高と斯云ふ事になつて居り、米國はこれは非常に重いのであります。二百六十圓から最高月三百二十圓佛蘭西は百五十圓最高三百圓といふ風になるのであります。然し之れは私が好い如減に日本の金に換算したのであります。獨逸は二百圓最高三百圓位に相當すると私は思ひます。斯の如く表の上から見ますといふと日本の小學校教員といふものは

如何にも冷遇されている様に見られるのであります。然し彼等は比較的若い間に最上級を貰ふて了ふのであります。其の代り後が悪いのであります。換言すれば自然的に淘汰されるのであります。そうして又彼等は實に生活といふものに對してのんびりした事を言つてゐるのであります。アメリカの如きは教員聯盟等の機關雜誌を読んで見ますと、此の俸給上に就いては餘り彼等は論じて居らぬのであります。此處等は私は大變違ふ所であると思ひます。又佛蘭西等に於きましては、これは私は佛蘭西の何れかの席でも曾つてお話しした事がありますが、佛蘭西の教員は世界的模範だと思ひます。夫れは私が非常に感心した事實を持つて居るからであります。私は先年巴里に居つた時に、圖畫手工の材料を佛蘭西人から貰ひたいと思つたのであります。それにはどうも小學校教員を通じて貰ふのが一番良いと思つて、小學校教員等と交際したのであります。其の際色々世話になつたので夫れで最後にお禮する時にどういふ禮をしたらよいかといふと、私に一度夕飯を御馳走して呉れといふ簡単な答を聞いて御馳走で済む位なら何でもないからと一夕或料理屋に行つて注文したのであります。日本の金で三圓位の料理であつて、之を喰べて其の教員は斯云ふ料理は數年來喰べた事がないと云ふのであります。君等は一体何を喰べて居るか尋ねますと、小學校教員は夫れはあなた方が聞かれるならば笑はれるかも知れないが、實は芋のスープやパン等を持つて來て一週間位経つたのでもそれにバタを付けて喰つて居り、又洋服のカラーは一ツしか持つてゐないで、學校に行く時丈け用ひ學校に行くつてからはハンカチに包んで机に納つて置くと云ふ様な事を云つて居たのであります。そういふ風にカラーは外出する時丈つけるといふ様に大切なカラーであります。今日は貴方に招かれたのでつけて來たと云つて居たのであります。が又手等を見ると皆荒れて居り勞働する、そういふ事をやつて居るのであります。夫れなら學校の教員は止めたらどうですといふと、どうも面白くて止められぬ永い間やつて居ると子供が可愛くてたまらないといふのであります。私はそれを聞いて感心しました。佛蘭西は、昔からよく時代の變動が激しいのであります。そういふ時には偉いやつが實に破天荒の勢を以て何處の隅から出て來るか知りませんが、何か事があると世界を統一する様な事をやつて見

たりする。又思想的方面に於ても何高等教育を受けない小學校教育を受けた丈けの者がヒョット出て来て、實に天下の大事業とも云ふべきものを後に残して去つて了ふのであります。そうして又其の生活を見ると如何にも淡泊であります。よく人は佛蘭西と云ふと驕奢なもの様に思ふのでありますけれども、實はそうではなく夫れは巴里に流れ込む外國人で決して巴里子はさういふ様なものはゐないのであります。何處かに強い所があるのであります。眞劍味に富んでゐるのであります。そうして彼等を見ますとズット二百年三百年來の眞暗な建物の中に法服を着けた先生と生徒が靜に黙々とし教室で何かやつてゐるのであります。これを一寸見ると如何にも時代遅のした、時代から葬り去られて居る様に思はれるのであります。然し其の黙々した人間が國家に何かあると急に出て来て、それは恰度奥山から出て来て荒鷲の様に佛蘭西の光榮を擧げるのであります。でさういふ様になつてゐるのには何處かに違ふ所がなければならぬ、強い所がなければならぬのであります。勿論信仰の力もありません。然し乍ら夫れは信仰丈けではなく其處に何等かシツカリした所がなければならぬのであります。それは今私が申しましたカラを付けて居ないで手には傷をつけさうしてパンと馬鈴薯のスープを食つて居り、愛國的自治的教育熱誠といふものが其處にあるものと私は感じたのであります。之れは私が外國に於きまして最も強く感じた事柄の一つであります。

さういふ様な事がありますので教育者となります以上は、どういふ事でも精神的に何かしつかりしたものを捕へてやつて行かなければ駄目だといふ感を私は持つたのであります。此の小學校を私が見たのは當縣に於きましても極く小數では御座いますが、私が其の小數を見た中で感じました事柄で、これは良い事は余り申す必要はないのでありますから、悪い事を申すのであります。又其の方が皆様方の参考にもならうと思ひます。

先づ第一に私が非常に遺憾に思ひましたのは、各學科と云ふものに對しての研究心と云ふものを未だ強くしなければならぬといふ感じであります。換言すれば各學科は皆小學校に必要な學科であります。小學校に必要な直接な學科に就いての御研究といふものを猛烈にこれからやつて頂きたいと思つてあります。由來我が國の初等教育に關係

して居られる方々で私が斯ういへば反對される方もあるかも知れませんが、余りに抽象的の學問を好まれる人が多いのであります。これは私が非常に遺憾に思ふ所であります。

勿論これは教育者として必要な教育學を研究し論ずるといふ事は、重要な事には違ひないのであります。哲學をやる、宗教をやる、とか或は創作的智識を養ひ日々の教育に就いて研究し藝術に就いての鑑賞力を養ふといふ事は非常に必要な事ではなくてはならぬ事でもあります。然し乍ら之にもモウ少し間近な問題、附近の問題が、眼の前にあると思ふのであります。それは藝術的鑑賞を養ふより藝術其のものに就いての自己の修養が必要で、此の修養なくして何が批評出来ませう。例へば音樂に就いて自分が相當に音樂をやれなくてさうして音樂を鑑賞し批評するといふ事はそれはもつての外であります。又國語、漢文を樂々と讀めないで文學を論ずるか、又外國語がどう、これも誰々がどうのとさういふ様な事をいつた所でそれは空景氣であつて眞面目な人から見れば寧ろ滑稽であります。私は小學校の教育といふものはさういふ氣分が余りに強過ぎると思ひます。浮氣だと思ひます中には、眞面目の人もありますけれども、未ださういふ事をいふ資格は持つてゐないのであります。それにはマツトウと勉強しなければならぬと思ふのであります。それは數學にしてもさうであります。數學の原理といふものを論ずるに至つては己れに先づ數學が出来なければならぬ。尠く共自分が小學校の生徒に對して何等の心得もなくして、空手でいつて立派な教授が出来るものではないのであります。哲學教育もさうであります。古今の哲學史等をよく讀み、極く遠い哲人何かに就いても詳細に研究し、書齋の中に引き入つて練りに練つた頭を持つて始めて批評し得るのであります。其の素因がなくては始めから批評をやるといふ様な高飛びをやつて居る人があるのであります。そんな人は蜻蛉返りで引くり返り、頸の骨を折るといふ位の所に落ちつくのであります。斯ういふ様な不眞面目な態度は小學校の教育界から一掃したいと思ふのであります。それで今後小學校の校長訓導諸君に是非やつて頂きたいといふ事は教室で役に立つ學科は深く研究する。或は講習會を開くさういふ方面に全力を盡してウント讀みウント考へ、然る後に自分の頭が豊富に

なつて自分の考へが充分に立つて後に靜かに鑑賞するさういふ立場に立つべきものと思ふのですが、私は此處等が西洋邊りの小學校教員の違ふ所であると感した事柄であります。さういふ風であります。又私がスコットランドの講習會を見て感心したのは日本の様な浮氣な不真面目なものではなく彼方の講習會は一年も前から問題も提出して、そうして今度はどういふ所である。例へば英國史であれば英國史のどういふ部分をやるといふ様な事を講師の方から示して置くのであります。ですから希望者はよく夫れを讀んで講習會に臨むのであります。此へ臨む事は聞くためでなく疑問をもつてゆくといふ風にしてゐるのであります。斯の如くにして始めて講習會の意味があると思ふのであります。これは我が國は講習會であります。然し講習の数が多く行はれるなれば非常に薬が利く様に思ふ一種の迷信があります。未だ〳〵それでは役に立たぬのでありましてそれを如何に有効にするか問題であります。回数が多い少いが問題であるかの如く考へて居る人がありますが、回数は少くともよく、三年に一度でもよいと思ふ。只夫れを有効につかえさへすれば良いのであります。どうか斯ういふ事に就きましては眞面目に一つお考へを願ひ度いと思ひます。幸ひに此の熊本縣等は先程も申した通り重厚であります。然るに私に熊本縣は鈍重だ等といふ人があるのであります。私は重厚であると云ひ得るのであります。私は禮儀正しく土地の人心を見たのであります。確かに重厚であります。然るが故に何處迄もさうでなければならぬのでありまして、私は何の縣と比べても余程眞面目にやつて頂く事の出来る性質のある縣であると思ふのであります。どうか小學校に關係のある方々は此の點を深く感じて頂きたいのであります。それからもう一つ申し上げます。高等小學校の先生が色々な事に對する工夫、或は夫れに對する理想といふものは余りに當縣に於きましては認める事が出来なかつたのであります。これは私の視ない小學校で余程やつて居られる小學校があらうかと思ふのであります。参考迄に申しますと、或縣は非常に高等小學校といふものを如何にするかどういふ風にして良き成績を擧げるかといふ事に就いて眞剣な考へでやつて居りさうして、文部省邊りに對して其の意見を諮ふてゐる様な縣は多いのであります。當縣に於きましては高等小學校といふ

ものを色々な方面から御研究になつて、これを立派なものにつくり上げる様に努めて貰ひたいのであります。高等小學校の改善といふ事に就いては、世間では色々な批評もありますが、賛成する人も反對する人もありますが、然し乍らこれは私から申し上げる迄もなく英吉利のセントラスに中央學校とでも申しますか中學校と小學校の恰度アイノ子の様なもので、それが又恰度上の上級學校とも連絡し又職業教育等も出来る。さういふ事から取つてやつてゐるのであります。果してやつて良いか悪いかはやつて見た後でなければ判りませんが、然し此の成績を評價する前に皆様小學校に關係して居られる方からして此の投げ投ぜられた問題に對して種々の方面から研究して頂きたいのであります。さうして疑問なり、或はそれに對する御批評等を私共は承り度いのであります。それから小學校の方面に於きましては、總てもう少し元氣を持つて貰ひたいと思ふのであります。全体に於て元氣が足らぬ様であります。もう少し阿蘇山位あるから元氣よくならぬかと思ふのであります。朝から晩まで煙立つ猛烈な阿蘇を控えた熊本人は關東平野の様な大きくはあつてもノンビリした所に居る關東民とは違ふので、大いにやつて貰つて、元氣のある所を教育界に出して頂き度いのであります。重厚な長所を以つて、練りに練つた頭を以て、自信ある所の教育的信念を以て、やつて頂きましたならば何か或るものが建設されると思ひます。私は當縣の初等教育といふものは實に良い素質があるといふ事を重ねて申します。只其の素質の良いのを實に惜しく使つて居られるのであります。でもう少し斯ういふ立派な質があり素質があるならば何とか生かす方法がないかと思ふのであります。浮調子でなくドツシリした所があるのでありますから、もう少し此の元氣を出して英氣潑瀾たる氣分を以てやつたら、私は近き將來に於て見るべき所があると堅く信じて居ります。私は或點に於ては此方の皆様の強い所は英吉利の性質に似た所がある、それは重厚といふ點に於いてだと思ふのであります。然し乍ら英吉利人は消極的の重厚ではなく常に前へ〳〵と進んで行く重厚であります。今迄黙々と眠れる様にして居つたものが、一晚の中に早變りして革正の聲を擧げ熱烈な態度で政界を料理する實に英吉利人は面白い所の國であります。平常は眠れるが如く死せるが如く黙々坦々として居るのであります。

然し乍ら一旦立ち上がれば實に機敏であります。此の機敏さと此の熱烈な態度之れを私は是非當縣の方々にお願ひしたいものであります。ですから重厚それ自身は駄目でこれは遅れるのでありますから其處に機敏といふものを持つてやつて頂きたいのであります。さうして勇氣を出してやるべき事はドン／＼やつて行くといふ態度で、慥くとも教育界に一大革新を加えられん事を皆様にお願ひしたのであります。これは御參考に申すのであります。私が昨年暮富山縣に参りましたがこれは此方の縣と全然歴史が違ふのであります。此方が武士の國であれば富山は商人の縣で前垂れの國であります。之れが近頃から小學校といふものに對して非常な試みをやつてゐるのであります。實にどうも驚く可き進歩をやつてゐるのであります。小學校の教員でもそれは中には消極的の者もありますが、余程若い氣な氣持ちをもちまして研究してゐるのであります。これらも私は多少皆様の御參考にならうと思ふのであります。あゝいふ商業地等に於きましては、却々精神的の事をいつても人はいふ事を聞いてくれません。然し小學校教員が非常に奮起して努めた爲に、今日では父兄は教育第一主義となり教育の爲には何程でも資金を出すといふ事になり、又それを如何に有効に、利口に使ふかといふ事迄もチャンと考へられて居るのであります。

幼稚園

一 關係法規 幼稚園令及び施行規則が制定せられたことは前に述べた通りである。

縣としては昭和三年四月二十七日右施行規則を定めてゐる。設置や建物の變更等に關する申請手續、其他申請事項の手續、保母檢定に就ての手續、檢定手数料、試験の時期などが定められ、更に其の第十條及第十一條に於て其の進退給與等を定めてある。即ち

第十條 公立幼稚園ノ園長、保母、代用保母、並私立幼稚園ノ園長、保母ノ進退、職務及服務ニ關

シテハ小學校令施行規程中ノ學校長、教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ヲ準用ス

第十一條 公立幼稚園職員ノ俸給、旅費、其他諸給與ニ關シテハ小學校令施行規程第九章小學校職員

ノ俸給、旅費及諸給與ニ關スル規程ヲ準用ス但シ其ノ月俸額ニ就テハ園長ハ本科正教員ニ

保母ハ專科教員ニ、代用保母ハ代用教員ニ準ズ

といふことになつてゐる。

それを一々に述べることは煩に堪へないが、要は小學校教員と同一の取扱を受け、同様の服務を要求せられてゐると思へばよろしい。給與に就てもそれ／＼準用規程を示してあるが、其の中の俸給だけに就て述べれば

園長は本科正教員の額で四十圓以上百八十圓まで

保母は專科教員の額で三十五圓から百二十圓まで

代用保母は代用教員の額で八圓以上六十圓まで

となつてゐる。

本期の幼稚園に就て特筆すべきことの一つは保育事項に觀察といふのが加へられたことである。觀察といふのは文字通りに事物現象を意識的に直觀して、一面には各種感官の修練をなし、吟味考察、分解構成等の興味を喚起し、他面に於ては事物現象に對する親熟の感を抱かせる等を目標としてゐる。尤も此の種の保育はこれまでとも唱へられ且つ漸次實施されて來たことではあつた。それを今回特に保育項

目として挙げたのである。従つて本縣の各園とも一層此の觀察の對象、設備、指導方法など盛んに研究された。觀察細目なども出來た。設備としても幾分か充實整理された。花壇や小禽金魚などが一層目的に手入を受けるやうになつた。幼児も室外に於て遊ばせらるゝ機會が多くなつた。

二 設置狀況 前期に於ては五園から八園までに遅々たる増加を見せてゐた。本期に入つては大正九年に十園に増し、次は大正十四年に十四園となり、昭和三年には十八園に達した。之を前期の初頭即十二年前と比較すると四倍に垂んとし、本期の初、即十年前の八園に比しても二倍半に上つてゐる。第七期は正に幼稚園の發展期と言つてよろしい。

次に昭和三年現在の幼稚園を表示して其の盛況を示して置かう。

園名	設立者	創立年月	公私立別	園兒定員
碩台幼稚園	熊本市	明治二十一年十一月	公立	一一〇
一新幼稚園	熊本市	大正八年十二月	公立	一一〇
熊本幼稚園	熊本市	明治二十年七月	公立	一一〇
五福幼稚園	熊本市	全二十九年十月	公立	一一〇
手取幼稚園	熊本市	全三十三年七月	公立	一一〇
熊本縣女子師範學校附屬代用幼稚園	熊本市	大正五年五月	公立	一三〇
代陽幼稚園	八代郡八代町	明治二十九年四月	公立	一一〇
私立來民幼稚園	米村庄八	大正十三年六月	私立	六〇

園名	設立者	創立年月	公私立別	園兒定員
八吉幼稚園	イスマニヤ人	大正四年六月	公立	一〇〇
靈泉幼稚園	鹿本郡山鹿町	全三年十一月	公立	四〇
聖愛幼稚園	八代郡八代町	全六年六月	公立	三〇
王榮幼稚園	メーブル	全十三年三月	公立	四〇
本渡幼稚園	前田	全十三年八月	公立	一一〇
水俣幼稚園	緒方定義	全十四年五月	公立	一一〇
向山幼稚園	熊本市	全十五年七月	公立	一一〇
宇土幼稚園	宇土郡宇土町	昭和二年三月	公立	八〇
熊本市古町幼稚園	熊本市	全三年三月	公立	五〇
川尻幼稚園	飽託郡川尻町	全三年十一月	公立	六〇

三 幼稚園の研究狀況 熊本市を中心として行はれてゐた状況を述べて、其の全般を察することゝしよう。

熊本市では前期から五六の幼稚園が設けられてゐたが、それ等の各園は協議して輪番に研究会を開き小學校に於ける批評會や指定視察や教科研究會などを一丸にしたやうなことが行はれてゐた。

それも何時とはなしに中絶して、本期に入つては各園自發的に研究会を開いて他園の參會と批評とを求めらるやうな形となつた。これは一時相當に内容あるものとなり、縣内は勿論時には縣外からの來會もある程であつた。

其の中に市當局としても保育研究の指導に着眼し、市召集の研究會が開かれるやうになつた。それは研究當番の園を指定し、其の發表と他園から提出した研究協議題とを中心として開かれた、公私立幼稚園を多數有すること熊本市の如きは稀であるから此の催しは本縣保育事業を振興させるに大切な機能とせられるわけである。

大正十五年六月、幼稚園令が公布せられてからは研究熱も又盛んとなつた。而して自發的研究の機運も益々昂進して來て茲に二つの研究團體が生れた。其の一つは熊本保育會である。之は保姆多年の希望で、恰も小學校教育の研究等を目的として教育會が組織されてゐるが如く、保育研究を目的とする常設的の會が成立することを當然と考へたのである。學務課長、園長、主任保姆を役員として統制あるもの出來て、別途市主催の定期的の研究機會と相並行して重要な研究機關となつたのである。

今一つは全く自發的自治的のもので熊本醫大の黒沼博士、第五高等學校の内田學士等を中心として座談的に研究したり、或は講話を聴いたり、或は調査をしたりする會である。これも當時誠に權威ある内容を見せたもので、以上各様の機關による市を中心とせる保育研究は前期等に見ることの出來ない盛觀をなしたのである。

第四節 中等教育

甲 全國狀況

中 學 校

一「中學校令」改正其他 大正八年二月「中學校令」が改正されて

○其の目的を從來規定の如く男子に須要なる高等普通教育を爲すことの外に「特に國民道德の養成に力むべきもの」とした。

○尙特別の必要ある場合は豫科を置くことを得とした。

従つて同三月省令をもつて「中學校令施行規則」中に改正を加へた。

其の主なるものを挙げれば

○豫科の修業年限を二ケ年とし、其の入學資格を尋常小學第四學年修了者又は年齢十年以上にして之と同等の學力を有するものとし、學科目や教科書はそれぞれ尋常小學校のを準用することとした。

○勿論豫科修了者は直に其の中學校の第一學年に入學せしめることとした。(本項は中學校令に在り) ○従つて中學校第一學年の入學者選抜は、

當該中學校豫科を卒業したる者以外の第一學年の入學志願者の數入學せしむべき人員を超過する時は試験により入學者を選抜すべしとした。(これは昭和二年十一月更に改正された。別項「入學試験制度廢止」参照)

○尙入學資格に於て新に加へられたことは

尋常小學校第五學年の課程を修了し學業優秀身体の發育十分にして中學校の課程を修むるに足ることとを當該學校長に於て證明したる者は國語、算術、國史、地理、理科につき尋常小學校卒業の程度に依る檢定に合格したならば、中學校に入學する資格があるといふことである。即ち秀才にして強壯なるものの進路を開いたのである。

これは高等學校入學資格を中學校第四學年終了者にも與へることになつたのを併せ考へれば二ヶ年の短縮を見ることゝなつたわけであつた。併し二つとも實施後の結果としては相當に弊害もあつてあまり喜ばれてゐない情勢である。

其の他時々改正が行はれた。

○大正十年二月に生徒數の制限六百人を八百人に増し、特別の事情ある時は更に文部大臣の認可を受けて増すことを得しめ、

○大正十四年四月に体操教授時數を増加し

○大正十五年五月に体操科の内容に「遊戲及競技」を加へ

○昭和二年十一月試験制度を廢した。(別項詳説)

二 本期に於ける中學校の發達 中學校はやはり年と共に増加しつゝある。前期十二ヶ年に於ける増加數よりも、本期八ヶ年(統計の都合により大正十五年迄)に於ける増加數が遙に多い。次に其の統計を示す。

年次	學校數	教員數	生徒數
大正八年	三四五	七、二一九	一六六、六一六
九年	三六八	七、六六五	一七七、二〇一
十年	三八五	八、二四二	一九四、四一六
十一年	四二二	九、〇〇七	二一九、一〇一
十二年	四六八	一〇、一二九	二四六、六八〇
十三年	四九一	一〇、八六一	二七二、九七三
十四年	五〇二	一一、七四八	二九六、七五六
十五年	五一九	—	三二二、六〇三

高等女學校

一「高等女學校令」の改正其他 大正九年七月、「高等女學校令」及「同施行規則」が大分改正せられた即大休現行のもので其の主なる點を擧ぐれば、

○高等女學校の目的を從來の規定の如く女子に須要なる高等普通教育を爲すことの外に特に「國民道徳の養成に力め、婦徳の涵養に留意すべきこと」ゝした。

○修業年限は五年又は四年とし、土地の情況により三年となすことを得とし、

○學科に於ては從來の學科目の外、土地の情況に依り、教育、法制及經濟、手藝又は實業を加へ、其の他文部大臣の認可を受けて必要なる科目を加へ、之等の學科目を隨意科目又は選擇科目とするこ

とを許した。

○實科高等女學校に於ては、修業年限四ケ年及三ケ年のものに地理科を加へ、修業年限二ケ年のものに圖書、唱歌を加へた。而して圖書、唱歌、實業の一科目又は數科目は缺くことを得しめ、尙土地の情况によつては教育、法制及經濟又は手藝を加へ其の他文部大臣の認可を受けて必要なる學科目を加へ、實業及之等の學科目を隨意科目又は選擇科目となすことを得しめた。

○新に高等科を設置した。精深なる程度に於て高等普通教育をなすものとし、修業年限を二ケ年又三ケ年とした。

○又専攻科を置き得るものとし、精深なる程度に於て高等女學校の學科目中、一科目又は數科目を專攻せしめるものとし、修業年限は二箇年又は三箇年とした。

○補習科は從來通り置き得るものとした。

二 高等女學校の發達情況 高等女學校の發達狀況に就ては前期に於て簡単に述べた通り、實科高等女學校は制度の設けられて以來非常な勢を以つて増加設置せられ、本期の初頭大正八年は其の頂上をなして百八十八校に達したが、以下漸次減少して大正十一年は百五十校となつた。尤も大正十二、三、四年と少しづつは増加の傾向であるけれども、前期に増加したやうな勢は見る事が出来なくなつた。之に反して高等女學校は大正九年即ち實科の減少しはじめた年以後嘗つて見ざる多數の増加を續け、

大正十年の如きは八十一校を増す程であつた。之について簡単に判断を下すことは慎しむべきであるけれども、其の主なる原因としては女子自身の要求としても、社會の要求としても實科程度をもつて足れりとしなかつたことにあるものと見なければなるまい。之が爲か大正十年頃から實科高等女學校を變更して高等女學となすものが増して來た。

然るに面白いことには最近教育の實際化の聲、實利觀の主張の現れか又々實科の増加を見るやうである。大正十四年に十七校を増して、百八十七校となり、全盛時代の大正八年の百八十八校に近づき、更に大正十五年には十一校を増して百九十八校となつてゐる。慥かに地方農村あたりの要求は女子教育の實際化にある。次に本期の情況を示さう。

年次	高等女學校		實科高等女學校		高等女學校		實科高等女學校	
	校數	教員數	校數	教員數	校數	生徒數	校數	生徒數
大正八年	二七四	一八八	四、四一〇	一、三八五	一〇三、四九八	二八、二一三		
九年	三三六	一七八	五、二四一	一、三二五	一二五、五八八	二五、七〇〇		
十年	四一七	一六三	六、三五八	一、一〇〇	一五四、四七〇	二二、三三八		
十一年	四六八	一五〇	七、四九二	一、〇四七	一八五、〇二五	二一、八三九		
十二年	五二九	一五六	八、六七二	一、一二三	二一六、六二四	二二、七七七		
十三年	五七六	一七〇	九、六八八	一、一八〇	二四六、九三八	二四、四三七		
十四年	六一八	一八七	一〇、七四二	一、三〇一	二七五、八二三	二五、六二四		
十五年	六五九	一九八	一	一	三〇三、八二八	二七、五一六		

○生徒の定員に就ても中學校同様八百人まで制限範圍を擴張し其の必要ある場合は文部大臣の認可を受けて増すことを得しめ、其の上に高等科は四百八十人迄收容を許し、更に別段の制限なく専攻科補習科の收容することを得しめた。

○其の他大正十五年五月には体操科の内容に「競技」を加へ

○昭和二年十一月の改正では入學試験制度の撤廢に伴ふ試験に關することが削除されてゐる。

乙 本縣狀況

概 説

本期は本縣中學校教育の擴張時代であり、また其内容充實に向つて邁進した時代とも云へよう。本期間宇土、御船、大津、人吉の中學校が増設せられ、且つ定員の増加を爲す等、また中學程度の私學もそれ／＼規模を擴張して生徒の收容につとめてゐる。これは教育に對する一般の欲求が高くなつた證左として喜ぶべき現象であらう。

教育内容としては前期からの縣の施設中、特に體育問題理科問題それと自學學習の問題について、縣及學校が其主力を傾注して奮闘したことが窺はれる。縣は理科教育の振興を計るため、理科實驗設備費として國庫の補助に加へて三ヶ年計劃で巨額の支出を爲し、また自學設備費として尠なからぬ支出をして各學校に其精成を要望してゐる。

尙縣が空前の施設として本期間中等學校長五名の外國視察を命じて歐米先進の教育を視察せしめたるが如き、中等教育の振興に對する縣の期待が察せらるゝ様である。

本期間の教育事實の一として語るべきは、配屬將校の設置と試験制度の撤廢である。この詳細は關係部分の處で述ぶることとする。

女學校は本期に於て公立として新設されたるもの三校私學一校實科高等女學校の組織を變更して高等女學校とせるもの公私を通じて七校組合立町村立として設置せらるゝもの十校の多きに達してゐる。この事實に見ても女子教育進展の様子が窺はれる。その教育内容は中學校と大体に於て同じ歩みを續けてゐる。本期中女子體育の向上は注目し値するものがある。

私學は其數は減じたが本期に現存するのは、概して規模を擴張し内容を充實して本縣教育に貢獻せる効績は頗る著大なるものがある。

前期の概説でも述べたが國民思想の混亂などの影響もあつたであらうし其他種々の原因もあつたのであらう、訓育問題は前期と同じく中心問題であつた。

教員の不足は本期の前半を絶頂として本期末は大分緩和された。科次第では飽和の状態であつた。

中 學 校

一 關係法規と本縣の施設

1 大正八年の中學校令改正と本縣 大正八年二月勅令第十一號を以て中學校令が改正され、尙同年三月文部省令第七號を以て施行規則が改正されたこと、並に其改正の要點については全國狀況の部で其大略を述べて置いた。

この國民道德を高調さるゝ所以は、吾國體に稽へ國情に照らし、國家永遠の進展興隆を企圖する大計よりして學令及施行規則の改正となつたこと、察せらるゝ。また豫科の設置は、教育的に眺めてまことによい施設に違ひない。年少の純真な生徒、社會的にもあまり習慣づけられてゐないものを收容して、二年間教養し更に中學一年生として五ヶ年間、豫科から數ふれば、七ヶ年間繼續して吾學校の坩堝に入れて鍛鍊して卒業さすのだから、品性陶冶の上からも、知能の啓培から云つても理想的のやり方である併し本縣は當時中學校の擴張時代で、縣立中學校の増設が大正九年から十二年にかけて四校もあつたので、豫科において教養する設備に應じきれず、終に豫科の實施を見なかつた。以下學令及施行規則の改正に伴ふ本縣當局が採つた施設を述べ、更に項を改めて本縣中學校が之に應ずる實際の活動狀況を述べることとする。

2 國民道德の教養と訓育問題 大正八年の改正令に「特ニ國民道德ノ養成ニ力ムベキモノトス」と明示され、更に施行規則の第一條を改正して其第二項に、「中學校ニ於テハ中學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教養シ殊ニ國民道德ノ養成ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」とされた。これを世態の種々相について見ても、思想の惡化、各種の爭議等有らゆる内而暴露をや

つてゐる。國民道德の頹廢洵とに收拾すべからざる状態となつた。時代の雰圍氣に圍繞さるゝ學生生徒の云爲行動其中正を失ふもの尠くない。唯單に中學校と云はず全國的の重要な教育問題であつた。

縣では學校長會を召集して、この學令施行規則の徹底方につき示議し、生徒の教養訓陶につき詳細指示協定した。特に生徒の訓育について団体訓練のこの際極めて肝要なること力説してゐる。

更に大正八年十二月三日各縣立學校に左の通牒を發してその振肅を警告してゐる。

大正八年十二月三日

部 長

縣立各學校長殿

○ 學校生徒ノ風紀取締ニ關スル件

學校生徒ノ風紀取締ニ關シテハ學校長會議等ニ於テモ屢々示議スル處有之平素充分御監督相成居候事ト存候得共社會ノ風潮ニ伴ヒ近時學生生徒ノ思想漸ク不健實ニ向ヒ或ハ不正ノ行爲ヲ團體ノ力ニ籍リテ同盟休業ヲ試ミ或ハ偏シタル自由意志ノ遂行ヲ爲サンカ爲メ教師ニ對シテ不平ノ行動ヲ敢テスル等學生ノ本分ヲ格守スベキ點ニ於テ頗ル憂慮スヘキ傾向有之殊ニ喧嘩其他ノ暴行等ニ關スル風紀ハ近時稍多キヲ加ヘントスル傾向有之候ニ就ハ平素十分御注意ノ上嚴重御取締相成居候事トハ存シ候得共斯ノ如キ社會状態ニ處シテハ特ニ生徒ノ訓育ニ注意シテ風紀ノ刷新ニ努メ從來本縣ノ學風トシテ稱揚セラレタル實質剛健ノ美俗並ニ師弟間ノ情誼敦厚ナル學風ノ如キハ深甚ノ注意ヲ拂ヒ益之方涵養ニ努メ學生トシテ最注意ヲ要スベキ酒飲等ノ弊風ハ此際速ニ一掃シ堅實ナル學風ノ樹立ニ島メラレ度此段及通牒候也

○ 校紀振肅問題

訓練の實の擧らざる根本は、職員之諧和協調を缺き、融和渾一か保たれざるに起因することが多い。縣は大正九年、同十二年、昭和二年の學校長會にも同一の校紀振肅問題を提示して、深甚なる注意を促

がしてゐる。大正九年の指示事項の劈頭校紀振肅問題を掲げて

前文省署——思フニ學校紛擾ノ如キ其要因固ヨリ多々アルベシト雖就中職員内部ノ結束十分ナラザルト機宜ノ措置ヲ
 謬リタルニ因ルモノ多キハ現ニ訓示セシ所ノ如シ而シテ不健實ナル時代思潮ニ捉ハレタル生徒ノ所謂同盟行爲ノ如キ
 ハ訓練ノ徹底ト職員ノ團體鞏固ニシテ間隙ノ乘スベキモノ無ク而モ其措置的確ナランカ容易ニ出來シ得ベキモノニア
 ラズ——中略

と云ひ更に轉じて、

校紀ノ振肅ハ専心一意教育ヲ念トセル當該學校職員ノ思想正純ニシテ意氣旺盛ナル職分精神ノ凝結ト職員生徒間ノ道
 徳的生活ノ交流トニ由リテ其根柢ヲ作り之ニ由リテ向上自戒ノ觀念ヲ旺盛ニシ恒ニ緊張セル校風ヲ樹立スルコト最肝
 要ナリトス

と結び最後に本縣々民性と本縣學風ノ關係に言及し、清新の學風を樹立して一大革新を期すべしと指示してゐる。

大正十二年度の學校長會議に於ける指示事項の第一も矢張りこの問題である。曰く、
 訓育ノ効果ヲ徹底シ教育ノ實績ヲ擧クルニハ一ニ校紀ノ振肅ニ待タサル可カラズ然ルニ近時中等教員ヲ需ムル多キカ
 故ニ時ニ或ハ教育者タルノ責任ヲ忘レテ名利ニ就カントスル者ヲ生スルノミナラズ一面ニ於テハ學識徳操充分ナラサ
 ル者ヲモ採用スルノ餘儀ナキニ至ルノ結果動モスレバ其職分ヲ怠ルガ如キ行爲アル者無シトセズ翻テ生徒ヲ見ルニ往
 タニシテ其本分ヲ忘レテ校規ヲ紊リ風紀ヲ害フガ如キモノ少ナカラズ——中略

それで教職員の招致には、慎重なる注意を拂ひ人選を嚴重にすると共に、配下職員をして其職員精神の發揮に努めしむる様に示してゐる。

昭和二年のも大同小異である。要は學校長職員の努力によつて、多少は見直した。しかし多數の職員の中には其職分精神の緊張に於て、其操守に於て不充分の者が尠くない。更に奮勵一番協力一致して校紀校風の振作更張に努めよとの趣旨である。

その他國民道徳の要義を闡明して實踐躬行の具體的事項を示し、又協議に付して訓育の徹底を勸奨したことは、大正九年後の學校長會に屢々見る所であつた。

3 理科教育の充實 理科教育の改善に對しては、政府も大に力瘤を入れかゝつた。大正七年二月五日文部省訓令第一號を以て、師範學校中學校理化學校の刷新につき覺醒を促したのである。

文部省訓令第一號

(此の訓令は前期末に出でゐるが其實動の高調に達したるは本期なので便宜上こゝに採録する)

理化學ノ研究ヲ獎勵シ其ノ知識ノ普及ヲ圖リ以テ殖産興業其ノ他苟モ國力ノ充實ニ資スヘキ事業ノ健全ナル發達ヲ
 期スルハ實ニ今日ノ急務タリ各學校ニ於テハ固ヨリ夙ニ此ノ趣旨ニ基キ理化學教授ニ努ムル所アリト雖國家ノ將來ニ
 稽フレハ一層其ノ教授方法ヲ改善シ特ニ重キヲ實驗ニ置キ努メテ形式ニ流レ注入ニ陥ルノ弊ヲ防キ以テ國民生活ノ實
 際ニ適切ナル知識技能ヲ確實ニ會得セシメ兼テ獨創自發ノ精神ヲ涵養センコトヲ要ス

此ノ目的ヲ貫徹セシメンカ爲メ師範學校中學校ニ於ケル物理及化學ノ生徒實驗ニ關スル設備ニ對シ國費ヲ支出シテ其
 ノ完成ヲ助クルト共ニ茲ニ該科生徒實驗要目ヲ制定セリ地方長官ハ宜シク各學校長ヲ督勵シ本要目ニ準據シテ生徒ニ
 實驗ヲ課シ以テ理化學教授ノ効果ヲ完ウスルニ於テ遺憾ナキヲ期セシメラルヘシ

實驗要目は頗る詳細を極めてゐるが、これは省畧して、要目實施の上の注意のみを掲ぐることにする

本要目實施上ノ注意

- 一 本要目ニ掲ケタル事項及其ノ順序ハ學校ノ設備其ノ他ノ事情ニ依リ適宜斟酌ヲ加フルモ妨ケナシ但シ事項ノ省略ヲナス場合ニ於テハ※印ヲ附シタルモノノ中ヨリ之ヲナスヘシ
- 二 生徒ノ實驗ハ教授ト相關聯シテ課スルヲ可トス
- 三 危険ノ虞アル實驗及劇藥毒藥等ノ取扱ハ生徒ノ實驗ニ習熟セサル時期ニ於テハ成ルヘク之ヲ避ケシムヘク又之ヲ課スル際ニハ特ニ周到ナル注意ヲ要ス
- 四 火災ノ危険並生徒衛生上ノ危害ノ豫防等ニ就キテハ設備上ニ十分ナル注意ヲ拂フヘシ

縣はこの趣旨を徹底せしむべく、大正七八年度の學校長會に特に理科教授の振興につき指示してゐる。今其一つをあくれば

指示事項

理化學教授ニ關スル件

理化學ノ研究獎勵ハ戰后ニ於ケル文化ノ増進國力充實ノ根本問題ニシテ之ヲ時局ノ實際ニ鑑ミ列強文化ノ現狀ニ徴スルモ敢テ贅言ヲ要セザル所ナリ這般政府ニ於テ理化學實驗設備ニ關スル國費補助ノ方法ヲ設ケ之カ獎勵ヲ爲ス亦此旨趣ニ外ナラサルナリ是ヲ以テ縣ハ本年度ヨリ向フ三ヶ年ニ亘リ中學並ニ師範學校ニ於ケル理科學實驗設備ノ改善ヲ圖リ此ノ種教育ノ進展ヲ期セントス然レトモ茲ニ最注意ヲ要スベキハ今後ノ理化教授カ動モスレハ猥ニ物理化學ノ實



理化學實驗講習會之狀況

驗ヲ多クスルコトヲ以テ所謂理科教授ノ目的ヲ達成スヘキモノト考ヘ或ハ精選セラレサル生徒實驗ヲ妄リニ多クシ爲ニ實驗ニ依ル主要教材ノ目的捕捉等ニ於テ緊要ナル事項ヲ逸シ或ハ理科思想ヲ養成ニ關係アル他ノ教科目ニ注意聯絡ヲ欠クカ如キコトナキヲ保セス此等ハ今後ノ理科教授上最モ注意スヘキヲ要スヘキコトナリト信ス尙本件ニ關シテハ別途訓示中述ヘタルカ如ク文部省訓令ヲ以テ實驗要目ヲ制定セラレ更ニ教授上ノ注意ヲ與ヘラレタルヲ以テ各校其要旨ヲ諳ラサルハ勿論之カ實施ニ關シテハ前記ノ要領ヲ依シ各校ノ事情ヲ參酌シタル教授上ノ細目ヲ編按シ該科教授ノ改善ヲシテ一層徹底セシムル様研鑽セララル、ヲ要ス
高等女學校其他實業學校等ニ在リテハ其設備未十分ナラスト雖モ教授要領ニ從ヒ常ニ研鑽工夫ヲ重ネ本科教授ヲシテ時勢ノ要求ニ適應スヘキ様相當思策セララルヘシ

更に大正十四年四月一日文部省訓令第三號を以て、明治四十四年文部省訓令第十五號中學校教授要目中物理化學の部を改正して只管其効率をあぐることに努めてゐる。

指示にある通り縣が三年計劃で國庫の補助に縣費から尠なからぬ支出を爲して、理科教育の振興を計つた。

4 體育の獎勵

國民精力の改善増進は、理科教育の振興と共に教育上に於ける戰後の二大問題であつた。

文部省は大正二年訓令第一號を以て學校躰操教授要目を制定し更に大正十五年五月二十七日文部省令第廿四條を以て、中學校令施行規則中の第十三條第二項中「教練及躰操」を「體操教練遊戲及競技」に「擊劍及柔術」を「劍道及柔道」に改め、頻りに體力の増進を企圖した。尙大正十五年三月八日文部省訓令第三號の體育運動の振興に關する趣旨は、頗る其要を悉くしてゐるので採録する。

體育運動ノ振興ニ關スル件

(大正十五年三月八日) 文部省訓令第三號

北海道 府縣 直轄學校

近時學校ノ内外ヲ問ハス體育運動著シク勃興シ國民ノ間ニ漸ク其普及ヲ見ルニ至レルハ學校教育並ニ社會教育上洵ニ慶フヘキコト、ス然ルニ之ヲ各國ノ事例ニ徴シ我國ノ實況ニ照ストキハ將來尙一層其改善ト進步トヲ促シ普ク國民ヲシテ斷ヘス體育運動ヲ合理的ニ實施セシメ以テ國民ノ精神の並身體的訓練ヲ完ウシ其品性並體位ヲ向上セシムルハ極メテ緊要ノコトタリ世上動モスレハ體育運動ヲ一部愛好者ノ專有ニ任セ或ハ運動競技ニ於テ徒ニ勝敗ニ捉ハレ尙フヘキ運動精神ヲ閉却スルカ如キ弊ナキニアラサルモ斯ノ如キハ體育運動ノ目的ニ副ハサルモノニシテ健全ナル國民體育ノ普及發達上甚タ遺憾ナルコト、言ハサルヘカラス

地方長官並直轄學校長ハ以上ノ趣旨ニ則リ左記事項ニ準據シ體育關係者ヲシテ我カ國情ニ應シ地方ノ實情ニ適セル體育運動ノ普及發達ニカメシムルヤウ適宜ノ措置ヲ講セラルヘシ

一 體育運動ノ指導ニ關スル事項

體育運動指導ノ任ニ當ル者ハ左記各項ニ留意シ適切ナル指導ヲ爲スコト

- (1) 常ニ體育運動ノ目的、技術、衛生的の注意等ニ付正シキ知識ヲ授ケ且廣ク體育運動思想ノ普及ヲ圖ルコト
- (2) 體育運動ヲ行フニ當リテハ運動精神ノ發揚ヲ圖リテ徳性ノ涵養ニ力メ且身體ノ修練ヲ重ニスルコト
- (3) 體育運動ハ一部少數者ニ限ルコトナク普ク國民ヲシテ之ニ與カラシメ且一時的ニ過度ニ陥ルコトナク斷エス正シク之ヲ行フ習慣ノ養成ニ力ムレコト
- (4) 體育運動ノ種目(体操 遊戲 競技 劍道 柔道 弓道 水泳 乘馬 相撲 スキー スケート 登山 遠足等)並其實施程度ハ運動ヲ行フ者ノ年齢 環境 土地ノ事情季節等ヲ顧慮シ適宜ニ之ヲ定ムルコト
- (5) 女子ノ體育運動ニ關シテハ特ニ其ノ精神の特徴ニ適合セル運動ノ種目及實施方法ヲ選定シ且運動時ノ態度 服裝等ニ注意スルコト

(6) 身體虛弱者ノ體育運動ニ關シテハ體質 体力 氣力其他ノ心身狀態ヲ顧慮シテ適當ナル運動ノ種目及實施方法ヲ選定シ且運動量ノ限定 休養其ノ他ノ衛生的の保護ニ注意スルコト

(7) 運動ヲ行フ場合 運動用具 救急設備等ニ注意シ運動ニ因ル傷害ノ豫防ヲ怠ラサルコト

二 運動選手及運動競技會ニ關スル事項

運動選手ノ選定 對抗競技會 選手權競技會及之ニ類スル競技會ノ開催管理等ニ關シテ學校長團體又ハ競技會ノ管理者等ハ左記各項ニ留意シ適當ナル措置ヲ爲スコト

- (1) 運動選手ハ身體強壯ニシテ操行正シク學業又業務ニ忠實ナルヘキコト
- (2) 運動選手ハ強要スルカ如キ方法ヲ以テ之ヲ選定セサルコト
- (3) 學校又ハ團體ノ選手ノ選定及競技會參加ニ關シテハ其ノ學校長又ハ管理者ノ承認ヲ經ヘキコト
- (4) 運動選手ハ運動精神ヲ重シ其行動ハ公明正大ニシテ競技ノ勝敗ノミニ捉ハレサルコト
- (5) 學校ノ競技會開催ニ付テハ當該學校長ノ承認ヲ經ヘキコト
- (6) 體育運動團體其他各種團體ノ競技會開催ニ付テハ出來得ル限り教育關係者ト聯絡ヲ採リ競技會ノ計畫、實施等總テ教育的ナラシムルコト
- (7) 學校 團體等ノ競技會開催ニ付テハ互ニ聯絡ヲ採リ同一選手ノ參加スヘキ競技會ヲ數次重複セシメサルコト
- (8) 競技會ノ開催ニ關シテハ開催ノ時期 日數 參加地域等ヲ顧慮シ選手應援者等ヲシテ學業又ハ業務ニ支障ヲ來サシメス且多額ノ參加費用ヲ要セサラシムルコト
- (9) 競技會ノ實施ニ當リテハ其管理者 役員 選手 應援者 參觀者等ハ各々職分ヲ守リ其ノ責ニ任シテ競技ノ遂行上遺憾ナキヲ期スルコト

三 体育運動團體ニ關スル事項

學校及團體ノ關係者ハ体育運動團體ノ組織並管理ニ關シ左記各項ニ留意シ其ノ健全ナル發達ヲ圖ルコト

- (1) 學校ニ於ケル体育運動ニ關スル團體ヲ組織スル場合ハ學校長タル者之カ管理ニ當ルコト
- (2) 學校ニ於ケル体育運動團體ハ成ルヘク學校間ニ於テ聯絡ヲ保ツコト
- (3) 學校以外ノ体育運動團體ハ其ノ管理ニ關シ成ルヘク教育關係者ト聯絡ヲ採リ事業ノ達成ニカムルコト

縣では大正五年度から學校衛生主事を特設し、縣の實情に鑑みて學校衛生の革新、身體検査結果の利用、其他體力増進に關する研究調査を爲さしめ其實行を促進するあり。學校躰操器械器具の設備の標準を示して其完成に努めしめ、躰操科擔任の優良教師の招致、從來封ぜられてゐた、縣立學校對抗競技の一部開放、躰育會の舉行等銳意其振興に努めてゐる。縣は大正九年度の縣立中等學校會の際、體育振興の件に關し指示したる事項中、中學校の部に「合理的ノ躰育ヲ獎勵シ知徳ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルト同時ニ大ニ體力ノ増進ヲ研覈スベシ從ツテ普通躰操ノ研究獎勵並ニ教員ノ選任ニ留意スルヲ要ス」と示してゐる。

體力の増進體位の向上は、學校衛生との交渉甚だ多きを以て、大正十四年の學校長會に左の指示を爲してゐる。

衛生教育ニ關スル件

我が國民一般ノ衛生思想カ幼稚ナルコトハ國民保健ノ上ヨリ見テ甚タ遺憾トスル所ナリ之ヲ向上セシムル爲ニハ種々ノ方法アルヘキモ學校ニ於ケル衛生教育ハ最容易ニシテ而モ効果アル一方法ナリト信ス故ニ修身理科體操等ノ教科ニ

於テハ勿論其他關係教材或ハ偶發事項等ヲ機トシテ一層衛生思想ノ徹底ニ留意セラレンコトヲ望ム

と示し、昭和二年の縣立中等學校長會にも學校衛生に關し左の通り指示した。

學校衛生ニ關スル件

學校衛生ノコトニツキテハ從來示議スル所アルヲ以テ各位ハ常ニ留意シ其徹底ニカメラレツツアルコトヲ信スルモ未ダ遺憾ノ點尠シトセス殊ニ脊柱彎曲視力障礙呼吸器病及身體虛弱者等漸次増加シツツアルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサル處ナリ各位ハ尙一層衛生思想ノ徹底ニ留意シ積極消極ノ兩方面ニ施設ヲ計劃シ其實績ノ向上ニ努力セラレンコトヲ望ム

体育主事の新設

縣は體育の向上改善を計るため、昭和三年度から體育主事をおいて縣下各學校の體育の指導改善を計つた。縣の體育施設の計畫、視察、體育會、講習會等に殆んど寧日なく指導誘掖に努めてゐる。

5 學校教練の刷新 公私立の男子の中等學校以上に現役將校を配屬せしめて、學校教練の向上を期したことは、一面體力増進問題と交渉があり、また一面生徒訓育問題とも關係深き様である。兎も角本期に於ける教育問題として主なる問題の一つであらう。この施設は大正十四年度から實施されてゐる。

大正十四年四月一日勅令第百卅五號を以て陸軍現役將校學校配屬令が發布せられ、同年四月十三日文部陸軍省令として、陸軍現役將校學校配屬令施行規程と同日付で文部省訓令第五號で學校教練實施に關する要旨が公布された。

陸軍現役將校學校配屬施行規程

大正十四年四月十三日

文部省 陸軍省 令

六七八

陸軍現役將校學校配屬令施行規程左ノ通り定ム

陸軍現役將校學校配屬令施行規程

第一條 陸軍現役將校配屬令第二條ノ規定ニ依リ陸軍現役將校ノ配屬ヲ受ケントスルトキハ大學ニ在リテハ總長又ハ學長其他ノ學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ陸軍大臣及文部大臣ニ宛テタル申請書ヲ文部省ニ提出スヘシ

- 一 名 稱
 - 二 位 置
 - 三 入學資格、修業年限
 - 四 學生生徒定員、現在學生生徒學年別及學級別員數
 - 五 屋外体操場ノ區域及面積
 - 六 武器及其附屬物ノ種類並員數
 - 七 現在体操科教員ノ氏名略歴
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ現役將校ノ配屬ヲ止ムルコトアルヘシ
- 一 徵兵令第十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ認定セラレタル學校ニシテ其認定ヲ取消サレタルトキ
 - 二 教練ノ成果ヲ舉クル見込ナキトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年ニ現役將校ノ配屬ヲ受ケムトスルモノハ第一條ノ申請書ヲ四月三十日迄ニ提出スヘシ

學校教練實施ニ關スル要旨

大正十四年四月十三日
文部省訓令第五號

大學、直轄諸學校
公立私立ノ高等學校及專門學校
北海道廳 府縣

今般勅令第三百三十五號ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬令ヲ定メラレ 文部省令ヲ以テ陸軍現役將校配屬令施行規程ヲ公布セリ。

國民ノ心身ヲ健全ニ發達セシメテ其資質ヲ向上セシメ以テ國力ヲ増進シ國運ノ隆昌ヲ圖ルハ内外現時ノ情勢ニ鑑ミ最モ喫緊ノ一要務タリ而シテ其ノ目的ノ達成ハ主トシテ之ヲ教育ノ効果ニ俟タサルヘカラス故ヲ以テ明治維新以來教育ノ制度ヲ定ムルヤ思フ此ニ致シテ施設經營シ明治十九年教育法令ヲ改正スルニ當リ特ニ學校ニ於テ兵式体操ヲ課スルコト、セリ當時一般ノ學校ニ於テ教師モ生徒モ熱心ニ事々此ニ從ヒタレハ其教育ノ實績ヲ進メタル功顯著ナルモノアリタリ然ルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ學校ニ於ケル兵式体操モ動モスレハ當初ノ精神ト乖離シ徒ニ形式ニ流レテ其眞髓ヲ失ハントスル傾向ナキニアラス是ニ於テ大ニ之ヲ振作シテ体育ヲ促進スルト共ニ德育ヲ裨補シ併テ國防能力ノ増進ヲ圖ルノ必要朝野ニ論議セラル、ニ至レリ翻ツテ世界ノ大勢ヲ察スルニ大戰以來歐米諸國ニ於テハ國民訓練又ハ軍事豫備教育ト稱スルモノ著シク發達シ之ニ依リテ實實剛健ノ士風ヲ振起シ社會民心ヲ善導シ且國民ノ間ニ國防思想ヲ普及セシメムコトヲ期セリ我國ハ列強ニ先チテ學校教育ニ兵式体操ヲ加ヘ國民訓練ノ實ヲ示シタルニ拘ラス近時却テ彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

内外ノ情勢右ニ述ヘタルカ如シ當局ニ於テハ夙ニ學校ニ於ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之カ爲メニハ現役將校ヲシテ其指導ノ任ニ當ラシムルコトノ有効ナルヲ認メ之カ實行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其實現ヲ見ルニ至レリ

抑モ學校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ學生々徒ノ心身ヲ鍛鍊シ且ツ資質ヲ向上セシムルニ在リ換言スレハ國家的觀念

六七九

ヲ明徴ニシテ献身奉公ノ精神ヲ振起シ自主自立ノ習慣ヲ馴致シテ責任ヲ盡シ規律ヲ重シ抑制ヲ守リ協同ヲ尙ヒ且命令ニ服従スルノ氣風ヲ作興シ身体ヲ強壯ニシ志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神ヲ涵養スルニアリ而シテ之カ勵行ニ依リテ國防能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ俟タス

今次ノ施設ハ現役將校ヲ學校ニ配屬セシメ教練ノ教授ニ當ラシムルモノナレトモ之ヲ以テ在來勤務セル教練ノ教師ニ代ントスルノ趣旨ニアラスシテ教練ノ教授能率ヲ増大シ其實施ヲ一層適切有效ナラシメントスルニ外ナラス隨テ配屬將校ハ當該學校長ノ監督ノ下ニ立チ其指揮ニ基キテ業務ニ従事スヘキハ勿論其教授ニ際シテモ善ク他ノ學科目トノ聯絡ヲ保チ學生生徒心身發達ノ狀況ニ應ジ別ニ定ムル教授要目ニ準據シテ之ヲ實行スヘキモノトス

地方長官及學校當事者ハ克ク其趣旨目的ヲ体シ相當設備ノ充實ヲ圖ルコトニカメ且運用宜シキヲ制シ以テ其實績ヲ舉クルニ遺憾ナカラシムルコトヲ期スヘシ

これと同日に文部省訓令第六號を以て精細なる學校訓練要目が發布されたが、これは省略する。(大正十五年七月文部省訓令第二十五號を以て要目中の一部改正さる)

この實施に關し文部、陸軍兩省に於て協議決定されたる事項が文部次官の名により縣に通牒されてゐる。縣はこれをうけて、中等學校長に向け左の通牒を發してゐる。

學第二四二七號

大正十四年四月廿三日

教練實施ニ關スル件

熊本縣内務部長

今般勅令第三百三十五號及文部省令ヲ以テ陸軍現役將校學校配屬ニ關スル件公布セラレタル處其實施ニ關シ左記事項兩者ニ於テ協議決定濟ノ趣キニ付御了知ノ上施設上萬遺算ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

- 一 學校長ハ配屬將校ニ關シ必要ナル事項ヲ文部大臣及陸軍大臣ニ上申スルヲ得ルコト
 - 二 配屬將校(二名アル場合ハ高級先任ノ者)ハ當該學校ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ毎年三月末陸軍大臣及文部大臣ニ各別ニ報告スルコト
 - 三 配屬將校教練ニ關シ上司ニ書類ヲ提出スルトキハ總テ學校長ヲ經由スルコト
 - 四 學校長ハ事情妨ケナキ限り教練實施ニ際シ教練ニ従事スル職員ヲシテ配屬將校ノ指示ヲ受ケシムルコト
 - 五 教練ノ成績ハ配屬將校之ヲ定メ体操ノ成績中ニ於テ別ニ之ヲ記載スルコト
 - 六 教練ニ於テ使用スル武器ハ其取扱ニ注意セシメ之ヲ尊重スルノ念ヲ養ハシムルコト
 - 七 學校長ハ配屬將校ニシテ當該學校ノ休暇申其ノ他教練ノ授業ニ差支ナキ場合陸軍部隊ニ於テ軍事ノ研究ヲナサントスルトキハ之ヲ許可スルコト
 - 八 學校長ハ配屬將校ノ所屬部隊長又ハ所管長官等ヨリ配屬將校ノ勤務成績ニ關スル通報提出方ヲ求メラレタルトキハ其要求ニ應スルコト
 - 九 陸軍大臣ノ任命スルル教練査閱官(現役將校)ノ教練査閱ニ際シテハ爲シ得ル限り學校授業ノ關聯等ヲ顧慮スヘキモ尙學校長ニ於テモ亦便宜供與方ヲ取計フコト
 - 一〇 配屬將校ハ教練ニ關スル事務ヲ擔任スルコトヲ原則トシ其他ノ校務ハ可成服セシメサルコト
 - 一一 配屬將校ニ依リ教練ヲ實施スル學校ニ於テハ本教練ノ教授要目ニ依リ教授スヘキハ勿論ナルモ現ニ在學スル者ニ對シテハ本教授要目ニ相當斟酌ヲ加ヘ左ニ準據シテ教練ヲ實施スルコト
- 修業年限五年ノ中等學校
- 1 第一學年 教授要目ノ定ムル所ニ依ル

2 第二學年 第一學年ノ教材中必要ナルモノハ適宜第二學年ノ教材ニ加ヘテ實施シ第三學年以上ニ至テハ教授要目ノ定ムル所ニ依ル

3 第三學年 第二、第三學年ノ教材ヲ適宜按排シテ行ヒ第四、第五學年ニ至テハ教授要目ノ定ムル所ニ依ル

4 第四學年 第二乃至第四學年ノ教材ヲ適宜按排シテ行ヒ第五學年ニ至テハナルヘク教授要目ノ定ムル所ニ依ル

5 第五學年 各學年ノ教材ヲ適宜按排シテ教授ス 但シ左記教材ハ之ヲ教授セサルコトヲ得

各個部隊教練 執銃ノ中隊ヲ以テスル疎開ノ概要

指揮法 疎開ニ於ケル小隊長以下ノ動作

射撃 狹窄射撃ノ一部及實包射撃

陣中勤務 各個ニテ行フ步哨斥候傳令連絡兵等以外ノ諸課目

旗信號 單旗信號

距離測量 器械測量

測量ハ實地ニ就キ地圖ノ讀解ニ習熟セシムルヲ主トス

修業年限五年以外ノ中等學校

前項修業年限五年ノ中等學校ノモノニ準シ適宜取捨シテ行フ

一二 實業學校以外ノ學校ニシテ徵兵令第十三條第一項第二號ノ規定ニヨル認定ヲ受ケタルモノニ在リテハ中學校ニ於ケル教練ニ準シテ之ヲ實施スルコト

一三 現役將校ノ配屬ヲ受ケサル學校ニ於テモナルヘク本教練教授要目ニ準據シテ教授スルコトニカムルコト

縣は縣立中等學校長會に於て實施上ノ注意と協定を爲し、また配屬將校の會議などを開催して、其効

率をあくることに努めた。

6 試験制度の廢止 昭和二年十一月文部省令第二十六號を以て中學校施行規則第四十三條の二を削

除して、入學試験廢止の舉に出た。(削除の分は「當該中學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ第一學年入學志願者ノ數」)

これは云ふまでもなく、中等學校入學試験に對する準備教育の爲に、兒童心身の發達に大なる障害を與ふるの弊と、この準備教育の爲にとすれば小學校教育の或る一面の破壊ともならんとする弊とに鑑み、文部省は斷然試験制度の撤廢をしたものである。いまこの經路につき文部省より發したる公文を掲ぐれば、

中等學校入學志願者選抜試験廢止ニ關スル趣旨貫徹方

(昭和二年十一月廿二日文部省訓令第十九號) 北海道、府縣

今般文部省令第二十六號ヲ以テ中學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘタリ左ニ其ノ要旨ヲ舉ケ且實施上注意スヘキ事項ノ大要ヲ示サン

現行制度ニ於テハ中學校第一學年入學志願者ノ數入學セシムヘキ人員ヲ超過スル場合ニハ試験ニ依リテ入學者ヲ選抜スヘキコトヲ規定シ其他ノ中等學校ニ於テモ多クハ學則等ヲ以テ同様ノ規定ヲ設ケ多年ノ間入學者選抜試験ヲ實施シ來リタレトモ之ニ伴フ弊害少カラス就中小學校卒業者ノ中等學校入學ノ場合ニ於テ最モ然リトス

抑々小學校教育ハ兒童ニ對シ道德教育及國民教育ノ基礎ヲ授クルト共ニ其ノ身体ノ發達ニ深ク留意スヘキハ多言ヲ要セス然ルニ其卒業ノ後中等學校ニ入學セントスル者ヲ觀ルニ小學校在學中ヨリ只管之カ準備ニ没頭シ知ラス識ラスノ間ニ其ノ心身ノ發達ニ惡影響ヲ及ホスハ國民ノ將來ニ對シ洵ニ寒心ニ勝ヘサルナリ加之コレカ爲ニ國民教育精神ニ背戻シ小學校教育ノ本旨ヲ沒却スルニ至リテハ最モ深ク憂フヘキ所ナリ入學試験ニ伴フ弊害前述ノ如シトセハ其ノ制度

ニ對シ改正ヲ加フヘキハ刻下ノ急務ナリトス

今回ノ改正ハ中等學校ノ入學者ヲ選抜スルニ從來ノ如キ試驗ハ之ヲ行ハサルコトヲ以テ本體トシ中學校令施行規則第四十三號ノ二ヲ削除セリ而シテ之カ選抜ニ當リテハ主トシテ出身小學校ニ於ケル成績等ニ據リ更ニ人物考査並身體檢査ヲ用ヒテ入學者ヲ決定スヘキモノトセリ尙其實施ノ細目ニ至リテハ別ニ示ス所アルヘク各學校ニ於テハ之ニ基キ學則等ノ改正ヲ行ヒ實施上遺憾ナキヲ期セシメラルヘシ尤モ其ノ示ス所ハ選抜方法ニ關スル準則ニシテ地方及學校ノ情況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ於テハ改正ノ本旨ニ反セサル限リ事情ヲ斟酌シ適當ナル方法ヲ採ルヲ妨ケサルモノトス

又中等學校ニ於ケル教育ノ旨趣ヲ貫徹セシメントスルニハ生徒ヲシテ一意專心所定ノ課程ヲ學習セシメサルヘカラサルニモ拘ラス從來學期及學年ノ試驗ヲ實施スルカ爲ニ動モスレハ生徒ヲシテ一ニ試驗ノ爲メニ勉學セシムルカ如キ弊モ少シトセス依テ自今生徒ノ成績ハ平素ノ修學ニ重キヲ置キテ之ヲ考査シ亦之ニ依リテ修了若クハ卒業ヲ定メ一層自學自習ノ氣風ヲ養成セシムル旨趣ヲ以テ中學校令施行規則第四十七條ヲ改正セリ

高等學校 專門學校 實業專門學校等ノ入學者選抜方法ニ關シテハ中等學校ト多少其趣ヲ異ニス其志願者ノ年齢相當長シタルコト其出身學校全國ニ亘ルコト其出身學校ノ種類等ノ必スシモ一致セザルコト等ノ事情ニ鑑ミ或程度迄選抜試驗ヲ行フノ必要ヲ認ムルト共ニ志願者ノ出身學校ニ於ケル成績等ヲ重シ之ヲ選抜試驗ノ成績ト對照シ之ヲ以テ入學者選抜ノ基準トセリ又其學期及學年ノ試驗ニ就キテモ中等學校ノ場合ト事情ヲ異ニスルヲ以テ一般ニ之ヲ禁止セサルコトトセリ

今回改正ノ旨趣右ニ述フルカ如キヲ以テ教育當事者タル者宜シク協力シテ實効ヲ收メンコトヲ期スヘク而シテ之カ爲メニハ學校當事者ハ嚴正公平情實ニ捉ハル、コトナク監督ノ局ニアル者亦克ク此旨趣ヲ諒シ學校當事者ヲシテ其ノ職責ヲ完ウセシムルニ於テ遺憾ナキヲ期セラルヘシ

中等學校試驗制度改正ニ關スル件

(昭和二年十一月廿二日發售第三〇四號文部次官通牒各地方長官宛)

今般學校ノ入學、進級及卒業ノ試驗制度ニ關シテ文部省令ノ改正並文部省訓令ノ發布有之タルニ付テハ貴管内中等學校ニ於テ第一學年ノ入學志願者ノ員數ガ募集人員ニ超過シタル場合ニ於テハ右訓令ノ趣旨ヲ体シ大體左記ノ要項ニ依リ入學者ヲ選抜セシメラル、樣致度尤モ本件ハ其準則ヲ示スモノニシテ必スシモ劃一ヲ強フルノ旨趣ニアラス學校又ハ地方ノ情況ニヨリ必要ナル場合ニ於テハ改正ノ精神ニ反セサル限リ適當ナル選抜方法ヲ採ラシメラル、モ差支無之義ニ付御了知有之度依命此段通牒ス

記

- 一 中等學校第一學年入學志願者ニ就テハ出身小學校長ヲシテ當該兒童ノ小學校ニ於ケル凡最終二學年ノ學業成績、身體ノ狀況、特性、其他必要ナル事項(上級學校進學ニ關スル志望ノ確否、性能ノ適否、小學校卒業後ニ於ケル學歷又ハ經驗及其成績等)ニ付詳細ニ調査シ志願中學校長ニ直接其意見ヲ報告セシムルコト
- 前項ノ外中學校長ヨリ要求アリタルトキハ出身小學校長ヲシテ必要ナル調書ヲ提出セシムルコト
- 二 中等學校ニ於テハ大體左ノ要項ニ依リ入學者ノ決定ヲナスコト但シ實業學校ニ於テハ學校又ハ學科ノ種類ニ依リ特別ノ考慮ヲ爲スコト

- イ 小學校長ノ報告ニ係ル事項ニ基キ募集員數以上適宜ノ員數ヲ考査選抜スルコト
- ロ 前號ニ依リ選抜シタル者ニ付キ人物考査(常識、素質、性行等ノ考査)並身體檢査ヲ爲スコト但人物考査ニ就テハ主トシテ平易ナル口頭試問ノ方法ヲ用ヒ且小學校ノ報告ヲ參酌スルコト
- ハ 前號ニ依リ考査選抜シタル者尙募集員數ヲ超過スルトキハ順次優良ト認ムベキ者ヲ入學セシメ同一順位ニアリテ優劣ヲ判定シ難キ者ニ付テハ抽籤ニ依リ入學志願者ノ志望順位ニ依リテ入學セシムル等所謂綜合制ヲ採ルヲ可トスルコト

中等學校入學選抜試験に對する小學校側の準備教育は、頗る猛烈な寧ろ悲惨なものであつた。縣は屢々小學校長會に指示し、或は通牒を發して、準備教育の弊害を擧げて禁止せしめようとするも、競争試験たる以上、暗黙の間に準備教育を爲す事も尠くなかつた。蓋しこれは本縣に限らず全國的狀態であつた。

文部省はこの慘憺たる試験地獄の桎梏より救はんと欲して、試験制度撤廢の舉に出たのである。

縣はこの劃期的の試験制度の撤廢に對し、慎重審議周密なる案を立て、中等學校長の會合たる二水會に諮問したること數回、更に郡市の小學校長會に諮り其の纏りたる意見を答申せしめ、その後中學校長側の代表者と、小學校長側の代表者の會合を催ふして曩きに得たる原案にき研究討査せしめ兩者の議相熟したる成案を答申させた。縣は更に、この答申を參酌して、いよ／＼成案を得て左の通牒を發した。

昭和三年一月廿三日

學務部長

公私立中等學校長

公私立小學校長

中等學校試験制度改正に關する件

今般學校ノ入學、進級及卒業ノ試験制度ニ關シ文部省令ノ改正、文部省訓令ノ發布並別紙寫ノ通り其筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ本縣内中等學校ニ於テ第一學年ノ入學志願者ノ員數ガ募集人員ニ超過シタル場合ニ於テハ右訓令並通牒ノ趣旨ニ基キ且縣内中等學校長及小學校長ノ協定ヲ參酌シ其ノ選抜方法別紙ノ通り定メラレ候條精々注意ノ上萬遺漏ナキヲ期セラレ度尙之カ等實施ニ付テハ左記事項特ニ御留意相成度依命此段及通牒候

(この通牒は前に書いた文部省公文中有るを以て省略)

記

- 一 學校當時者ハ昭和二年十一月二十二日文部省訓令第十九號ノ趣旨ヲ克ク體得スル事
- 一 小學校ニ於ケル兒童ノ學業成績ハ明治三十四年四月本縣訓令甲第三十七號ノ趣旨ニ基キ甲、乙、丙、丁ノ評語ヲ以テ之ヲ表スコト
- 一 兒童ノ學業成績ヲ點數ヲ以テ表ハシ或ハ席次ヲ定メテ是等ヲ發表スルガ如キコトヲ禁ズ
- 一 中等學校入學志願者ニ關スル出身小學校長ノ調査報告ハ絕對秘密ニスルコト
- 一 中等學校ニ於テ入學志願者、人物考査ノ爲ニ行フ試問ノ方法ニ就イテハ特ニ研究ヲ重ネ之ガ爲メニ將來入學準備教育ヲ誘發スルガ如キ弊風ヲ生ゼザル様嚴密ナル注意ヲナスコト
- 一 小學校ニ於テハ平素兒童ノ個性調査ニ留意シ且常ニ家庭トノ連絡ヲ圖リ之ニ依リテ教育ノ効果ヲ大ナラシムルト共ニ之ヲ職業指導及上級學校ノ入學指導ニ利用シ各兒童ヲシテ其性能ノ適スル所ニ進マシムル様努ムルコト
- 一 入學志願者選抜方法改正ノ結果トシテ出身小學校長ヨリ中等學校長ニ報告スル入學志願者ノ學業成績、人物、身体等ニ關スル調査並意見ハ入學者選抜上重要ナル資料タルヘキニ付其調査並意見ハ極メテ周密嚴正ナルヘキコト
- 一 小學校ニ於テハ大正九年六月十八日本縣訓令第三十六號(上級學校ノ入學志願者ニ準備教育ヲ施サザルノ件)ヲ嚴守スルコト
- 一 小學校ニ於テハ兒童カ上級學校入學準備ノ目的ヲ以テ編纂シタル圖書類ヲ携帯セサル様特ニ留意スルコト
- 一 中等學校ニ於テハ入學選抜終了後七日以内ニ其ノ執リタル方法ニツキ學務部長宛詳細報告ヲナスヘキコト

熊本縣中等學校入學志願者選抜方法

- 一 中等學校第一學年入學志願者ニ就テハ出身小學校長ハ別表入學志願者調査書ニ依リ必要ナル事項ヲ詳細正確ニ調

查シ志願中等學校長ニ報告スルコト
前項調査書記載事項ノ外中等學校長ハ特ニ必要ト認メタル志願者ニ就テハ出身小學校長ニ必要ナル調査書ヲ要求スルコトヲ得

小學校卒業後ノ學業成績並經歷ニツキ小學校長ノ報告ノ外尙必要アル場合ハ中等學校長ハ關係學校長又ハ關係者ニ調査書ヲ要求スルモノトス

二 中等學校ニ於テハ左ノ方法ニ依リ入學者ノ決定ヲ爲スコト但實業學校ニ於テハ學校又ハ學科ノ種類ニ依リ志願者ノ特長學科、趣味等ニツキ考慮ヲナスコト

(イ)小學校長ノ報告ニ基キ採決シタル志願者カ募集人員ヲ超過スル場合ハ人物考査即チ口頭試問ト身体檢査トヲ行フ

入學志願者カ募集人員ニ充タル場合ト雖モ身体檢査ハ之ヲ行ヒ人物考査ハ必要アル場合ノ外之ヲ行ハス
人物考査ニ就テハ志願者中口頭ニテ思想ノ發表ニ困難ヲ感スル爲メ筆答ニ依ラシムルヲ適當ト認ムル者ニ限リ口問筆答ヲ行フコトヲ得

(ロ)前號ノ方法ニ依リテ優劣ヲ定メ且小學校長ノ報告ヲ參酌シ順次優良ト認ムヘキ者ヨリ選抜ス
(ハ)前號ニ依リ選抜シタル者尙募集人員ヲ超過スルトキ又ハ前號ニ依リ優劣ヲ判定シ難キモノアル場合ハ再ヒ口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ決定スルコト但シ此場合ニ於テハ筆答試問ノ方法ニ依ルコトヲ得

入學志願者調査書

學	國語	算術	地理	手唱	體	實業	裁	評
讀	綴	書	考	定	農	工	商	家
名	氏	年	月	年	月	年	月	年
推	同	種	學	校	志	願	者	總
位	順	位	位	位	位	位	位	位
成	績	年	年	年	年	年	年	年
欠	席	計	計	計	計	計	計	計

業 績 成 績		身 體 之 狀 況				特 性		其 他	
尋常科第五	尋常科第六	尋常科第一	尋常科第二	高等科第一	高等科第二	畢業後ノ學	卒業後ノ學	發 育	現 在
身 長	體 重	胸 圍	概 評	榮 養	筋 骨	筋 骨	強 弱	身 體 型	精 神 型
疾 傳染 性	常 習 性	ノ 疾 患	視 力 屈 折	視 器 及 聽 器 疾 患	頭 痛	呼 吸 器	消 化 器	活 動 型 式	特 長 學 科
主 ナ ル 既 往 症	疾 傳染 性	常 習 性	視 力 屈 折	視 器 及 聽 器 疾 患	頭 痛	呼 吸 器	消 化 器	言 語 動 作	性 能
學 級 健 康 上 入 校 可 否	休 養 ノ 可 否	休 養 ノ 可 否	休 養 ノ 要 求 期 間	休 養 ノ 要 求 期 間	休 養 ノ 要 求 期 間	休 養 ノ 要 求 期 間	休 養 ノ 要 求 期 間	性 能	性 能
家 庭 ノ 狀 況	職 業 學 資 ノ 出 所	其 他	其 他	其 他	其 他	其 他	其 他	性 能	性 能

右ノ通ニ候也

年 月 日
中 等 學 校 長 殿

記載上ノ注意

一 年 齡 欄ニハ其年三月ノ年 齡ヲ記入スルコト

二 氏 名ニハ振假名ヲ附スルコト

三 學 業 記 載 上ノ 注 意 事 項 左ノ 如 シ

(イ)高等科第二學年卒業者ハ高等科第二學年及第一學年ノ學業成績並參考トシテ尋常科第五學年及第六學年ノ學業成績 但シ高等小學校第二學年修了ヲ以テ入學資格トスル實業學校ノ入學志願者ニ就テハ尋常科ノ成績ヲ省略スルコト

特別ノ事情ニヨリ尋常科ノ成績判明シ難キ場合ハ其記載ヲ省略シ備考トシテ欄外ニ其旨記載スル事

(ロ)高等科第一學年修了者ハ高等科第一學年及尋常科第六學年ノ學業成績並參考トシテ尋常第五學年ノ學業成績

(ハ)尋常科卒業生ハ第五學年及第六學年ノ學業成績

(ニ)卒業後ノ學歷及經歷欄ニハ小學校卒業後就學シタル學歷及經歷

(ホ)學業成績ハ明治三十四年四月十五日縣訓令甲第三七號ノ趣旨ニ基キ甲乙丙丁ノ評語ヲ以テ表シ且最終學年成績欄ニハ其學年ノ在籍總人員數並該當者數ヲ記入スルコト 但シ現ニ在學中ノモノニアリテハ最終學年成績

ハ其ノ第二學期マテヲ以テ記入スルコト

四 身 體 ノ 狀 況 ハ 願 書 提 出 ノ 際 檢 査 記 入 ス ル コ ト

五 筋 骨 欄、活 動 型 式 欄、特 長 學 科 欄 ハ 精 査 ノ 上 該 當 文 字 ノ ミヲ 殘 シ 他 ハ 必 ス 朱 書 ヲ 以 テ 明 瞭 ニ 抹 消 ス ル コ ト

六 其 他 欄 ノ 家 庭 ノ 狀 況 中 學 資 ノ 出 所 ハ 次 ノ 例 ニ ヨ リ テ 記 入 ス ル コ ト (例ヘハ保護者出資又ハ何某出資等)

七 推 薦 順 位 欄ニハ志願學校種別ニヨリ其ノ志願者總數(學年ヲ通シタルモノ)何人中何位タルコトヲ記入スルコト

但シ昭和三年四月ニ入學スヘキ志願者ニ限り止ムヲ得サル場合ニ於テハ學級別ニ順位ヲ表スコトヲ得此場合ニ於

テハ其旨調査書ノ相當欄ニ記載スルコト

(イ)志願學校種別ヲ公私立ノ中學校、高等女學校、商業學校、工業學校、農業學校ノ五種トシ其他ハ之ニ準ス

(ロ)推薦順位ハ其志願者ノ學業成績、身 體 ノ 狀 況、特 性、其 他ノ 各 事 項ニ基キ總合的ニ考察シ志願學校ニ對シテ

最モ適性ナルモノヨリ順次之ヲ選定スルコト

二 其他本縣の主要施設

1 中 等 學 校 長 の 海 外 視 察 學校の消長興敗は係りて學校長に存するのである。學校長が氣宇宏大に

して識見高邁、よく世態の推移と、教育の嚮向ふ處を明にして職員に臨み、生徒の教養に膺るとき、善良なる校風ここに樹立され、教授訓育の業績は旺盛として擧かるのである。

學校長の知見の培養の方案は、いろ／＼あるに違ひないが、先進の歐米各國の教育の實情を、詳に云へば、學制、組織、設備、教授訓育、職員の修養、生徒の學習、師弟間の情誼等具さに視察し一面歐米各國戦後の經營諸般の文物、産業、人情風俗等、またそれと教育との交渉等を仔細に調査して吾國の實情と對照考覈し、以てその長短得失を明にして採長補短の資料とするが如きは、學校長の修養としては第一義的のものと思はるのである。これ本縣が經費多端の際に拘らず、學校長の海外視察を計畫したことゝ察せらるゝのである。兎も角縣費を支出して學校長の海外視察を爲さしむることは本縣では空前の施設であつた。

縣は左の順序で歐米の視察を命じてゐる

大正九年度	熊本縣第二師範學校教諭	鈴木博也
大正十年度	熊本縣立第一高等女學校長	吉田惟孝
大正十一年度	熊本縣立八代中學校長	井島政吉
大正十二年度	熊本縣立熊本農業學校長	小池俊三
大正十三年度	熊本縣立中學濟々費長	安井清雄

視察者に對して縣は取調要綱の如き格別注文がましきものは與へなかつた様である。所謂「視察の要諦一心に存す」の態度で凡て視察者の自由研究に委した。費用は一人六千圓期間は半歳乃至一年以内であつた。

2 中等教育の改善振興 中等教育の改善振興に關し縣は的確なる成案の下に其向上を策してゐる。

本期の初頭大正九年二月の中等學校長に指示したる案をあげれば

中等教育ノ改善ニ關スル件

縣下中等教育ノ改善振興ニ關シテハ從來屢々之ヲ示議シ今回更ニ復タ其議ヲ累ネタルガ、今ヤ戰後ノ經營トシテ各種教育ノ振興頗ル其要ヲ訴ヘ殊ニ 大詔煥發ハ前ニ訓示シタルカ如ク國民ノ齊シク恐懼感激ニ堪ヘサル所ニシテ、國民教育上洵ニ自戒發奮ヲ要スルノ秋ナリ。思フニ中等教育ハ普通教育タルト實業教育タルト問ハス、直ニ小學校ノ基礎教育ヲ受ケ之ヲ地方中堅ノ人物ヲラシメントス。地方ノ進否懸リテ其實績ノ如何ニ由ル。況ンヤ深遠ナル學理ヲ究メ永ク學界ニ遊ハントスルモノニ在リテハ、其成績更ニ一層大ナル關係ヲ有ス。縣ハ各位ノ自強奮勵ニ倚藉シ其擔當セル教育ノ發展ヲ豫期スルコト頗ル大ナルモノアリ。各位ハ其理想ト經驗トニヨリ、隨所ニ其特色ヲ發揮シ以テ改善

振興ノ實ヲ舉ケラレントコトヲ切望ス。別記ハ縣下中等教育ニ對シ抱懷セル改善振興ノ概要ナリ。理想ノ標榜ニアラス。只各位ノ參考ニ資セントスルノミ。宜シク縣ノ意ノ存スル所ヲ諒シ、研鑽補益其効ヲ收メ本縣中等教育ノ革新ニ資セラレントヲ望ム。

以上中等教育全体につき指示し、中學教育に關して左の要領を示してゐる。

中學教育

- 一 生徒ノ教養ニ關シテハ中等教育ノ要旨ヲ貫徹スルコトニ努メ猥ニ試験準備ノ弊ニ陥ラサランコトヲ要ス此種學校生徒ハ其多數ハ上級學校ニ入學スヘキ將來ヲ有スルモノナルヲ以テ、動モスレハ其學習試驗制度ノ弊ニ捉ハレ自發自動ニヨル實力ノ養成ニ欠陥ヲ生スルコトヲ保セス教員ノ選任教授法ノ改善ハ勿論生徒ノ實力養成ハ今後ノ研厥極メテ緊要ナルモノナリ特ニ留意ヲ要ス
- 二 學級編成教科ノ選擇及其取扱等ハ此種學校ノ實績向上ニ多大ノ關係アリ適當ナル施設ヲ試ムベシ
- 三 學制ノ改革ニ依ル諸般ノ施設ハ其改廢取捨ヲ謬ラス時勢ノ進運ニ遲レザル様細心ナル注意ヲ拂フベシ
- 四 生徒ノ訓育ハ學校ノ性質ニヨリ師範、實業等ノ學校トハ多少其ノ趣ヲ異ニスベキハ勿論ナリト雖モ前途目的未ダ確然セザル此期ノ生徒ハ往々粗暴ニ流レ他ノ誘惑ニ捉ハレ或ハ一時ノ青年心理ニ驅ラレテ一身ヲ誤マルモノ尠カラズ故ニ此ノ種ノ學校ハ勉メテ家庭トノ連絡ヲ緊密ニシ一面會合時ノ訓練ニ留意スルト同時ニ不良生徒ノ教育ト其監督トヲ周到ニスルヲ要ス殊ニ思想ノ善導ニ留意シ禮讓恭謙溫良等ノ美德ヲ養ヒ眞摯ノ態度ヲ保タシムニハ本縣中學生徒ノ訓練トシテ極メテ肝要ナリト信ズ
- 五 中學志望者ノ數ハ近年激増ノ傾向ナシト雖モ縣ノ實情ト將來ノ傾向トヲ考ヘ新ニ學校ノ増設ヲ必要トスルト同時ニ既設學校ノ學級並生徒數ノ整理研究ヲ講スルヲ必要トス

六 校舍及教授用設備ノ改善ニ努メ教授訓練ノ向上ニ資スベシ
 七 合理的の体育ヲ獎勵シ知能ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルト同時ニ大ニ体力ノ増進ヲ研覈スベシ從ツテ普通体操ノ研究獎勵並ニ教員ノ選任ニ留意スルヲ要ス

3 自學的學習の獎勵 自學の良習を樹立し、自奮自勵自己の努力によつて學習を進め知能を啓發することは、自己完成の上から云つても極めて喫緊のことである。そしてその自習はやがて自己の努力によつて自己の人格修養まで進んでくることは云ふまでもないことである。縣は本期に入りて生徒の自學自習を勸奨し頻りに其向上を期してゐる。

大正九年の學校長會に生徒學業成績の向上に關する指示に

前文省略——社會有用ノ地位ハ全ク實力アル人材ニヨリテ占有セラル、縣民ノ將來ハ實ニ此等ノ激甚ナル競争ニ戰ハザルベカラズ。是特ニ此ノ際各位ノ留意ヲ乞ハントスル所ニシテ學業ノ成績如何ハ懸リテ本縣ノ福利ニ關係ス各位ハ細心努勵常ニ之ヲ念トセラル、ヲ了知セルモ、之ガ徹底ヲ期セントスルハ決シテ容易ノ業ニアラザルベシ。而モ改善ノ方途ニ關シテハ固ヨリ種々アルベシト雖モ、時勢ノ要求ハ國民ノ教養上創作的能力ト應用ノ才器トヲ以テシ、單ニ多キヲ知ラシメシヨリハ寧ロ其知識ヲ如何ニ活用セシムベキヤニアリ。從ツテ教授ノ改善ハ、如何ニ投クベキカラ索メシヨリハ寧ロ如何ニ學バシムベキヤヲ叫ベルモノノ如シ。自學自習ノ學習態度ヲ善導シ、應用力ノ鍛練ヲ十分ニシテ、生徒ノ實力ヲ養成スルハ終始渝ラサル教授上ノ要諦ナリト雖モ、現代教育ノ特ニ要求シテ止マサル所ナリトス。

と指示し、更に大正十二年の學校長會の諮問事項として「中等學校生徒に自發的學習態度教養ノ適切ナル方案如何」を提案してゐる。

教授ノ目的ハ素ヨリ知能ヲ傳達開發スルノミヲ以テ足レリトセス。自發的學習態度ノ教養ヲ以テ重要ナル任務トセサル可カラズ。然ルニ今日中等學校ノ教授ノ實際ヲ見ルニ多クハ注入的ニシテ生徒ノ學習態度亦受動的ナルヲ免レズ故ニ教育ノ効果ヲ徹底セントセバ自發的學習態度ヲ教養スルニ適切ナル方法ヲ講スルハ洵ニ緊要ナル事ト信ズ各位ノ意見ヲ問フ。

更に大正十四年の中等學校長會にも、生徒の學習に關する件を指示して、

教育ノ効果ヲ擧ゲ生徒ヲシテ正確ナル知識ヲ獲得セシムルハ固ヨリ教員ノ擔任教科ニ對スル深遠ナル學識ニ俟ツト雖モ教授ニ練達シ生徒ノ學習態度ノ馴致ノ如何ニ關係スル所多シ。特ニ下級生ニ於テハ其ノ年齢身軀ノ發育、精神ノ狀況等未タ幼稚ナレバ之レガ學習指導ニツキテハ充分ナル留意ヲ要ス。

と云ひ、更に大正十五年の會議に於ても「學習指導ニ關スル件」として示してゐる。

この學習習慣の養成には縣は細心の注意を以て臨んでゐる。そして縣は縣政の上から見ると頗る多事多端の際に拘らず、大正十三年度に於て、縣立中等學校に對し一學級五十圓つゞの交付を爲し自學の設備に充てしめた。尙大正十二年縣立移管の學校に對しては數年後一學級三十圓宛の交付を爲して其資に充てしめ頻りに自學的學習の馴致を勸奨した。

自學的設備

樹山保一

本縣中等學校に於ける自學的設備費が豫算に計上せられたのは大正十二年であるが此の施設は色々の點に於て意

味深きものと思ふ。當時本縣教育界は實に百花繚亂とも稱すべき有様で種々の主義主張が高唱せられ喧傳せられ目聞苦しい程の状況であつた、即ち第一高等女學校に在りては校長吉田惟孝君が歐米視察から歸つて來て新知識を傾けてダルトンプランを提唱し自校に之を實施して熊本の一角から全國の教育界に呼び懸けたものであつた。之には校の内外に亘り大分反對があり是非の論が喧しかつたがそれにも拘らず敢然として所信に向つて邁進して行つた吉田君の奮戦振りは實に目覺しきものであつた。師範學校に在りては附屬主事田島慎治君が「自覺主義の教育」を提唱し尨大なる冊子に纏めて意見を發表し少からぬ衝動を興へたのも此の時代で地方の諸學校に於ても夫々主義主張を高く揚げて合同視察の際などは甲論乙駁火花を散すの壯觀を呈したものである。

唯然し以上の如き活氣ある情況は概して云へば小學校に於ける有様で中等學校に在りては注入的講演的教授法の域を脱せず教授法などは餘り多く顧みられなかつたやうであつたから此の風を打破してかからねば教育の實績を収め得ないと云ふので或は種類別の學校長會を持廻りに開催したり學科主任會を開催したりして互に視察せしめて刺戟を興へ改善を圖つたものである。而して教授法の改善の根本點は「自學的學習態度の養成」にありとなし先づ大正十二年の中等學校長會議に「自發的學習態度養成の方案如何」と云ふ諮問を出し各學校より洩れなく書面を以て答申せしめ之を雜誌「熊本教育」に登載して參考に供したものである。しかし口先ばかりで自學自習を唱へても所謂口頭禪に終つて實効が上らないその理論を實際化するに足る設備が必要だといふ譯で自學的設備が研究せられたのである。當時の學務課長は中村恒三郎氏で非常な意氣込で自學自習の學問的根據を検討しようといふので吉田熊次博士の著書などを讀破せられ縣會に於て滔々數千言教育原理に基き此の施設の必要なる所以を力説せられたので美事議會を通過し大正十三年度より實施せらるゝこととなつたのである。

此の施設の御蔭で各學校に於ては潤澤に圖書費を配當せられ生徒間の辭書參考書等が多分に備へられ著しく圖書の充實を見たのであるが之が基礎となりやがて各中等學校に於ける圖書館建設の氣運を馴致し今日各中等學校に於けるが如き堂々たる圖書館を見るに至つたのである。勿論此の施設の目指した内容改善の實績を収め教授法も著しく進歩し今日の盛觀を呈するに至つたのである。

自學設備は以上の如き効果的のものであつたので全國から随分美まれたもので私等は視學講習會などには鼻高々と誇り學事視察者等には大に吹聴し教育縣熊本の矜持を深く感じたものである。

4 其他内容充實に對する諸指示 中學教育の内容充實に對して以上述べた各項について、主力を注

いだ様である。しかし一般的事項についても常に注意を怠らなかつた。殊に學業成績の向上などについては屢々指示して當事者の努力を要望してゐる。内容充實なる内包には種々の屬性があるであらう。

しかし生徒の道徳的品性を長養し、學業成績の向上を期することが主なることに相違はあるまい。大正九年の學校長會に縷々示してゐる指示事項に、「學業成績向上に關スル件」として、

學校教育上生徒ノ訓育ニ留意スベキハ、目下社會ノ情態ニ鑑ミ極メテ肝要ノコトニ屬スト雖モ、一面生徒ノ學業ヲ進メテ其能率ヲ増進シ、國家有爲ノ人材ヲ養成スルハ我國戰後教育ノ要諦ニシテ訓育ト相俟チテ特ニ留意ヲ要スベキ事項ナリトス。而シテ教育學ノ研鑽ト教授法ノ改善トハ其進歩著シキモノアリト雖モ翻ツテ學業ノ成績ヲ見ルニ實績ノ之ニ伴ハザルヲ遺憾トス。本件ニ關シテハ各學校共ニ平素考慮研鑽中ニ屬スルト雖モ卒業後ノ成績ニ徴スルモ未必ズシモ他府縣ニ優越セル實績アリト稱スルヲ得ズ——云々

それで更に生徒學業成績の向上に向つて精進すべきことを指示し、大正十年の會議には學習態度の改善につき、十二年の同會には、學科研究會の活動を要望し、十四年同會には其根底となる職員組織の改善につき指示してゐる。

○ 職員組織ニ關スル件

資格アル優良教員ヲ招致シテ、各其特征ニ從ヒ適材ヲ適所ニ配置シテ全能ヲ發揮セシメ倦ムコトナカラシムルハ教育ノ効果ヲ舉グル上ニ最モ緊要ノコトナリ。今ヤ前年來擴張設置ニカ、ル高等師範學校其他教員養成ヲ目的トスル學校ノ卒業者モ多數配置セラレ得ルモノ、如キニヨリ、努メテ無資格其他不適當ノモノヲ淘汰シテ優良教員ヲ採用シテ実績ノ向上ニ努メラレンコトヲ要ス。

といひ、更に頻繁の教員の更迭を取締り、進んで教育の修養研究に關して、指示する處があつた。

昭和二年度の同會には教員需給の緩和されたるにより、この際職員組織の改善と内容の充實に向つて邁進すべきことを示してゐる。

○ 優良教員配置ニ關スル件

優良ナル有資格教員ヲ配置シ其ノ全能ヲ發揮セシメ教育ノ実績ヲ向上セシムヘキコトニ關シテハ、從來屢々示議スル所アリ。近時教員志望者ノ激増ニヨリ、漸次改善ニ向ヒツ、アリト雖モ先年教員ノ需給圓滑ナラサリシ時代ノ影響未タ全ク去ラズ、今尙ホ其學識ニ於テ將又其ノ熱誠ニ於テ、生徒ノ學習精神ヲ振作スルニ足ラサルモノアリテ將來尙改善ヲ要スルモノ少シトセズ、各位ハ職員ノ進退並ニ其配置ニ當リテハ一切ニ私心ヲ去リ、嚴ニ情實ヲ斥ケ、一ニ教育振張ノ精神ニ則リテ公平ニ之ヲ處理シ、新ニ教員ヲ選任スルニ當リテハ、志操堅實學識豊富常ニ精進ノ意氣ヲ以テ指導徳化ノ任ニ堪ユル者ヲ招聘シ、一層職員ノ素質ヲ改善ト配置ノ適切ナランコトヲ期セラルベシ。

○ 教授ノ実績向上ニ關スル件 (昭和二年會議)

教授ノ実績ヲ擧ケ生徒ノ學力向上ヲ圖ラントセバ、設備ノ完全教員ノ實力教授法ノ研究ニ俟タサルベカラズ。本縣中等學校ノ設備ハ創立ノ新舊等ニ依リ異ナルノミナラズ、學術ノ進歩ニ伴ヒ施設スヘキモノ甚ダ多シ。縣ハ緩急

ニ鑑ミ、漸次之カ充實改善ヲ期セントス。各位ハ部下職員ヲ督勵シテ常ニ之カ利用ニ遺憾ナカラシムルト共ニ、一面職員ノ工夫努力ニ依リ教授ニ遺漏ナカラシメンコトヲ期セラルヘシ。次ニ教材ニ對スル準備ト之ガ取扱ヒニ關スル研究態度ハ各位ノ指導宜シキヲ得漸ク眞摯ナラントスルハ洵ニ喜ブベシト雖モ、未ダ以テ十分ナリト言フベカラズ。加フルニ學術日ニ進ミ、教育ニ關スル考究愈々精深ヲ極メ、一日ノ偷安ヲ容サザルモノアリ。各位ハ可成校務ノ簡捷ヲハカル等、職員ヲシテ益々研究ニ便ナラシメ。常ニ清新ノ氣ニ充テテ其任ニ膺リ教授能率ノ向上ニ一層精進スル様指導獎勵セラレンコトヲ望ム。

その他、題目だけ拾つて見ても、指示、注意、協議等の各項の内に、

卒業生指導ニ關スル件、公民教育ニ關スル件、体育運動ノ善導ニ關スル件、生徒ノ思想善導ニ關スル件、自學的圖書ヲ最有効ニ使用スルノ設備及方法、本縣産業振興上中等學校教育ニ於テ特ニ注意スヘキ點、節約慣習養成ニ關スル件、自學自習圖書使用ノ狀況等

これ等の問題を見ても、中等教育内容充實に對する縣の努力の一端と、一面本期の中學教育の種々相と、これを通じて社會世相の一斑も窺はれるようである。

5 諸給與

イ 俸 給 前期までは俸給額の改正はなく臨時手當を支給してゐたが。本期の大正九年に入つて俸給額を改正して優遇の法を講じた。

改正の分を在來のものに比較して見ると、公立學校判任待遇の學校長教諭の最低が二十五圓、最高が七拾五圓であつたのが、改正法によると最低が五拾圓最高が百六拾圓となり、奏任又は奏任待遇の學校長の年俸最低が六百圓最高が二千圓前教諭の最低が四百圓最高が千八百圓であつたのが改正の分では、

學校長の最低が千百圓最高が三千八百圓教諭の最低が千圓最高が三千百圓になつてゐる。改正法を左にかゝる

(學校種別) 師範學校、中學校、高等女學校、實業學校 (奏任待遇)

級一	三、八〇〇円	級一	三、八〇〇円
級二	三、四〇〇円	級二	三、四〇〇円
級三	三、〇〇〇円	級三	三、〇〇〇円
級四	二、八〇〇円	級四	二、八〇〇円
級五	二、六〇〇円	級五	二、六〇〇円
級六	二、四〇〇円	級六	二、四〇〇円
級七	二、二〇〇円	級七	二、二〇〇円
級八	二、〇〇〇円	級八	二、〇〇〇円
級九	一、八〇〇円	級九	一、八〇〇円
級十	一、六〇〇円	級十	一、六〇〇円
級十一	一、四〇〇円	級十一	一、四〇〇円
級十二	一、二〇〇円	級十二	一、二〇〇円
級十三	一、〇〇〇円	級十三	一、〇〇〇円

(學校種別) 師範學校、中學校、高等女學校、實業學校 (判任待遇)

級一	一、六〇〇円	級一	一、六〇〇円
級二	一、四〇〇円	級二	一、四〇〇円
級三	一、三〇〇円	級三	一、三〇〇円
級四	一、二〇〇円	級四	一、二〇〇円
級五	一、一〇〇円	級五	一、一〇〇円
級六	一、〇〇〇円	級六	一、〇〇〇円
級七	九〇〇円	級七	九〇〇円
級八	八〇〇円	級八	八〇〇円
級九	七〇〇円	級九	七〇〇円
級十	六〇〇円	級十	六〇〇円
級十一	五〇〇円	級十一	五〇〇円
級十二	四〇〇円	級十二	四〇〇円
級十三	三〇〇円	級十三	三〇〇円

口 年功加俸 公立學校の年功加俸は本期に入つて初めて給與さるゝことゝなつた。教員優遇の一つで

ある。之に關する縣令は左の通りである。

熊本縣令第三號

公立學校職員年功加俸支給規程左ノ通り公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年一月三十一日

熊本縣知事 川口彦治

○ 公立學校職員年功加俸支給規程

第一條 公立學校職員年功加俸令ニ依リ支給スヘキ加俸年額ハ別表ニ依ル

第二條 郡町村立並町村組合立學校職員ニ對スル年功加俸ノ支拂命令發行者ハ郡長トス

附 則

本規程ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス

(別表)

勤續五年以上十年未満	百二十圓	學校長、教諭、助教諭、舎監	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	七十二圓
		學校長(判任官待遇ノ實業補習學校長ニ限ル) 訓導、保母、准訓導	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	九十六圓
勤續十年以上十五年未満	百六十八圓	學校長、教諭、助教諭、舎監	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	百八圓
		學校長(判任官待遇ノ實業補習學校長ニ限ル) 訓導、保母、准訓導	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	百四十四圓
勤續十五年以上	二百五十二圓	學校長、教諭、助教諭、舎監	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	二百二十八圓
		學校長(判任官待遇ノ實業補習學校長ニ限ル) 訓導、保母、准訓導	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	百三十二圓

三 中學校教育の實際狀況

1 訓育状況 時代の子たる中學生、志慮未だ定まらずして青年の客氣にはやる中學生、頗る注意監督を要する時期である。時代の頹波は滔々として、各種の爭議や、思想方面に警戒を要すべき事件其他倫常を無みする事實がそこかしこに頻發する。穩やかならざる文献は續々上梓さるゝ、動き易き青年の心は躍る。

學令及施行規則が改正され、國民道德の徹底を高唱力説する。洵とに故なしとせんやである。

この青少年を駕御して、云爲行動その中正を失はしめざる様に訓陶して行くことは、實に容易な問題では無い。前期の初から本期を通じて、學校當事者縣當局が頭を悩やましたるは、この訓育問題であつた。

世は擧げて權利を主張し、義務の遂行を迫る時代となつた。高壓手段などは、もう彼等に臨む武器ではなかつた。こゝに於てか、よく生徒の人格を尊重し、擔當教師對生徒個人の接觸機會を作り、個性の觀察個性に即する訓化を行ふてゐる。教師を理解し生徒を理解する所謂『燃犀一點相通する』と云ふことは訓育の要諦である。

その他各學校に施設してゐることを擧ぐれば、家庭との連絡を緊密にし、地方別の父兄懇談會を開催して中學校の職員出張して隔意なき打合を爲すあり、學校に父兄を召集しての父兄會、或は長期休業を利用しての家庭訪問、など學校對家庭の連絡を極めて緊密にして生徒の教養に膺つてゐる。尙校外取締り、舎監の協議會など各學校手をつなぐで訓育の徹底に力めてゐる。

講堂訓話によつて訓練の連絡統一を計ること、個性調査簿を作成して其心意の發達と特性を明にし教養の資としたること、武道を奨励して士氣を振作すること、行軍を行つて困苦艱難に堪ふる習慣と團體的行動の要義を知らしめ、作業を課して協同の精神と勤勞を愛する良習の培養など只管其精成に力めてゐる。

尙配屬將校の設置は學校訓育の實を擧ぐるために、良好の結果をもたらした様である。特に規律的訓練、團體的行動の効率は頓に向上した。蓋し青少年の心理が旗幟鮮明を好み、一絲亂れざる様式を愛しエスかノーかに愛着する心理の傾向に合致したせいでもあらう。兎も角一口に云へば、學校が引き締つて來たことは、明なる事實であつた。

2 理科教育状況 理科教育の改善に關し國庫補助に縣費から尠なからぬ支出を加へて各學校に交付したことは、縣の施設の項で述べた通りであるが、各學校では、特別教室の新築或は改築、理科學器具、實驗用具等の購入に充て、教材の精査、特に實驗教材の研究、生徒實驗の輔導、研究授業など、教師生徒共に一絲となつて奮勵してゐる。尙中等學校職員の申合になる教科研究会に於て、該科に對する縦横の研究調査を爲してゐる。

3 體育の状況 體育問題は理科問題と共に戦後教育の二大問題であつた。語をかへていへば、國策に應じ國本に培ふ重要問題であつたのである。

中學校に於ては體育振興の第一歩として學校體操の徹底につとめ、優良なる教師の招致、躰操科に要

する設備の完成をやつてゐる。そして從來禁止してあつた對抗競技の一部を解放した。體育振興の聲は全國的問題となり、社會の各階級を通じて、オリンピック式の競技を取り入れ盛んに活動する情勢に鑑みてこの舉に出でたことを察せらるゝ。

縣の教育會では、縣當局の體育振興の趣旨に呼應して、體育展覽會を大正十二年九月十日から同廿三日まで明麗館で開催した、出品物の重なるものは

後鳥羽天皇勅賜團扇、正親町天皇勅賜團扇、關白二條公下賜唐團扇の縮圖、相撲略傳、將軍上覽相撲圖、保元年間野相撲圖、後鳥羽天皇勅賜木劍擬造品

右 日本相撲司家 吉田 追風 出品

肥後游泳沿革、蹈水訣、寫眞、小堀流系圖

右 熊本市 菊池 直人 出品

五高對七高の野球、陸上競技寫眞、優勝旗、

最近歐米競技界に於ける典型的フォーム

右 第五高等學校 運動部 出品

中等學校からの出品は、縣立商業學校の陸上競技指導の寫眞拾枚女子師範の游泳寫眞數十枚、縣立高瀬高等女學校の女子体育統計表、運動服、靴、帽子等であつた。出品の大部は小學校側からのが多く體育に關する研究論文などもあつた。

尙ほ展覽會の事業として、體育に關する講演、並に體育に關する活動寫眞の映寫などをやつて體育氣分をそゝつてゐる。

中等學校長は大正十二年七月十一日明麗館に集合して、對校競技につき左の申合せを爲し、今後この申合によつて實施することにした。今之を採録すると左の通りである。

○ 熊本縣中等學校對校試合並競技申合

- 一 毎年一回野球及庭球試合並に陸上競技を各學校聯合シテ開クコト
期日及期間ハ幹事會ニ於テ各學校ノ都合ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルコト
開催地ハ當分ノ間熊本市トスルコト
- 二 聯合試合又ハ競技ニ出演スルコトヲ得ル選手ハ其前學年ニ於テ落第シタル者又ハ其學年ニ於テ落第ノ恐アル者以外ニシテ性行善良ナル者ニ限ルコト
- 三 聯合試合又ハ競技ニ於テ成績優良ナル學校及個人ニハ賞狀ノ外優勝旗又ハ賞品ヲ授與セサルコト
- 四 聯合試合又ハ競技ノ實施方法ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 五 聯合試合又ハ競技ノ役員ハ參加學校ヨリ之ヲ選出スルコト 但シ審判役員ハ參加學校以外ニ在リテ斯道ニ造詣深キ者ニ依囑スルコトヲ得ルコト
- 六 聯合試合競技開催スルニ必要ナル事務ハ當番學校主トシテ之ニ當ルコト
當番學校ハ熊本市内ノ學校ニツキ幹事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルコト
- 七 聯合試合及競技ヲ開催スルニ必要ナル經費ハ參加學校ノ負擔トスルコト
負擔ノ率ハ幹事會ニ於テ之ヲ定ムルコト
- 八 應援者ハ應援ノ爲異様ナル服裝又ハ野卑ナル言動ヲ爲サズ應援ノ方法ハ小旗及應援歌ニ止ムルコト
- 九 應援者ハ聯合試合又ハ競技ノ前後ニ於テ示威的行動ニ類スルコトハ之ヲ爲サザルコト
- 一〇 演技者並應援者等ニシテ運動ノ精神ヲ没却シ若クハ本會ノ規程ニ違犯シタル行爲アルトキハ退場ヲ命ズルコトヲ

- 二 本打合ニ規定スル場合試合又ハ競技ノ外縣内外ニ於テ開催セラル、試合又ハ競技ニハ各學校共参加セザルコト但シ國際競技等特別ノ場合ハ幹事會ノ決議ニ依リ参加スルコトアルベシ
- 三 各學校相互ニ試合又ハ競技ヲ爲サムトスル場合ハ左ノ各項ニヨルコト
 - 二 學校ニ止ムルコト
 - 三 學校當事者五ニ正式ニ交渉シ當日ハ必ず教師附添フコト
 - 四 幹事ノ員數ハ八名トシ中等學校長ノ選舉シタル者ナルコト
 - 五 幹事ノ任期ハ一ケ年トスルコト

覺 書

各學校ニ於テ行フ運動會ニ選手ヲ出演セシムルコトハ差支無キコト
 プールの設けられたのも、バレー、バスケットの行はるゝ様になつたのも本期の終り頃であつた。體育問題は更に臨海教育、キャンプ教育まで進んできた。學校體操の徹底と、各種競技の取り入れと對抗競技と配屬將校により鍛鍊さるゝ教練等彼此相倚りて體力の増進、體位の向上が漸次事實に見ることが出来る様になつたのは最も喜ぶべき現象である。しかし對校競技に伴ひ易き、勝負に熱中して、選手の育成、經費多額の支出などになりたがる弊あるを以て縣は折々學校長會の際又は通牒などによつて注意をしてゐる。

4 學校教練の狀況 學校教練實施の目的は曩にも掲げたる「學校教練實施ニ關スル要旨」で明瞭に示

してある。吾が國の中等教育では初めての試みであり、學校の内外驚異の目を睜つた。配屬の將校は現役の大尉若くは少中佐、要目によると毎週教練時數と毎年野外演習日數の最少限度が左の通りである。

學 年 別	毎週教練時間	毎年野外演習日數
第一學年	二	四
第二學年	二	四
第三學年	三	五
第四學年	三	五
第五學年	三	五

張り切る様な氣合を入れた日々の教練、それがよく生徒心身の發達に應ずる教程(要目)なので無理もせずに、ぐん／＼その業績があがる。

規定による學校教練の査閲は大抵年度末に行はれた様である。査閲官は師團長より示されたる査閲の要領により、各中等學校の査閲を行ひ、當該學校長立會の上配屬將校に對し所見を開示する。

査閲官の所見開示を総合すると、實施後日尙淺きに係らず其成績は良好とのことである。
 この教練創設後殆んど毎年軍部の参加を請ふて、縣下中等學校の全部又は一部の野外演習が舉行される。師團長、知事、その他軍部の陪觀があつて、大に氣勢をあげてゐる。

5 自學學習の狀況 自學的學習々慣の樹立には縣は頗る眞劍な態度で各中等學校に向つて尠なから

の經費を支出して勸奨してゐる。

縣立の中學校は先づ自學の設備につき、それ／＼研究して辭書類の購入、自學團の組織をきつかけとして、自學方法の指示、自學を出發とする教授法など、この學習々慣の馴致につとめた。學校圖書館などの出來たのもこの頃であつた。

學校によりては、同趣味の生徒相會して、地歴研究會とか、國漢研究會とか自發的に學科研究會が出來たのも自學の高調による所産であつた。

大正十二年四月本縣教育會は縣教育會雜誌四月號に「學習態度養成の研究」なる題下に縣下中等學校、小學校の學習態度養成につき寄稿を求め、學習態度養成號として發刊してゐる。その中、縣立中學校の發表六、縣立高等女學校九、師範學校三、縣立農業學校七、縣立商業學校がそれ／＼體驗に基ける實際案、見るべきものが多い。中學校の研究題目だけ記すれば、

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 自發的學習法案 | 熊本縣立中學濟々費 |
| 中等學校生徒に自發的學習態度の教養の適切なる方法 | 全 玉名中學校 |
| 學習態度の養成案 | 全 鹿本中學校 |
| 自發的學習態度教養の適切なる方法 | 全 宇土中學校 |
| 自發的學習に關する意見 | 全 天草中學校 |
| 自發的學習態度教養案に關する方案 | 全 御船中學校 |
- いづれも理論の上に立ちて實際の方案まで及んでゐる。今濟々費の發表せる、學習法案中、自學の立

脚點と國語漢文科自學自習方案を掲記して、當時中學校が如何に勢力を傾注してゐたかを知る資料に供する。

自發的學習法案

熊本縣立中學濟々費

教育の方針として生徒の自治的自學的努力の啓發に傾注し、以て自信自持自敬の精神を助長すると共に、公共協同の誼を尊重するの美風を涵養するは目下適切に其の緊要のことたるを信するなり。

教授の方法として自學自習の美風美德を發揮せんには、問題法 構案法の眞意義を釋ね且又ダルトン式の如き、能力順應の生徒中心主義の長所に鑑み、目下の境遇に於て實行し得べき程度に其の實效を期待せざるべからず。而して此方針に基づく教授の意義は、此の方針に基づく訓育の徹底せる基礎の上に其の效果を求むべき相互關係の親密不離のものあり。故に學校に於ては統一せる學校風の下に、各學級をして自治的團體を意味あらしむることに留意し、協調厚誼の精神を發揮すると共に、自重自持の自覺心をして明確に自得せしむるに力め、所謂人格實現の要義を貫徹せしめざるべからず。

此に注意警戒すべきは、世間往々少年兒童の心理的自由の純眞を認むるに専らにして 自然性の本能を純化し理性化する事の合理的自由精神の淘汰育生に欠くるが如き誤謬僻見に陥るものあり。此の如きは是れ即ち教化の眞意義を沒却し去るものにして、現代に要求せらるゝ獨立獨行的の人、更に又自由創造的の人の得んとするが如きは、木に緣りて魚を求むるの矛盾ありと謂ふべし。

目下教育思潮の雜然として勃興しつゝあるに當つては、之に對する教職員の批評的識見を明にして、以て教化事業の統一的努力に注意すること最も其の緊要急事なる事を信するなり。

此の批評的識見の下に、學校は萬波一中の要領を持し現代に立ち將來に處する處あらざるべからず。學校訓育方面に自治的示導として施設さるゝこと多々あれども、今之を省略し此には教授の方法として自發的修學法

を示導するにつき其の大綱を掲げんとす。

國語漢文科自學自習方案

生徒をして自學自習の良習慣を養はしめんには家庭に於ける豫習を奨励するを以て第一とす

但各學科受持教師は漫に自己受持學科の向上にのみ焦慮するの余り、無理の要求をなして生徒に過重の負擔をなさしむるは却て神經過敏に陥り終には自暴自棄の惡癖に染ましむるの患なしとせず依つて各學科相互の聯絡案排に十分の留意をなし全人格の完成に適當なる程度分量を超えしめざるを要す、

方法 A 豫習

イ 適當の字書を選択して各自に所有せしむ、

ロ 文章の全篇を通讀せしむ、

ハ 語句を讀解せしむ、

ニ 全文の大意を玩味把握せしむ、

ホ 力めてノートの利用をなさしむ、

方法 B 教授

一 豫習の點檢を行ふ、

イ ノートの檢閱、机間巡視、其の他の方法にて檢閱す、

ロ 豫習事項の試問、

ハ 生徒相互間の研究發表、

ニ 相互間の質疑應答

但 駄問駄答に流れて時間を空費する虞なき様指導する事を要す

ホ 教師は適當の指導及批判をなすに止めて注入教授に陥らざるを要す
ヘ 生徒の讀感發表

但、逐語的換言法は努めて之を避けしむ

ト 書取練習

チ 應用文の讀解

リ 復習の指導獎勵

但現今の學級組織に於て優劣不同の生徒をして一齊に自發的學習の興味を喚起せしめんこと頗る無理の要求たるを免れず故に劣等生徒には特に力めて復習によつて實力を養ひ興味を起さしめんとす

方法 C 教師の態度

一 生徒の興味中心主義たるべきこと。

イ 多讀主義により教材以外に副讀本を併用す

三年以下には、現代文讀本の類

四年以上には、歴史文選の類

ロ 其他の課外讀本の指定指導

ハ 校友會雜誌及校内生徒文庫の利用

二 教授の根本原理を基底として立つべきこと

イ 單に國語教授の弊に陥るを避けて文學的取扱をなし趣味性鑑賞力の涵養に留意し興味の把持に力め依つて以て思想識見の向上、情操徳性の純化に資する様仕向くること

ロ 正確なる内容を把握するための形式を輕んぜざること即ち一方に精讀主義を併用して字義文章事實の明確な

る智識を得しむることを怠らざるを要す

作 文 科

- 一 生徒自ら興味を以て發表欲を起す様仕向くること
- 二 生徒の實生活に於て体験し思索する事柄を發表せしむるやうつとむ
- 三 可成、多作せしむ
- 四 生徒相互に批評せしむ
- 五 教師は指導獎勵の態度を取ること
- 六 模範文を熟讀玩味せしめ、作者の思想感情に共鳴することによつて著想能力を培養せしむ

云ふまでもなく自學は自働自治を基調として行はるゝものである。自己の知能の啓培を自己によつて進めて行くと云ふことは、一面自己の品性を自己によりて磨いて行くことに尠からざる交渉がある。自學の良習樹立が訓育的に生徒の人格陶冶に良好の結果をもたらしたことは争はれぬ事實である。

6 試験制度廢止の結果 嚮學心の向上は、中學校入學志願者が逐年激増する。縣はこれを收容すべく中學校の増設を爲すも思ふ様にはなかく緩和せられない。本期初めの大正八年度の如き、左の状態であつた。

學校名	濟々	熊本	玉名	鹿本	八中	天草中	計
志願者	五四九	四一〇	二二一	二三七	二〇〇	一三六	一、七四三
收容者	一七六	一三〇	八三	八五	九〇	六八	六三二

志願者の三割六分を收容するに過ぎない状態であつた。本期間に四つの中學校増設され本期末は相當

緩和されたるも、學校次第では尙競争激甚の所があり、爲に準備教育も可なり盛んに行はれた。

文部省はこれが兒童心身の發達に大なる障害あることを矯正するため昭和三年度から試験制度を撤廢したことは最も機宜の措置であつた。

固より初めての試みであり、試験制と考査法による採用との長短得失の比較などは、輕忽に論斷されないが、大局から見て、準備教育の弊竇から蟬脱して、試験地獄の禍害を救ふ上には相當効果があつたことであらう。

7 研究諸會 中學教育の内容充實、生徒學業の向上、訓育の徹底、體位の増進等を期するため、諸般の研究會や打合會が行はれた。

〇二 水 會 (中等學校長會)

- 教科主任會
- 教務主任會
- 舎 監 會
- 庶務主任會
- 學校視察會

これ等の會合を學年の當初豫定して、計画的に行はれたことは、前期末から本期末にかけ、特に本期は一層力瘤を入れた様子が窺はれる。

四 中等教員の需給 前期末から本期の初頭大正八九年頃、世界大戰の餘波所謂好景氣時代がきた。

前期にも述べた通り中等教員の若手の有資格者は、會社商店等より突飛な待遇をして誘致する、一面一般の懐具合のよいため中學校入學志願者は激増する、この對策として中學校は増設される、教員は益拂底する、中等教員養成機關も相當擴張されたけれども教育期間の三年四年の修業をつまねばならず、蓋し中等教員拂底の絶頂は本期の前半であつた。

之は全國的事情であつたが、本縣の如きは一層其苦患をなめた。本期に入つて宇土、御船、大津、人吉の中學が増設されてゐる。教員組織が一番難問題である。それで教員養成正則機關の出でない、云はゞ傍系の各種高等專門學校出身者を採用する。それでも間に合ぬので、無資格者を採用せねばならぬ現狀であつた。今大正十三年の縣廳文書に、縣下中等男女公私立學校教員の無資格教員數を擔任教科別に調査したものと、その出身學校別の表がある。當時の教員組織の或一面を物語つてゐる様だから採録する。

○ 大正十三年度無資格教員數

担任科目	1 担任學科別員數					
	奉職學校	師範學校	中學校	高等女學校	實科高等女學校	實業學校
教	一	〇	〇	〇	一	〇
修	〇	一	〇	二	四	〇
育	〇	〇	〇	二	六	〇
身	〇	〇	〇	四	六	〇
計	一	一	〇	八	一三	三

國語漢文	英語	歴史	地理	數學	博物	物化	法制經濟	家事	裁縫	手藝	實業
〇	二	〇	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇
五	一七	二	三	一〇	二	六	〇	〇	〇	〇	〇
四	五	〇	一	四	一	三	〇	〇	〇	〇	〇
三	九	〇	一	四	四	〇	二	三	四	一	二
四	六	四	一	六	二	〇	〇	一	四	二	〇
五	〇	〇	〇	四	〇	一	〇	二	六	一	三
八	六	〇	〇	六	一	〇	〇	〇	〇	〇	八
六	一	二	〇	一	〇	一	〇	〇	七	一	九
三五	四六	八	六	三六	一〇	一二	二	六	二一	五	二二

其 位外 所國 有者學	日本 體育會 體操學 校	神宮 皇學 館	高 等 學 校	無 試 驗 檢 定 各 種 學 校	私 立 專 門 學 校	官 公 立 專 門 學 校	檢 定		臨 時 教 員 養 成 所	女 子 高 等 師 範 學 校	高 等 師 範 學 校
							無 試 驗 檢 定	試 驗 檢 定			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	七	一 二	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	四	三	○	○	○	○	○
○	○	○	○	二	二	六	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	一
○	○	○	○	二	○	一	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	九	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	四	二 五	二 三	○	○	○	○	一

官 公 私 立 大 學	帝 國 大 學 選 科	帝 國 大 學	學 位 所 有 者	出 身 別	奉 職 學 校		中 學 校	高 等 女 學 校	實 科 高 等 女 學 校	實 業 學 校	計	計	體 操	音 樂	手 工	圖 畫	習 字
					師 範 學 校	縣 立 私 立											
一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一 一	四	一	○	○	一
七	一	四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六 一	一 ○	一	○	四	○
二	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二 四	五	○	○	一	○
一	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四 四	六	二	○	一	○
一	○	一	一	一	○	○	○	○	○	○	○	四 九	五	五	○	二	二
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三 四	三	二	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三 三	四	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二 八	○	○	○	○	○
一 二	一	七	一	○	○	○	○	○	○	○	○	二 八 四	三 七	一 一	○	八	三

2 出身別員數

計	他			
	其ノ他	外國人	武術教師	陸軍關係者
一一	七	〇	一	二
六二	二二	二	〇	七
二三	七	二	〇	四
四三	三一	〇	〇	〇
五〇	四四	〇	〇	〇
三四	三〇	一	〇	〇
三四	一七	三	三	二
二七	二六	〇	〇	〇
二八四	一八四	八	四	一五

この現象も本期末になると、教員養成機關により輩出する數の増加、轉退職者の激減其他いろいろの原因によつて著しく變つてきた。左に大正十三年度の職員配置の實際と昭和二年年度の實際をかゝぐ。

○ 縣立中學校職員組織

年 度	有 資 格 者	無 資 格 者	教員總數ニ對スル無資格者ノ率
大正十三年度	一二八	六一	三二、三〇
昭和二年年度	二二八	四一	一五、八〇

五 教育功勞者の特別表彰

吾が熊本縣に於ける中學校長の双壁としてその名聲令聞全國的に噴々たりし、井芹濟々、野田熊中の

兩校長は本期に入りて共に職を已めた。前者は大正十二年六月、後者は大正十四年三月であつた。

井芹燮長は濟々燮に勤績三十有六年、野田校長は熊中の前身たる濟々燮時代から熊中の當時まで卅三年、共に其公生活の全部を各其學校に捧げてゐる。兩校幾千の出身者皆兩校長の訓陶する處、天下の英才を集めて教育するは人生の至樂と、兩校長共に幾千の後髦を手にほにかけて、國家社會有用の材器たらしめ、各地各所にそれ〴〵貢獻しつゝあるを見る時、百年の計は人を樹ゆるありの古言に想到して感慨無量であつたろう。共に功成り名遂げて、後進にゆづつたわけである。

縣は兩校長が本縣教育の向上發展に寄與したる効績に酬ゆる一端として、朝野の貴紳を招いて表彰式

をあげ、其功績を表彰した。前者は大正十

二年七月廿日、後者は大正十四年六月十九

日、兩校長の効績は其當日の表彰狀と知事

の式辭に能く其要を悉くしてゐるのでこれ

を採録する。

表 彰 狀

從五位勳五等 井芹經平

明治二十一年東京高等師範を卒へ直ちに職を濟々燮に奉し爾來三十有六年名利を趁はず聞



井 芹 經 平 肖像

達を求めず終始一貫赤誠以て子弟の教育に盡瘁す其の高風を仰ぎ薫化を蒙る者正に九千人實績大に揚り濟々費の名天下に著聞するに至る他面本縣教育界の先達として力を之が振興に致し其關與する所極めて廣く一身一家を忘れて斡旋盡力し東奔西走眞に席暖まるに違あらず斯道の發達に貢献すること洵に大なり茲に病を以て職を辭せらるゝに當り其の功勞を表彰し金一萬五千圓を賞與す

大正十二年七月二十日

熊本縣知事從四位勳三等

岡田 忠彦

知事式辭

本日茲に官民諸士の光臨を得本縣教育界の恩人井芹經平氏多年の功勞を表彰することを得るは本官の最も欣快とする所なり。井芹經平氏は明治廿一年四月東京高等師範學校を卒へ直に職を濟々費に奉し爾來實に三十有六年名利に就かず聞達を求めず終始一貫熱誠以て子弟の教育に當る其の始めて濟々費に就職するや内には經濟上の基礎未だ確立せず外には學派の争尙盛にして當局者は頗る窮地に立てる時なりしが高邁なる識見と該博なる智識とに加ふるに新銳の意氣を以てし齡僅かに弱冠を越えるに過ぎずして學校の樞機に參與し献策する所多く經營漸く緒に就くに至れり明治廿九年十月費長心得を命ぜられ次で費長に進むや自ら經營の衝に當り高く理想を掲げて之が實現に盡瘁す時恰も日清戰爭の後を承け教育熱著しく勃興し中等教育の普及擴張愈々緊急を告げ學派に拘泥し小異を固守して却て教育の効果を減殺するの狀態に留まるを許さざるを觀じ統一の氣運を促進し遂に宇土の鶴城學館來民の城北學館及大江の大江義塾等を統一し其生徒は盡く濟々費に收容せり他面に於ては地方教育の普及向上の必要を感じ山鹿、八代、天草に各分費設立の計劃を立て其の實現を見るに至れり斯の如く内外他事の際に處し施設經營宜しきを制し濟々費の費運隆々として維れ揚り本縣教育の特色を代表して其の名天下に著聞するに至れり是に於てか井芹氏の人格識見亦天下に認められ其母校たる東京高等師範學校は禮を厚くして教授に迎へんとし文部省は拔擢して督學官に任せんとせしも皆辭して就かず一意専心子弟の教養を以て念とす今や濟々費は卒業生を出すこと三千人同窓生は實に九千人の多きに達し皆井

芹氏の高風を仰ぎ餘澤に霑ふ然るに不幸二豎の困しむる所なり其の職を辭せらる洵に惜むべきなり、氏は又獨り濟々費に在りて其發達興隆に努力したるに止まらず本縣教育の先達とし廣く公私教育に關與し之か指導に任し東奔西走克く斡旋盡力し其の力に依つて以て圓滿なる發達を遂げしもの實に屈指に逞あらず本縣教育の振興に貢献したる所亦誠に大なるものあり、縣民の齊しく感謝する所なり、井芹氏は今や濟々費を辭せられたりと雖も客年より二三學舎を經營し自ら子弟の誘掖提擲に當り理想的教育を施さんとす、必ずや教育界に光明を與へ啓發する所あるべし氏の如きは實に教育を以て終始し教育を以て生命とするものと謂ふべし、余任に本縣知事に在り茲に氏の如き眞正の教育家を表彰することを得るを光榮とす冀くば益々加餐自愛せられんことを、一言以て式辭とす。

大正十二年七月二十日

熊本縣知事從四位勳三等

岡田 忠彦

表彰狀

從五位勳六等 野田 寬



野田寬肖像

明治卅三年熊本中學校長ニ任ゼラレシヨリ茲ニ二十有六年名利ヲ趁ハス聞達ヲ求メス終始一貫高潔ノ人格該博ノ學識ヲ以テ穩健ノ方針ノ下ニ周密ノ施設ヲ講ジ健實ナル校風ヲ築キ優秀ナル成績ヲ擧ケ克ク熊本中學校ヲシテ今日アラシメタルノミナラズ本縣教育界ノ先達トシテ廣ク各種教育事業ニ關與シ斯道ノ進歩發達ニ貢獻シタルコト洵ニ大ナリ茲ニ其ノ職ヲ辭セラル、ニ當

リ金壹封ヲ贈リテ其功績ヲ顯彰シ併セテ感謝ノ意ヲ表ス

大正十四年六月十九日

熊本縣知事 中川 健 藏

式 辭

本日茲に官民貴紳の參列を辱ふし元熊本中學校長野田寛君の功績表彰式を舉行することを得るは余の眞に欣幸とする所なり君は人格高潔識見卓抜の士加ふるに學識深遠資質篤實其身を持するや恭儉其人に接するや溫潤洵に教育者の典型たり

夙に志を立て、大學に遊び明治二十六年業就りて直に教育界に入り職を中學濟々費に奉ず居ること教年嶄然として頭角を現はし三十三年熊本中學校の創設せらるゝや拔擢せられて其校長に任ぜらる爾來實に二十有六年利達を求めず一意専心致々として熊本中學校の發展に盡瘁す今其の經營の跡を顧るに常に本縣教育の精華を扶持すると共に進歩したる教育思潮を攝取して穩健なる方針を樹て周密なる施設を講じ之を經緯するに一貫の至誠と不撓の意氣とを以てし生徒の教養に當りては實踐躬行自ら範を示す此を以て實績大に擧り健實の校風成り熊本中學校をして克く今日あるに至らしむ而して君は獨り内に在りて學校經營に力を致せるに止まらず常に一般教育の振興を念とし廣く各種教育事業に關係し高邁の識見と該博の學識とを以て獻策指導し斯界の發達に貢獻したること亦甚大にして其功績没すべからざるものあり就中君が教育界に活動せる二十有六年の間其の前半は實に本縣教育の過渡期に屬し各般の施設更新を要するもの尠かさりしが君は同儕と共に克く此の間に處して斯道の健實なる發達を促進し以て本縣教育の基礎を確立せり輓近本縣が鎮西の教育地たる聲價を益々發揚せるもの實に其の努力の賜たらずんばあらず今や君は道を進に譲りて高蹈勇退せらる斯界の爲め洵に痛惜に堪へざるなり茲に君多年の功績を表彰し併て其努力を感謝す冀くば加餐自愛將來尙後進の爲指導を惜まざらんことを一言以て式辭となす

大正十四年六月十九日

熊本縣知事從四位勳三等 中川 健 藏

六 各學校狀況

中 學 校

1 縣立中學濟々費

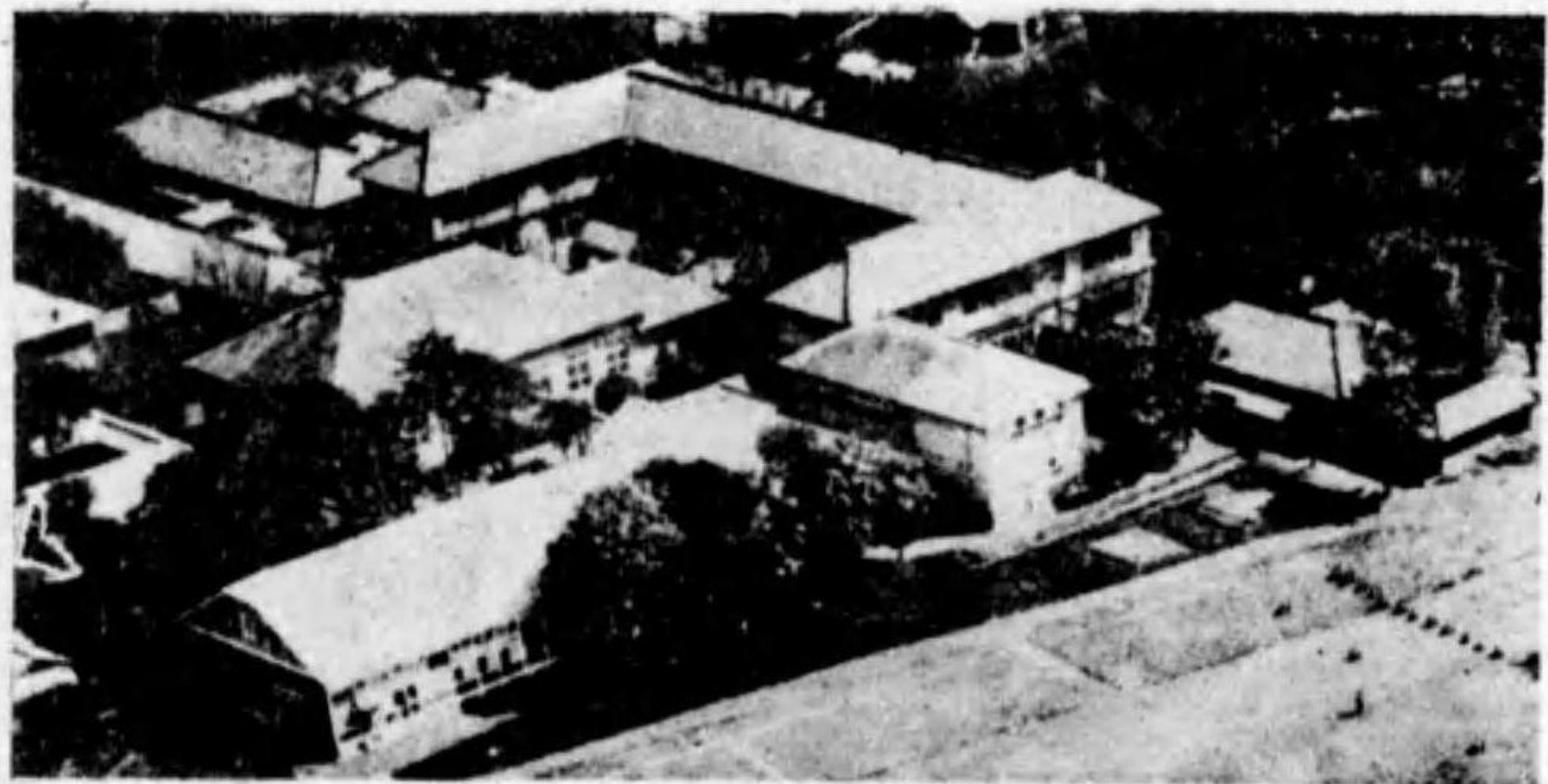
本期に入りて補習科教室理化實驗室費長住宅、柔道場の建築を爲し、諸設備殆んど整頓した。昭和二年四月本校學友會の事業として、斯道文庫とまた昭和三年十二月 御眞影奉安殿を建設してゐる。

學校長 大正十二年六月、公生活の全部(二十六年間)を本校に捧げた井芹費長退職し、同月宇都宮中學校長安井清雄其後をうけ、昭和二年五月安井兵庫縣に轉じ縣立熊本中學校長武田雄三其後を襲ふた。

2 縣立熊本中學校

大正十一年四月定員六百名を六百七十五名に同十三年四月更に九百名に増加した。本期間四教室と外に銃器庫武道場等の増築をしてゐる。

學校長 大正十四年三月本校の前身濟々費時代から當時まで三十二年間本校の教育に全身を捧げた野田校長退職し、同月縣立玉名中學校長武田雄三其後をうけ昭和二年五月武田校長濟々費に轉ずるや、長



空より見たる熊本中學校

岡中學校長福田源藏其後をうけた。

3 縣立玉名中學校

大正十一年三月生徒定員を四百名から六百七十五名に、大正十三年三月更に七百五十名に増加した。尙大正十三年度限り寄宿舎を廢止した。學校は玉名郡の中央部にあり、郡の地勢概して平坦で自轉車通學の便と汽車沿道は汽車通學の便があるので廢止したのである。本期に入つて化學實驗室、物理實驗室、普通教室、生徒控所、自轉車置場、奉安殿の建設をしてゐる。

景全校學中名玉

尙特筆すべきことは運動場の擴張と圖書館の建築である。本校の運動場は創立の當初から、比較的狹隘であつた。其後年々學級の増加につれ校舎の増築は、さなきだに狹苦しき運動場の領域まで侵入してゐる。さればといつて縣の財政は本校の運動場擴張を容るゝ餘裕は無い。學校は運動場擴張を計畫し生徒父兄及郡の有志に諮かり、父兄有志は喜んで之れに應じ約九千圓の寄附金を得、縣も亦地均らし工事に千七百圓の交付をしたので、約五千坪の大擴張を了した。其廣表に於ても、運動場として整頓せる上からも縣下中等學校の首位であらう。圖書館の設置も本期にやつてゐる。これは大正十四年東宮殿下御成婚並に本校創立二十週年記念事業



として卒業生、生徒父兄、職員の協力で大正十四年十一月起工翌十五年三月完成、總經費七千五百四十圓全部醜金で出來てゐる。縣下各中等學校の圖書館は本期末にだん／＼出來てゐる、學校圖書館としては本校が魁けをしてゐる様である。

學校長 大正九年十一月沼田校長天草に轉じ、同月縣立高等女學校校長一谷源八郎其の後をうけ、同十二年六月一谷校長福島縣に轉じ、同月松江高等女學校教授武田雄三本校長に轉じ、同十四年四月武田校長縣立熊本中學校長に轉じ、同月熊本市立高等女學校長池田京治其後をうけ本期を終つてゐる。

4 縣立鹿本中學校

大正十一年四月生徒定員六百七十五名に同十三年四月更に七百五十名に増加、尙大正九年度限り補習科を廢止してゐる。本期に入りて物理化學準備室同實驗室、講堂、普通教室の建築あり、また昭和三年度限り寄宿舎を廢止した。廢止の理由は玉名中學校と同じである。

學校長 大正九年十一月今井校長長崎に轉じ、同月長崎縣立中學猶興館長折田雄七其後をうけ、大正十一年三月折田校長福島縣に轉じ、群馬縣立高崎高等女學校校長藤吉喜一其後任となり、大正十四年十二月藤吉校長香川縣に轉ずるや、熊本縣立第一高等女學校教授高尾文八其後を襲ひ、昭和三年三月高尾校長熊本縣視學官に轉じて、其後を宮崎縣立飢肥中學校長山本耕藏がうけて本期を終つてゐる。

5 縣立八代中學校

大正十一年三月生徒定員を六百七十五名に同十三年三月更に七百五十名に増加した。本期中化學實驗

室、物理實驗室、普通教室の建築をしてゐる。本校は三十有餘年前の建築に係り腐朽破損寧ろ危険の狀態にあつたので、昭和二年の本縣通常縣會で二ヶ年の繼續事業として改築が議決された。様式は縣下未

だ其多くを見ざる鐵筋コンクリート、他府縣の長を採り短を捨て耐久堅牢を旨とし而も其使用能率を高かしむるべくその設計が出来たのは昭和三年十一月であつた。第一期工事として本校舎を昭和四年十二月第二期工事として講堂外二十五廉の建築を昭和五年七月竣成する豫定である。

學校長 前期からの校長水上浩然は大正九年十一月依願退職となり、同月縣立天草中學校長井島政吉が其後をうけた。

6 縣立天草中學校

大正十年三月生徒定員三百名を四百名に大正十一年三月四百五十名に大正十三年三月更に五百名に増加した。本期間化學實驗室、物理實驗室、寄宿舎、食堂、奉安殿、講堂、圖書館校長住宅、舎監住宅の建築を終へ敷地七千七百餘坪の擴張をしてゐる

内容一斑 生徒教養の綱領並に學校精神の象徴とも云ふべき校歌を



制定し教育の徹底を計つてゐる。

天草中學校全景

綱領 本校生徒タル者ハ建國ノ大道ニ遵ヒ忠孝ノ彝訓ヲ奉ジテ夙夜智徳ヲ涵養シ身體ヲ鍛練シ以テ國家有用ノ材タルコトヲ期スベシ本校茲ニ三綱領ヲ掲ゲテ諸子ガ修養ノ標的トナス諸子ヨク之ヲ勉メヨ

正大 剛健 寬厚

校歌

- 一 塵寰遠く隔てたる あゝ西海の別天地 潮風薫る芥洲の
- 學の園の露分けて 飛翔を習ふ雛鷹の 胸は希望に燃ゆる哉
- 二 振放見れば倉岳の高嶺を出づる天つ日の 下界の暗を照らす時
- 天には眞理地には道 人の心に「正大」の 聖き光ぞ溢るなる
- 三 時永久に寄る波の 鞆鞆として岸を打つ 天草灘の雄叫に
- 聞けや自然の動脈を 沸きて流るゝ「剛健」の 生命の湖の高鳴りを
- 四 神秘ぞ燃ゆる不知火の 筑紫の海に風風ぎて 澄むや千尋の底深く
- 万象影を涵す時 一視同仁隔てなき 「寬厚」の徳君見ずや
- 五 自然の啓示わが理想 これを象る三種の 神寶の影仰ぎつゝ
- 皇祖の遺訓畏みて 護るは二千五百年 金甌無缺の吾が祖國
- 六 やがて圖南の翼ならば 天翔りなん五大洲 搏つや羽風に雲散りて
- 仁義の光明かに 世界文化の華咲きて 世は常春の香に酔はむ

學校長 前期からの井島校長は大正九年十一月八代中學校長に轉じ同時に玉名中學校長沼田博雄本校長に就任大正十二年三月沼田校長鹿兒島に轉じ同時に熊本市視學田中秀次郎學校長就任本期を終てゐる

大正十四五年頃 天草中學の思ひ出

—増築擴張と躍る心—

小 村 一 也

大正十二年頃の天草中學生の氣風は、武陵桃源の夢を食るとでもいつたやうな樂天的な容氣な氣風が漲つてゐたが、多少捨鉢的な反抗的氣分も残つてゐた。これを矯正し覺醒せしめるには、自己を見詰めさせ、他人の振を眺めさせ自發自奮の氣象を養ふ事を必要とした。

何分、天草は平和の天地であり、何等の刺激がない。生れて島外に出でざるものは汽船を知るとも汽車を知らず一頭の瘦馬の牽くガタ馬車こそは唯一の陸上交通機關であつて自動車を見ない。只天高く海濶く魚介豊に山の繁れるを見た、相率ゐて惰眠を食らざるを得ない。

稀に出熊して他の中學の巍々乎たる大厦高樓を仰ぎ見た者は歸來、始めて我が校の身を容るゝに所なき狹隘さを慨いた、然も三間に四間の小教室すらも依然として五年生の教室として使用せられ、何れの年か改築せらるゝを知らぬ有様に繼子の根性の萌さざるを得ぬ。

曉鐘は鳴らされた。郡出身諸先輩の活躍振り、同窓先輩の進出振りを知らしめて、この血を分けた吾々は、覺めて奮へば、かくも立派な業績を成すことが出来ることを自覺せしめた。特に最近五年間の卒業生の上級學校合格者を調査一覧表として生徒に配布した。又神戸一中、廣島附中等の卒業生の上級學校合格百分率、或は縣下各中等學校最近の卒業生合格率等も一覽として謄寫配布され、月に數回他校の狀態、時代の趨勢等を告げ、錦衣歸郷者を招いて講話を乞ふなど刺激を與へる事に是努めた。

千百の畫餅は一個の草餅に如かず。折しもあれや、郡出身縣會議員諸賢は政黨政派を超越して、後輩の爲に校地校舎の擴張増築に斡旋是れ努められた。豫算は通過した。校南千坪の舊運動場を民有に譲り、校北一万坪の田畑屋

敷地の買収、四十戸の人家移轉の大事業が開始せられんとして、其の第一着手が校地より南に渡る架橋工事であつた。鐵筋コンクリ大橋脚に四間幅の同じコンクリ橋床を載せた實に堂々たる橋梁が、我が校のものとして架け始められた。十馬力ガソリン排水唧筒の爆音に胸躍らせた桃源の民が、如何に驚異の眼を見張り、尋いで手の舞ひ、足の踏む所を知らなかつたかは想像に餘りある。

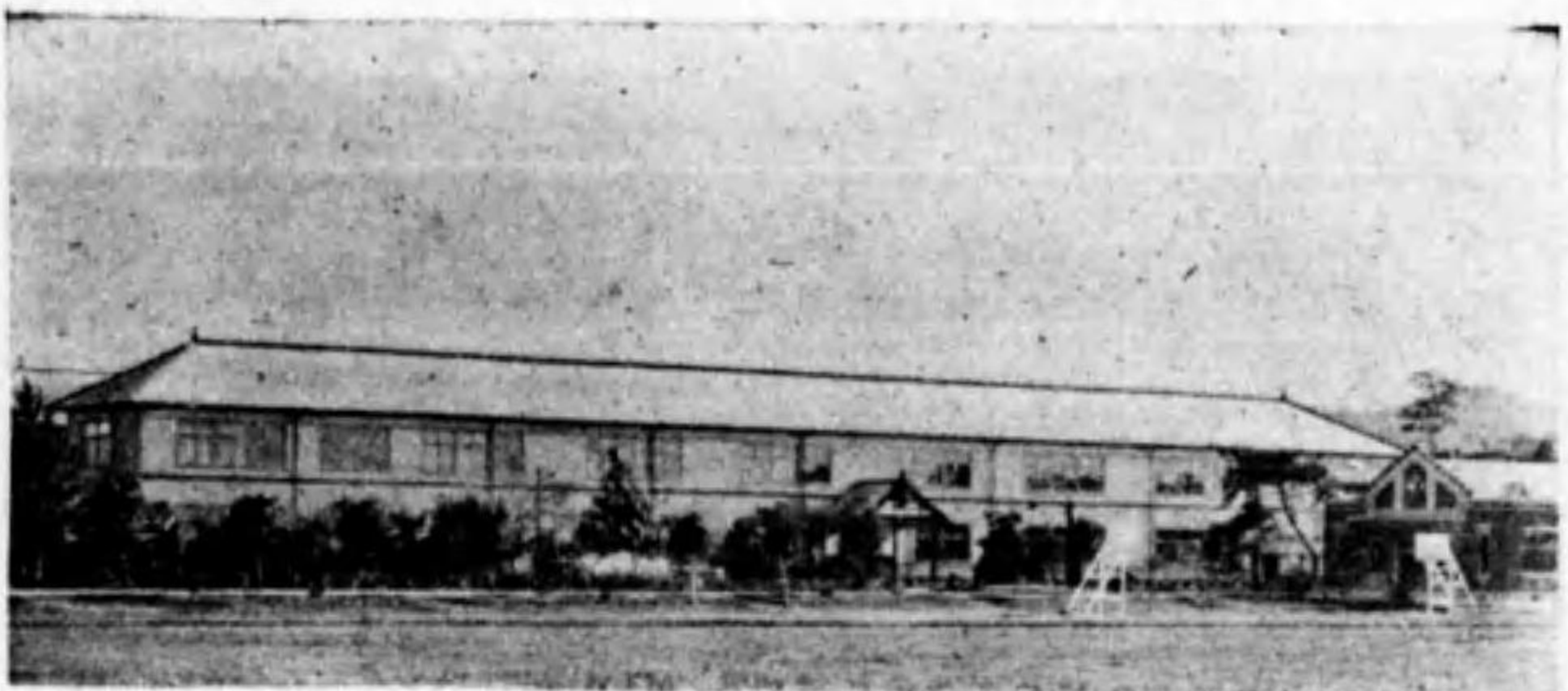
從來漂つた捨てゝ顧みられぬといふ自棄的氣分は、忽ち變じて、感謝となり、奮發となつた。橋梁名は職員生徒に募集されて、遂に岡南橋と命名された。莊子の鵬の且に南冥に適かんとする意氣に燃えたのを觀るべきである。

民家は日々に移り、トロツコは夜を日に續いで新運動場を展開し、斧斤槌鑿校舎の刻々に出現するに激勵された若き心は、熱き希望に燃えて高き理想へと邁進したのである。沈滞の氣風は名残なく一掃されたのであつた。

7 縣立宇土中學校

大正九年六月十八日縣告示第二百六十八號を以て縣立宇土中學校を宇土町地内に設置し、大正十年四月一日開校の告示があつて、大正十年三月第一校舎第一寄宿舎の落成式を第一期工事とし、年々諸工事を爲し、本期末昭和三年で一通りの設營が完成した。生徒の定員も當初の六百名から、大正十三年の改正で七百五十名になつてゐる。

内容一斑 昭和三年四月には校訓を、全年十月に校歌を、同じく十一月



宇土中學校々舎

に校旗を制定して、新興の概を示し一路校風の樹立に急いでゐる様である。

校訓

- 一 質素ヲ守リ正義ヲ尚フベシ
- 一 質實ニシテ剛健ナルベシ
- 一 勤勉ニシテ從順ナルベシ

校歌

- 一 紅蓮火を噴く大阿蘇を 東に遠く望みつゝ 神秘をこむる不知火の
- 海原近く西に見つ 霧が學屋は生れ立ちぬ
- 二 春殘壘に草萌えて 英雄の覇圖偲ぶとき 秋玲瓏の金嶺を
- み空に高く仰ぐとき 自然の啓示神の聲 青春の夢多きかな
- 三 金鐵鏘かす夏の午 氷雪結ぶ冬の晨 舞鶴城趾七百の
- 靈と肉とを鍛へつゝ 高き理想に憧がるゝ 宇中健兒の意氣を見よ
- 四 行手に質實剛健の 大旗高くふりかざし 進取敢爲の概をとり
- 正義の母に帆を孕み 若人汝に光あり

學校長 大正九年十二月佐賀縣唐津中學校長生田德太郎本校長に任ぜられ昭和二年二月生田校長福岡縣に轉じ、兵庫縣立小野中學校長甲斐重五本校長に轉任して本期を終つてゐる。

8 縣立御船中學校

本校は大正十年十月廿一日縣告示第五百五十四號を以て上益城郡木倉村地内に設置し、大正十年四月一日開校すと告示された。大正十年起工、昭和三年まで殆んど全部の設營は完成した。

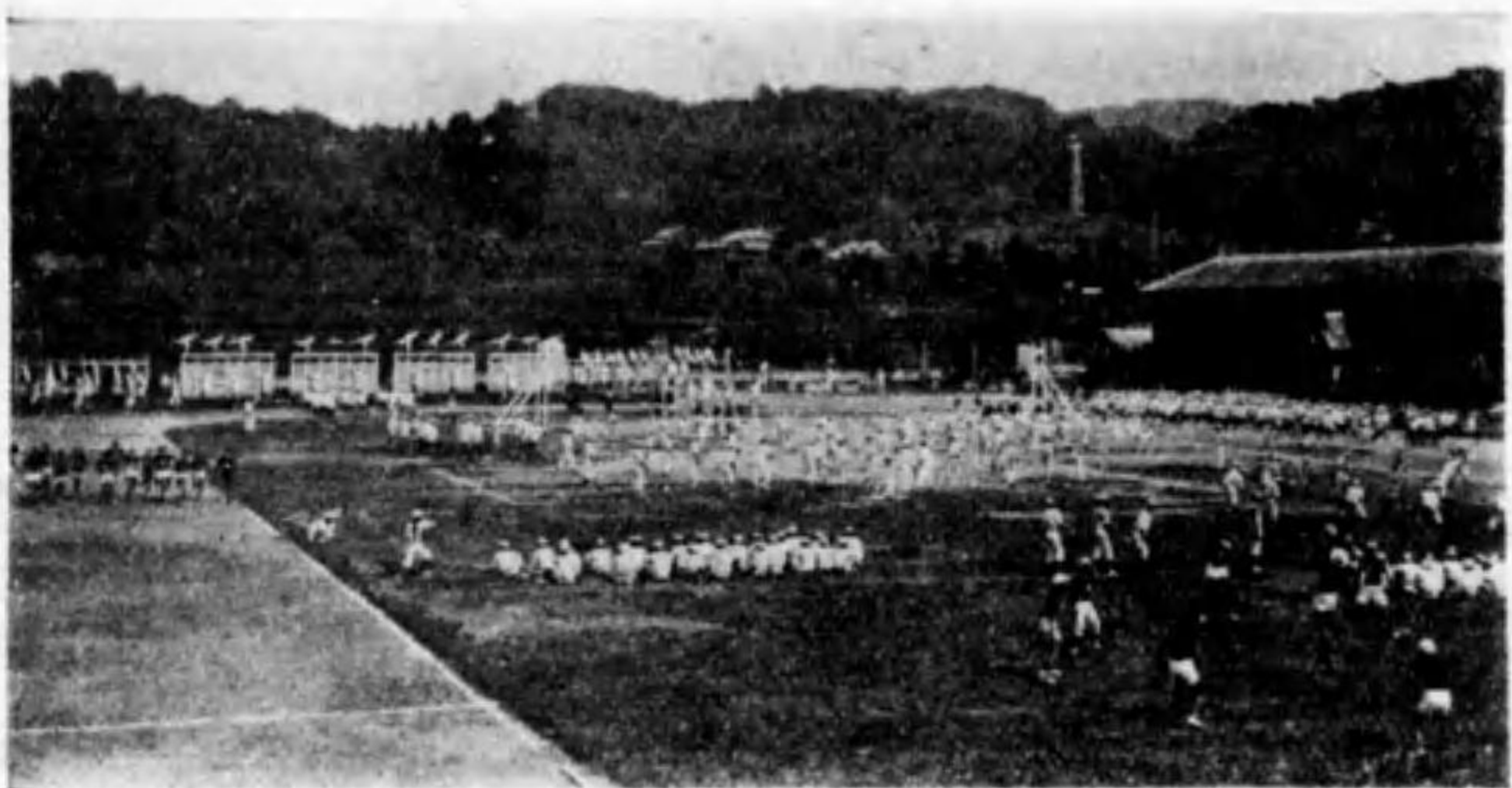
内容一斑 教養の方針を確立し、凡ての施設がこの方針の下に生れ新設學校の意氣を示さんとする。

校訓

- 一 誠實以テ人ニ接ス
- 二 自ら進んで學ヲ修ム
- 三 自律ヲ以テ己ヲ處ス

訓育

- 1 方針
- 三綱領 誠實、自修、自律
- 2 努力點
 - イ 皇室尊崇
 - ロ 敬神崇祖
 - ハ 勤勞尊重(作業)(洒)大洒掃特別
 - ニ 禮義作法ノ徹底(生徒心得)
 - ホ 良書詩歌ノ推獎(吟詠集、偉人文庫ノ設備)
 - ヘ 協同連帶ノ精神涵養(課外運動、毎土曜日)
 - ト 校外外ノ整理整頓及善化並ニ後仕末ノ徹底(生徒作品展覽園藝部)
 - チ 自治自律ノ精神涵養(週番制度)
 - リ 愛校心ノ養成(學友會諸行事ノ實施等)
 - ヌ 郷土愛ノ精神涵養(郷土ノ先哲偉人崇拜)



御船中學校休育の状況

校歌

- 一 御船の流れ水清く 城山の松緑濃し 古人の跡もしのばるゝ
- 天神の森中にして 礎固し學びの舎
- 二 三綱領を身にしめて 文武の道に勵みつゝ 心を磨き休を鍊り
- 御國の光あらはさん 理想は高し學びの舎
- 三 文化の進みを止みなく 行末しげき世に立ちて 龍鳳となりて雄飛せん
- 男子の意氣を示さばや 望は多し學びの舎

學校長 大正十年十一月四日縣立鹿本中學校教諭岩口石藏校長に就任、大正十二年十月岩口校長福岡に轉じ同月縣立八代中學校教諭吉田礎其後をうけ、昭和二年五月吉田校長依願退職となり、本縣屬社會教育主事樹山保一が其後を襲ふて本期を終つてゐる。

9 縣立大津中學校

大正十一年八月十一日縣告示第三百二十五號を以て縣立大津中學校を菊池郡大津町に設置し、大正十二年四月一日より開校する旨公示された。大正十二年一月廿二日熊本縣視學官中村恒三郎本校長事務取扱を命ぜられ、同月二十六日假事務所を本縣學務課内に置き創立事務を開始した同年三月學校長の任命あり、また本館の一部が落成したので、事務所を學校内に移した。同年四月五日入學式をあげ第一學年生徒百五十名を收容した。本期間に全部の建築を終つてゐる。本校は建築の様式に於て、また其使用能率増進の上に於て、頗る研究された建築である、運動場の整理されたのと相俟つて縣下中等學校の代表的

校舎とも見ることが出来る。

内容一斑 新設の學校、須らく新學風の樹立へと、開校の初頭學校長は旗幟鮮明に學風の樹立を叫んでゐる。

新校風樹立ノ標的

菊池阿蘇兩忠臣ノ傳統的熱血ヲ受ケタル我城東地方ノ背景ヲ有スル本校ニ來リ學フモノ須ラク忠孝ノ大義ヲ經トシ質實剛健勤勉克己ノ諸德ヲ緯トセル新校風ノ樹立ニ努ムベシ

と示し 尙同時に校訓を制定した。

校訓

- 一 立憲ノ大義ニ據リ忠孝ノ道ヲ明ニシ報恩感謝ノ念ヲ高ムルコト
- 二 理智明徹ニシテ情操豐潤ナル青年タルヲ期スルコト
- 三 身心ヲ鍛鍊シ勤勞ヲ尙ビ質實剛健ニシテ、堅忍持久ノ氣風ヲ振作スルコト
- 四 禮讓ヲ尊ビ信義ヲ重ズルコト
- 五 廉恥ヲ勵ミ自重自任ノ意氣ヲ養フコト
- 六 團体的規律ヲ重ンジ公德ヲ尙ビ常ニ上下協同一致ノ態度ニ出ヅルコト
- 七 徒ニ豪放ヲ街フナク事ニ當ツテ綿密周到小事ヲ忽ニセザル習慣ヲ養ヒ所謂膽大細心ノ人タルヲ期スルコト



大津中學校本館

- 八 自他共榮共存ヲ旨トシ至誠一貫天地ノ大道ヲ恢弘スルコト
 - 九 明敏ヲ特マズ努力奮闘ノ人タルヲ誇トスベキコト
 - 一〇 活社會ニ適應シ亦現社會改善ノ中軸タルベキ實行的人物タルヲ期スルコト
- 大正十四年四月校歌を制定してある。

校歌

- 一 地軸揺りて大阿蘇の 天に沖する噴煙を 男子の意氣と比へつつ
名も白川の岩走る 清き流を若人が 眞心語る友とこそ
- 二 外輪山に草萌えて 野飼の駒の勇む時 託摩野十里霜冴えて
旅雁適かに渡る時 阿伝の呼吸噂の聲 文武の道を勵むかな
- 三 精忠無二の菊池氏が 宸襟休め參らせし 孤城の跡も程近し
かゝる自然に育まれ かゝる史蹟に鑑みる 健兒前途に光あり

10 縣立人吉中學校
 學校長 大正十二年三月十日鈴木茂夫創立以來の學校長として本期を通してゐる。

本校は大正十二年九月一日縣告示第三百六十二號を以て球磨郡大村に設置し、大正十三年四月一日開校の旨公示された。校舎の結構宏壯にして堅牢と云ふ点では縣下稀に見る建築である。

内容一班 作業を通して人格の陶冶にとは、本校の信條であり教養の方針である。この意味に於て作



人吉中學校々地整理作業實況

業を重視し、實習地の耕耘學校内外の美化作業、校庭の土工塙の手入など、生徒自分で計畫し且つ實行するまでに徹してゐる。よし其堂に入らずとも、たしかに室には入つてゐる。眼高く手低き人物の多き時、本校の教養は時弊を救ふ上からも特色あるといはねばならぬ。

學校長 大正十三年二月九之里虎之助本校長に上任、昭和三年三月九之里校長佐賀に轉じ同月佐々木毅が其後を受けた。

私學

1 本期私學概況 本期に新設されたもの十六、之を前期の三十に比べると其の半に過ぎない。公立學校の増加による自然の勢と見られる。新設の中前期同様其の半数は女子關係のものである。總ての施設に於て女子關係は男子のそれに劣り勝であるが、前期以來私學新設數が相並んで来たことは女子教育の振興を明かに證明する。また内容から見れば商業とか簿記とかいふのから自動車操縦、鍼灸などに至る特殊職業教育にまで進んで来てゐる。

斯くて本期に於ては既設の殘存せるもの三十余校、新設と合せて四十餘校、大小種々、それ／＼必要の上にて其の使命を果して、本縣教育に貢獻してゐる。次に新設、既

設共に表示し、更に各校について簡単に内容を説明することにしよ。

第七期新設私學表

名稱	所在地	設立者又ハ 長ハ 主校	所在地 ノ 現位	主ナル 教養ノ 科目	設置 年月	廢止 年月	出身者 ノ 重ナル者	備考
九州商業學校	市内新桶屋	元田 滿彦		商業	大正九年 二月二日	大正十年 九月		
九州高等簿記學	市内井川淵 町三六	柴田鹿七郎		簿記	大正九年 五月十二日			存現
八代實科高等女學校	八代町字長 丁八四	マヨモル、 ヂュウラ、 アラウラ	全上	普通科	大正十年 三月十一日			大正十五年三月、 組織變更、八代成美高 等女學校改稱、現存
私立熊本國學院	市内鷹匠町 四一	中山佐之助 (當時ノ知事)		神職	大正十年 四月四日			存現
私立東肥商業學校	市内長安寺 町二一	來海 實		商業	大正十年 九月十二日	廢		大正十三年以後 ノ學事統計書ニ 見當ラス
勞學館	市内大江町 肥後自活團	塘林虎五郎	全上	(夜間) 實業	大正十一年 三月十一日			現存
熊本女子職業學校	市内大江町 大江七一	古閑 庚功	全上	普通科 裁縫科	大正十一年 三月十一日			現存
私立九州女子簿記學校	市内上林町 三三	中川 若松		簿記	大正十一年 九月廿一日	同十四年 三月六日		
鍼灸學校	市内大江町 九品寺一三	大塚 貞喜		鍼灸	大正十三年 九月十三日	同十四年		
隈府女子技藝學校	隈府町隈府 荒木民治郎			裁縫	大正十四年 三月十四日			現存

第七期存在の既設私學名

啓成學館	市内大江町 八品寺四一	五島 法眼		中等學 校入學 準備	大正十四年 四月一日			現存
九州女學院	市外清水村 室	マイサ、 ビ、 エカ、 カ、 ビ	全上	普通科	大正十五年 二月九日			現存
肥後自動車學校(改稱)九州自動車學校	市内出水町 五九七	養田 一雄	全上	自動車 操縱	大正十五年 六月廿三日			現存
玉名實踐女學校	玉名郡彌富 村岩崎一〇	新穂 登免	全上	裁縫	昭和二年 三月七日			現存
落水女子高等學院	市内花園町 六七八	落水 泰忍		普通科 裁縫科	昭和二年 六月十七日			現存
南關女學校	玉名郡南關 町	高桑 政純 江上 新	全上	普通科 裁縫科	昭和二年 十月十二日			大正十五年七月開 塾ノ淑徳女塾ヨリ 引續ク、現存

熊本獸醫學校

1 第三期の設置
觀象 校

熊本簿記學校(改稱) 熊本高等簿記學校

尙桐高等女學校

2 第四期の設置
熊本女學校(改稱)大江高等女學校

合志義塾

熊本英語專修學校

玫瑰女學校(改稱)

上林高等女學校

有働裁縫女學校

3 第五期の設置
錦城學館

宮地裁縫女學校

東亞鐵道學校

壺東女學校

東肥女學校

鎮西中學校

九州實科高等女學校(改稱)九州中央高等女學校

鎮西簿記學校(改稱)鎮西高等簿記學校

第六期の設置

新町女子技藝學校(改稱)修齊實業女學校

測量學校

八代女子技藝學校

九州學校

落水學院(改稱)星山高等女學校

天草裁縫女學校

精華專修學校

熊本產婆學校

天草養正實科高等女學校

鍼灸術學校

熊本杏園女學校

時習中學校

熊本家政女塾(改稱)熊本家政女學校

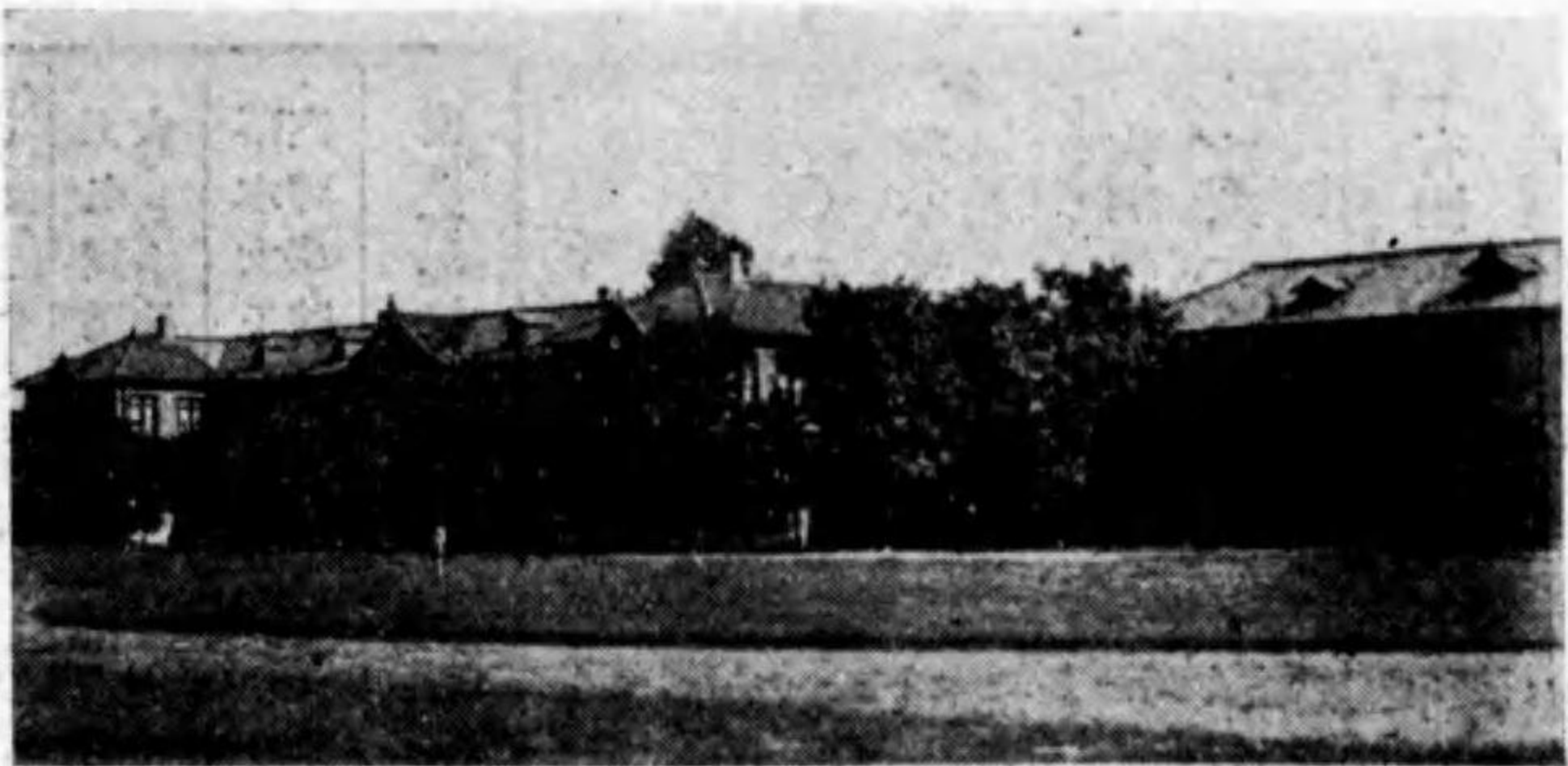
山鹿實踐女學校

2 九州學院

大正九年五月本科生徒定員五百五十名を五百八十名に、同十二年三月六百八十名に昭和三年三月七百人に増加し。同年十一月私立九州學院を九州學院と改稱した。

大正十四年十一月十八日から朝禮を開始して、唱歌、聖書朗讀、訓話、祈禱を朝禮中に取込んでゐる。

學校長 本期を通して院長遠山參良であつた。



九州學院本館

3 鎮西中學校

學則の変更 大正十一年二月生徒定員を七百名に増加して入學志願者の激増に應じてゐる。訓育方針と其施設 校訓を定めて訓育の骨子とし、これを基調としていろ／＼の施設をやつてゐる今

其の重なるものをあぐれば

校 則



鎮西中學校

これを土臺として左の施設がある。

- 一 誠 誠意人ニ接シ忠實業ニ勵メ
 - 二 信 信念ヲ確立シ良心ノ命ニ從ヘ
 - 三 望 希望ニ滿テ常ニ進取向上ヲ計レ
- これを土臺として左の施設がある。
- 1 毎日朝禮ヲ行ヒ職員生徒一同勅語奉答ノ黙禱ヲ行フ
 - 2 毎週服裝ヲ檢ベ威儀禮容ノ注意ヲ爲スト共ニ華奢ヲ誠ム
 - 3 忠實勤勉ノ習慣ヲ養ハシカ爲ニ左ノ施設ヲ爲ス
 - 出席ヲ督勵シ皆勤者ヲ厚ク賞ス
 - 出席點ヲ設ケ成績ニ加算ス
 - 欠席欠課者ノ事情ハ日々調査シテ迅速ニ處理ス
 - 教員欠席ノ場合ト雖モ生徒ヲ早退セシメズ補欠授業ヲ行フ
 - 夏冬ノ休日ニハ講習會ヲ開ク
 - 4 風紀ノ純良ヲ期スル施設
 - 日直制ヲ設ケ校舎内外ノ清潔整頓ヲ爲サシム
 - 夜間ノ外出ヲ戒ム
 - 飲食店映畫館ニ入ルコトヲ禁ス
 - 宿所ニ注意ヲ拂フ

- 知徳ノ修養純潔ナル趣味ヲ鼓吹スル會合ノ獎勵
- 5 思想訓育ノ爲メ行フ施設
- 教育勅語ノ暗誦
- 佛事祭禮ニ注意ヲ拂フ敬神崇祖ノ念ヲ助成ス
- 教科書ノ選擇及圖書購入ノ場合思想上ニ重キヲ置キテ採用ス
- 祝祭日ニハ其意義ヲ解明シ佛式ヲ嚴肅ニ行フ
- 漢詩和歌ノ吟詠ヲ獎勵シ高尚優雅ノ趣味ヲ涵養スルニ努ム
- 機會アル毎ニ名士ノ講演ヲ聽ク

學校長 大正十年一月廿一日五嶋法眼校長に就任本期を通してゐる。

荊 蕪 の 道

——大正十年前後の鎮西中學——

津 下 正 章

校 歌

- 一 銀杏城東名もしるき 託麻ヶ原のただなかに 誠信望を標榜し
- 粉華の巷よそに見て 勢利の外に特立す 見ずや我等が學舎を
- 二 祖國の歴史鎮西の 郷土に垂れし大聖の 尊き慈訓を辿りつつ
- 教化の源を仰ぐ時 不滅の光り永久に 學びの園を照すかな
- 三 確固不拔の信念の 手には正義の劍とり 荊蕪薙ぎ進む

理想は高し大阿蘇の

燃ゆる不滅の熱血に

鎮中健兒の意氣を見よ

この校歌は大正十年前後の鎮西中學を最も雄辯に語つてゐるものである。或は重々しく、或は軽やかに、みづみづしい色と朗かな響との調和されたこの歌の中に、荊蕪の道をひとりゆく颯爽たる私學鎮西中學の姿と、その抱負と、其處に育まれる健兒等の剛健質實な氣風と、燃ゆる様な意氣、飛躍的な其の精神等とが高調されてゐる。この歌は以て鎮西中學といふものすべてを概するに足るものであるが、私が特に大正十年前後の情況を記すのに荊蕪の道といふ言葉を以て題したり。それを説明するのにこの歌を引いたりする所以を、亦その事實を述べることとする。

大正九年から十年、十一年十二年へと、鎮中は多事端であつた。創立以來の校長福島愷雄先生が「自分の唯一趣味とする講演壇上で、胸のすく程大聲疾呼し、以て社會教育に活動したい。」と云つて辭職され若松市の善念寺に去られたのが大正十年一月。同時に現校長五嶋法眼先生が新に校長となられた。五嶋校長が就任の辭として述べられた「過去十數年の歴史を追想すれば、誠に長足の進歩であつたと共に、又苦しい奮闘の連続でもありましたが、私は前校長より此光輝ある歴史を繼承しまして、今日は更に、新に將來幾多の艱難を想望し乍ら、諸君と共に、不滅の健闘と發展とを誓つて、勇往直前するの覺悟であります。」といふ言葉は單なる一遍の挨拶ではない。それを證する一事を擧げて私のいふ荊蕪の道といふ言葉の意味を明にしたい。

大正九年の秋、學校は設立者から突如「遺憾乍ら經常費の補給は、茲兩三年限り！」といふ内達を受けた。まさに晴天の霹靂である。校の内外は暗い臆説を孕んで、果てはいまはしい廢校の流言をすら生むに至つた。傳へ聞いた最寄の出身者は、謝恩の一念に燃えたち、慨然母校存亡の難局に身を投じようと結束し、忽ち同窓八百の人々の美しい愛校運動となり、やがて鎮西中學校後援會の組織を見るに至つた。筆で書けばこれだけの事であるが、この間に於いての學校當事者の苦心は到底筆舌の盡し得る所ではない。しかも經濟的に獨立するといふ大難事は決して一時的のものではない。私は徒に經濟方面だけを見て私學經營の難澁を言ふのではない。何れの方面からも現在ま

での凡ての私學の歩いて來た道は、終始ただ荊蕀の一路であつたと思ふのである。何れの年、何れの日か荊蕀に惱まされぬ時があつたらう。しかも大正十年前後を以て特に荊蕀の道と題したのは如上の事實に基いての事である。さて、校歌が作られたのは大正十一年で、五島校長の就任によつて、「更に新に將來の艱難を想望し乍ら、」不拔の信念を以て、眼前幾多の荊蕀を薙ぎ拂ひ、「勇往直前」校運は日に新に、發展に發展を續け、昔日に見られなかつた隆運を來さうとする頃の事であつた。この歌が大正十年前後の鎮中情況を物語るものとしたのはこれが爲めである。

大正十年前後鎮中は一度荊蕀の道を辿つた。しかもそれは却つて校運進展の道であつた、今や其の名の如くに鎮西私學の雄として、創立二十有七年の歴史を誇つてゐるものであるが、今日のこの隆盛を欣ぶ時、先づ私達は十年前前後の學校當事者の苦心に思を致さなければならぬ。

終りに私は三十三歳から五十歳迄、人生活動の時期を全部此の校の爲めに盡瘁して後、勇退された福島前校長の告別の辭の一斑を録して荊蕀の道と題する本文を結びたいと思ふ。

——嗚呼六百の在校生諸君よ。私は涙が先となり、萬感胸を拍つて、恐らく諸君の面前で、告別の辭を委曲縷陳する事が出來ぬのを遺憾とします。げに廣き校庭を眺むる時、高き校舎を望む時、將た卒業生諸君の面影を想起する時、又は無邪氣に跳び廻る在校生諸子の舉動に視聽をやるの時、そは唯万斛の涙、眼は眩み、頭は茫となるばかりであります。(終)

4 時習中學校

本校の前身は大正五年三月飽託郡大江村に設置されたる私立東肥學館である。中等學校入學志願者のために準備教育を施してゐたが、翌六年四月には中學程度の教科を授けてゐた。

大正九年一月二十一日服部正魁外六名によつて時習學校設立を出願し、同三月廿日認可を得た。位置は當時の飽託郡大江村字大江四百卅八番地、定員二百五十名。(これと同時に東肥學館廢止)

本校設立の目的は入學難の緩和を計ることも勿論であるが、主として左記五項中何れかの境遇にあつて方針に迷へる者を救済するが主眼であると云ふことである。

- 1 中等實業學校を以て満足せず猶進んで上級學校入學志願の者。——農業學校、商業學校
- 2 中學以外の中等學校に於て半途目的變更の者。——師範學校、商業學校生徒に多い
- 3 晩學の者。——講義録勉強の者、個人につき勉強せし者、中學在學中事故ありて退學せし者、職業に従事し居りたる者
- 4 學術劣等の者。
- 5 習癖不良の者。

教養の一斑 教養の綱領及校訓が制定されてゐる。左に採録する。

教 養 綱 領

本校ハ教育ニ關スル聖旨ヲ奉體シテ其大方針トナシ德操ノ涵養知識技能ノ修練ヲ主トスルハ勿論設立ノ趣旨ニ基ツキ不遇不良ノ學生ヲ矯正救済シ専ラ精神ノ訓練ニ重キヲ置キ之ト相俟ツテ身體ノ鍛鍊ヲ獎勵シ質實剛健ノ校風ヲ養成シ以テ中等教育ノ缺陷ヲ補足シ兼テ思想善導ニ注意シ卒業後ハ上級學校ニ進マンヨリハ寧ロ自治體ノ善良ナル一員タラシメンコトヲ期シ之ヲ教養ノ第一義トス

校 訓

- 一 忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ國家有爲ノ人物タルベシ
- 二 孝道ヲ正シ祖先ヲ崇拜スベシ

- 三 師長ヲ敬ヒ兄弟朋友ニ交ハルニハ愛ヲ以テスベシ
 - 四 自敬自治ヲ以テ其身ヲ治メ品行ノ陶冶徳器ノ成就ヲ心懸クベシ
 - 五 學業ヲ勵ミ自學自治ヲ怠ルベカラズ
 - 六 常ニ身体ヲ鍛鍊シ剛健快活ノ氣風ヲ養成スベシ
 - 七 固ク規律ヲ守リ共同ノ責任ヲ重ンジ善良ナル氣風ヲ發揮スベシ
 - 八 質素ヲ旨トシ浮華文弱ニ流レズ着實事ニ服スベシ
- 學校長 大正九年三月服部正魁學校長就任、同十二年二月服部校長病死、同年同月米原繁藏校長事務取扱となり同年四月一日米原繁藏學校長に就任。

5 東亞鐵道學校

本校は元東亞鐵道學院と稱し、明治三十七年六月二十五日設置の認可を受けてゐる。設立者は土山栞位置は市内東坪井町六十一番地、教養の目的は鐵道從業員の養成である。同四十年四月一日より校名を私立東亞鐵道學校と改稱、大正二年三月九州鐵道管理局と交渉して同校業務科卒業生は同局社員に無試験採用の特典を得てゐる。尙一層内容の充實を計るため、同局員二名を講師に囑託して教務の刷新を計つた。大正三年六月神戸鐵道管理局からも本校卒業生の無試験採用の取扱を受け其他各管理局からも同様の取扱をうけてゐる。

創立以降本期末までの卒業生及就職者の狀況左の通りである。

卒業生一覽表

卒業生數	一、九八六	業務科	一、七六九	土木科	一七三	建設科	三〇	別科	一四
内	譯								
國有鐵道	七七六	私設鐵道	七四	官署會社	一〇二	死亡	一三二	實業其他	九〇二

右表の出身府縣別から見ても本縣外二十一縣その外支那朝鮮各一名の卒業生がゐる。本校創立の當初は政府にも鐵道從業員の養成機關を有せず僅かに東京に岩倉鐵道學校の一つあつたのみであつた。創立以來二十五年、二千に近い卒業生を出して、それ〴〵交通運輸の第一線に立ちて貢献したる効績は多大なものであらう。(四十年四月今で云ふ市内本莊町に移轉、昭和三年校舍新築)

學校長 土山栞、堀勝太、を経て大正十二年村上則貞學校長に就任し本期を終つてゐる。

高等女學校

一 關係法規と本縣の施設

1 高等女學校學則の改廢 大正十年二月八日第二高女の創立があつた。それで縣では通則的の熊本縣立高等女學校學則を制定した。大正十二年郡制の廢止に伴ひ、郡立組合立の高等女學校八校が縣立に移管された。それで學則の改正をした。尙大正十四年に學則の一部を改正してゐるが、それは專攻科を高等科と改め其修業年限を三ヶ年としたることと高等科の學科課程を規定しただけである。昭和三年の改正は、日本歴史を國史に、試験を考査に改めたのと、考査に改めた結果試験に關することが削除され

また入學願に關する添付書類が改正された。何れも學令及施行規則の改正を受けた結果である。

2 實科より高女へ 山鹿實科が高女に改正の手續を爲したるを第一着として、郡部の實科女學校は殆んど高等女學校の教科課程による改正の手續を了して、高等女學校と改稱した。この改正の理由は色々あるであらうが、要するに、女子教育向上の結果、普通教科に對し今少し精深なる程度の修養をしたいと云ふ欲求と、今一つは上級學校に進む上にも、教員檢定試験を受くるにも實科では不利の立場に立たねばならぬと云ふことなども、其理由であつたらしい。

3 郡部の高等女學校縣立移管 郡制廢止に伴ひ郡立及び組合立の高等女學校の九校が、縣に移管された。縣廳文書による公文は左の通りである。

熊本縣告示第百五十八號

鹿本郡山鹿町外十七ヶ町村學校土木組合立ニ係ル熊本縣山鹿高等女學校ヲ四月一日ヨリ縣立ニ移管シ校名ヲ熊本縣立山鹿高等女學校ト改ム

大正十二年三月卅一日

熊本縣知事 岡 田 忠 彦

今の隈府高女も同日付告示第百五十九號で移管の告示があつてゐる。高瀬列のは

熊本縣告示第百八十八號

郡制廢止ニ伴ヒ郡立高等女學校並ニ實業學校ノ設立者及名稱ヲ左ノ通り變更セリ

大正十二年五月四日

熊本縣知事 岡 田 忠 彦

高等女學校

新設立者	新學校名稱	郡立學校名稱
熊本縣	熊本縣立高瀬高等女學校	熊本縣玉名高等女學校
同	熊本縣立甲佐高等女學校	熊本縣上益城高等女學校
同	熊本縣立松橋高等女學校	熊本縣立下益城高等女學校
同	熊本縣立八代高等女學校	熊本縣八代郡立高等女學校
同	熊本縣立人吉高等女學校	熊本縣球磨高等女學校
同	熊本縣立本渡高等女學校	熊本縣天草高等女學校

(實業學校は略す)

といふ形式になつてゐる。阿蘇の高女は大正十五年三月卅一日付縣立移管となつた。

4 婦徳の涵養と訓育問題 大正九年の改正令に國民道德の高調と婦徳の涵養につき明示してある。

これは中學校教育の項に述べた通り社會の種々相から眺めて極めて必要なる改正であつた。縣はこの趣旨の徹底を計るため、屢々學校長に示議しまた通牒を發して其振肅を促してゐる。校紀振肅、風紀取締りの問題は中學校の部で述べておいたので茲には省略するが、大正十五年の女子中等學校長會議に於ける知事の訓示と、其指示事項中の一は特に女子教養に關する縣の要望、それが特に學令の徹底に關する周匝なる注意が窺はれるので採録する。

○ 縣立女子中等學校長會に於ける知事訓示 (大正十五年二月十二、十三日)

訓 示

茲ニ縣下女子中等學校長各位ノ會同ヲ煩ハシ本縣女子教育施設ノ改善向上ニ關シ所見ノ一端ヲ披瀝シ且各位ノ腹藏ナキ意見ヲ聽取シ兼ネテ女子教育上重要ナル問題ニツキ研究協議ヲ爲スノ機會ヲ得タルハ本官ノ最モ欣幸トスル所ナリ

輓近時代ノ趨勢ハ新思想ノ流入ト共ニ婦人ノ覺醒開放ヲ叫フコト著シク教養アル婦人ニシテ却ツテ輕佻詭激ノ論ヲ爲シ爲メニ男女ノ差別ヲ失シ其ノ禮節ヲ紊リ古來我國婦人ノ美德トシテ賞揚セラレタル溫良貞淑ノ德ヲ傷クルノミナラス中ニハ女子ノ生命タル貞操ノ觀念ヲ輕視セントスル者サヘ生スルニ至レリ特ニ近時女學校卒業生或ハ在學生等ニシテ往々流行ヲ追ヒ虛榮ニ趨リ遂ニハ家庭ヲ紊シ或ハ誘惑ニ陥リ爲メニ一身ヲ誤ルノミナラス延イテハ社會ヲ蠱毒スルカ如キ者アルハ各位ト共ニ甚タ遺憾トスル所ナリ願フニ是レ意志薄弱ニシテ徒ラニ新奇ナル風習詭激ナル新思想ニ心醉眩惑シタル結果ニシテ女子教育上看過スベカラザル重大問題タルナリ若シ斯クノ如キ状態ニ委シテ推移センカ國家ノ前途ハ測リ知ルヘカラサルモノアラン

念フニ現下女子教育上ノ一大缺陷ハ訓育ノ不徹底ナルニアリト信ス而シテ女子訓育ノ眞諦ハ特ニ國民道德ノ養成ニカメ婦德ヲ涵養スルニ在リ然ルニ我國ト歐米諸國トハ國民道德ノ根柢ヲ異ニスルヲ以テ各位ハ此點ニ留意シ生徒ヲシテ十分教育勸語ノ趣旨ヲ奉戴シ善ク我カ國休ノ特質建國ノ大精神ヲ休セシメ其ノ人格ノ修養ト意志ノ鍛鍊トニ反省ヲ促スト共ニ常ニ讀物等ヲ調査撰擇ノ上指導シ主トシテ健全ナル良妻賢母ノ養成ニ努メラレンコトヲ望ム

○ 風紀振肅ニ關スル件

生徒ノ風紀ニ關シテハ曩ニ通牒スル所アリ各位ハ之レカ改善指導ニ對シ適應ノ方按ヲ確立シテ著々其ノ實効ヲ期セラレツ、アリト信ス然ルニ生徒ノ德操ヲ紊ル原因ヲ察スルニ生徒ノ意志薄弱ニシテ環境ト讀物ト影響ヲ受ケタルニ基因スルモノ、如シ然レハ之レカ指導誘掖ニ對シテハ固ヨリ教師自ラ高潔ナル範ヲ示シ態度ヲ嚴肅ナラシメ以テ誘惑ノ

乘スル餘地ナカラシムルト共ニ他面生徒ノ家庭ト連絡シテ生徒日常生活ニ留意シ尙ホ其讀物等ニ對シ深甚ノ注意ヲ拂ヒ以テ消極積極兩方面ヨリ指導スヘキモノト信ス各位ハ此ノ點ニ留意シ益々風紀振肅ノ實績ヲ收メラレムコトヲ望ム

この會議に口頭指示、協議事項、または聽取事項として議題になつたものに左の事項があつた。

- 生徒ノ汽車通學ニ關スル件、○生徒ノ讀ミ物取扱ニ關スル件、○學校ト家庭トノ連絡ニ關スル件、○寄宿舎内ニ於ケル生徒訓育其他ニ關スル件、○通學生ノ學校外ニ於ケル訓育的取扱ニ關スル件、

昭和二年二月の縣立中等學校長會に於ける知事の訓示中の一節に

前略——近時教育界ノ趨向ハ往々智育ニ偏重シテ動モスレハ德育就中意思ノ陶冶情操ノ涵養ヲ閑却スルノ性ガアリマス此ノ間隙ニ乘ジテ近時治々トシテ一般社會ニ瀰漫セル奢侈淫逸ノ風潮ハ不知不識ノ裡ニ學生々徒ノ胸臆ニ浸潤シ隱然トシテ浮華輕佻柔弱放縱ノ氣風ヲ醸成セントスルノ傾向ガアリマスノハ各位ト共ニ洵ニ憂慮ニ堪ヘナイ所デアリマシテ教育ノ當路者タル各位ノ特ニ三省ヲ要スベキ點ト考ヘルノデアリマス高潔ナル氣節ト堅忍不拔ノ精神トヲ持シ實剛健正義ニ勇往スルノ意氣ヲ養フニハ主トシテ之ヲ不撓ナル意志ト鍊磨ト眞純ナル情操ノ陶冶ニ俟タナケレバナリマセヌ智育ガ學校教育ノ重要ナル一部タルベキハ勿論デアリマスガ德育ナキ知育ハ決シテ人ヲ作ル所以ノモノデナクシテ却ツテ人ヲ害シ社會ヲ蠱毒スルニ至ルコトハ社會其ノ例ニ乏シカランノデアリマス各位ハ篤ト此ノ點ニ留意シ學生生徒ヲシテ知情意ノ圓滿ナル發育ヲ遂ゲシムルト共ニ深ク本縣教育ノ特色ヲ發揮スルニ最善ノ努力ヲ致シ其ノ美ヲ濟スニ遺憾ナカラシメラレンコト望ミマス

その他の事項は縣立中等學校長會に又は通牒として施設したことを中學校の部に詳述した通りであるので省略する。

5 理科及家事教育の充實 理科教育改善に關する主務省の態度と縣の施設は、中學校の部に述べた通りであるので省略するが、家事教育の振興については、縣は常に女學校長會に指示し又協議に付して其改善を勸奨してゐる。大正十五年二月の女子中等學校長會にも聽取事項として「家事裁縫教授の内容ヲ實用的ナラシムル良法如何」として意見を聞いてゐる。また生活改善に關する指示中にも、特に家事科の改善を要望してゐる。蓋し理科教育の振興は、特に女學校に於ける該科の振興改善は、科學としての理科教育の改善と一面、如何にこれを日常生活に應用するかの使命が一層重い様である。縣が特に理科教育の振興と共に女學校に向つて家事教育の改善を勸奨する意も蓋しここにあるではないかと思はるゝのである。

6 體育の獎勵 國民體力の増進と理科教育の改善は戰後教育の合ひ言葉であつた。殊に體力増進は「母體から」と云ふ意味でもあつたか、女子體育の獎勵は一層力めてゐる様である。

縣は大正十五年二月の女子中等學校長會に知事は訓示して

近時本縣ニ於テモ女子體育運動ノ著シキ振興ヲ見ルニ至リシハ洵ニ慶フベキ傾向ナリトス抑モ體育運動ノ目的ガ國民ノ身體ヲ鍛鍊シテ其能力ヲ増進スルト共ニ精神ヲ教養スルニ在ルコトハ言フ俟タサル所ニシテ體育運動ノ適當ナル實行ハ教養上重大ナル意義ヲ保チ又國運ノ伸展上至大ノ價值ヲ有スルモノナリ然ルニ若シ體育運動ノ指導ヲ誤リ實行ノ方法宜シキヲ得ザレバ往々體育ノ本旨ニ悖リ其効果ヲ十分ニ舉ゲルコトヲ得ザルノミナラズ却テ健康ヲ害シ或ハ婦人トシテノ品位徳性ヲ損シ或ハ學業ヲ妨クルノ弊タリ尙近時體育運動方選手競技ニ屬シ其一般の普及ヲ等閑ニシ又技術ノ末ニ捉ハル、虞アリコレ體育振興ノ本末ヲ錯リタルモノニシテ各位ハ如上ノ諸點ニ留意シ婦人トシテ品位ヲ害セザ

ル程度ニ止メ且ツ體育ノ合理的發達ニ關シ十分考慮ヲ費サレンコトヲ望ム

と、獎勵と、この振興により起り易い弊害とに注意し、尙體育と最關係を有する學校衛生に關して、

同十五年の指示に左の注意を與へてゐる。

○ 學校衛生振興ニ關スル件

學校衛生振興改善ヲ期セン爲メニハ施設スベキ事項頗ル多シト雖モ其根本トナルベキハ之ニ直接關係アル學校管理者學校教職員並ニ學校醫ノ充分ナル理解ト密接ナル聯絡トニ俟タサルベカラズ管テ解釋セラレタルガ如ク學校衛生ハ單ニ消極的特殊的ノ事項ニ局限セラレベキモノニ非ズ更ニ進ンデ學校全般ノ施設ニ對シ或ハ教授時間中ニ於ケル生徒ノ姿勢等ニ對シ合理的ニ之レニ處シテ學生々徒ノ健全ナル發育増進ヲ期スルト同時ニ教職員ノ保健ニ留意セラレベク中等學校生徒ニシテ脊柱彎曲症視力障礙者呼吸器病者及ビ身体虛弱者ノ著シク増加セルノ實狀ハ識者ノ均シク憂慮シテ誠ニ遺憾トスル處ナリ各位學校衛生ニ關シテハ毎ニ深甚ナル注意ヲ拂ハレタル處ナレドモ更ニ一層之レガ徹底ニ努メ以テ其ノ實績ノ向上ヲ期セラレンコトヲ望ム

その他縣の施設は中學校の部で述べた通りである

7 試験制度の廢止 これは中學校の部で細説した通りである。

8 女教員の産前産後の休養 大正十一年九月十八日文部省訓令第十八號を以て、女教員の産前産後の休養に關する件が發布された。これは母體胎兒並に嬰兒の健康保護の爲である。其要項をあぐれば

一 女教員産前産後ニ於ケル休養ニ關シテハ左記各號ニ依ルコト

イ 分娩後六週間休養ヲ爲サシムルコト

ロ 醫師ノ診斷書ニ依ル分娩豫定日前二週間休養ヲ爲サシムルコト

但シ特別ノ事情アル場合ニアリテハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得
ハ 前號ノ分娩豫定日ヲ超ヘテ尙分娩セサル場合ニハ事實分娩アルマテ休養ヲ繼續セシムルコト
ニ 幼稚園ノ保姆ニ對シテモ前項ニ準シ休養ヲ爲サシムルコト

縣はこの訓令を受けて、大正十二年八月縣令第二十六號を以て左の規定を定めた。

熊本縣令第二十六號

師範學校高等女學校實業學校各種學校女教員産前産後ノ休養規程左ノ通り相定ム

○ 師範學校高等女學校實業學校各種學校女教員産前産後休養規程

- 第一條 師範學校高等女學校實業學校各種學校女教員産前産後ノ休養ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 産前ノ休養ハ醫師ノ診斷ニ依ル分娩豫定日前二週間トス
- 第三條 産後ノ休養ハ分娩ノ日ヨリ五週間以内トス但五週間ヲ越ヘ尙執務ニ支障アル場合ハ更ニ一週間延期スル事ヲ得
- 第四條 流産及早産ノ場合ハ醫師ノ必要ト認ムル期間休養ヲナスコトヲ得但其期間ハ五週間ヲ越ユルコトヲ得ス
- 第五條 第二條乃至第四條ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ學校長ニ届出ツヘシ但第二條及第三條ノ場合ハ産婆ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附 則

本規程ハ大正十二年八月一日ヨリ施行ス

大正十二年八月十七日

熊本縣知事 岡田忠彦

二 其の他本縣の主要施設

一 中等教育改善中の女子教育 大正九年二月の縣立中等學校長會議に於て、特に中等教育振興に關する成案を示して極力其向上を計つたことは、中學校の部で述べた通りである。かの成案中の女子教育に關する分をあぐれば、

○ 女子教育

- 一 女子教育ハ從來家族制度ニ則リ良妻賢母タルヘキ基礎教育ヲ本体トセルハ敢テ言フ俟タサル所ナリト雖モ社會ノ變遷ニ伴ヒ我國女子ノ任務亦漸ク擴充セラレ一面家庭ノ婦人タルト同時ニ一面男子ト同シク公務ニ關係シ或ハ社會的各種ノ事業ニ膺ルノ情勢トナレリ從ツテ女子教育ノ實際モ亦自ラ變化シ來レルハ事實ナルヲ以テ今後ノ教育方針ハ此等ノ點ニ格段ナル注意ヲ拂ヒ隨時順應ノ施設ヲ攻究スルハ我國古來ノ女子教育ノ精髓ヲ誤ラサル所以ナリ家族制度又ハ家庭組織等我國古來ノ重要問題ニ多大ノ關係アル現代ノ女子教育者ハ教育方針ニツキテハ特ニ精細深甚ナル注意ト研究トヲ拂フヘシ
- 二 高等普通教育ニ於テ女子ノ一般的知識技能ノ程度ヲ高ムルハ一般ノ輿論ニシテ普通教科ノ程度ヲ進メ其ノ徹底ヲ期スルハ必要ナリ目下實科女學校ノ改善ニツキ種々説アリト雖モ要スルニ高等女學校ト實科トハ現行法令ニ於テ教科ノ配當殆近接セルヲ以テ地方ノ實情ト社會ノ趨向トヲ考ヘ高等女學校ハ實科的ニ實科ハ高等女學校ノ特色ニ近キ様施設スルヲ要ス
- 三 女子ノ職業教育公務的教養ハ時代ノ要求ニヨリ極メテ必要ナリト認ムルニヨリ相當研鑽スルヲ要ス
- 四 女子教育ノ普及獎勵ハ戰後最肝要ナリ中等教育ノ機關ヲ増設シ之カ普及ニ勉ムヘシ
- 五 体育衛生ノ設備並理科的思想ノ養成ニ關スル設備其ノ他ノ改善ハ最急務ナリ注意ヲ要ス

2 自學的學習の獎勵 自學的學習が學習態度の上からも、一面自己完成の上からも極めて必要なる

ことは、中等學校の部で述べた。特に女子の學習が他律他動的になりたがるのはただ本縣の事情のみでなく、一般的の通性であらう。

縣は大正十五年二月の女子中等學校長會議に於ける知事の訓示中にも、

教授ノ改善ニ關シテハ夙ニ各位ノ研鑽怠ラサル所ニシテ逐時其成績ノ向上シツアルハ洵ニ慶フヘシト雖時代ノ進運ニ伴ヒ自學的學習態度ノ養成教材ノ選擇排列或ハ教授ヲシテ土地ノ實情生徒ノ實生活ニ即セシムル等ノ點ニ於テ更ニ一層ノ努力ヲ拂ヒ教育ノ効果ヲ擧ケラレンコトヲ望ム

と示してゐる。更に指示事項の一に、學習法につき指示してゐる。

○ 學習指導ニ關スル件

從來我國ニ於テ行ハレタル注入主義教授法ハ未タ其ノ跡ヲ絶ツ能ハス加フルニ試験制度ノ弊害ヨリ來ル多數分量ノ速成的學習ノ結果暗記的學習法ノ弊尙ホ去ラサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ各位ハ固ヨリ外來ノ誤レル自由主義ノ新教授法ニ陥ラサルト共ニ從來ノ宿弊ヲ打破シ自學的自修克ク生徒ノ個性ヲ伸達セシムヘキ學習法ヲ馴致シ應用工夫創造等ノ能力ヲ十分ニ發揮セシムルト共ニ機ニ臨ミ事ニ處シテ正當ナル判斷ヲ誤ラサルノ才能ヲ養フコトニ留意シ學習ヲシテ單ニ在學中ノミナラス卒業後モ尙知識ノ收得ヲ要求シテ止マサルカ如キ態度ノ養成ニ努メラレンコトヲ望ム

その他自學の設備に充つるため、縣立中等學校一學級五拾圓、移管の學校に對し一學級三拾圓づゝの交付をしたことは中學校の部で述べた通りである。

3 其他内容充實に對する諸指示 これも中學校の部で詳述した通りであるから、ここには省略することにするが、特に大正十五年女子中等學校長に指示したる内につき一、二を述べると、

○ 教員ノ配置ニ關スル件

優良ナル有資格者教員ヲ招致シテ教育實績向上ヲ圖ルヘキコトニ關シテハ從來屢々示議スル所アリ各位ハ銳意ノ力充實ヲ期セラレツ、アリト雖モ未タ遺憾ノ點尠シトセス特ニ免許狀所有以外ノ學科ヲ擔任セルモノアルヲ認ム固ヨリ學級數少キ學校ニ於テハ教員數ノ關係上止ムヲ得サルニ出テタルモノアラムモ其ノ成績擧ラサルヤ必セリ各位ハ此ノ點ニ對シ十分ナル考慮ヲ拂ヒ以テ名實共ニ教員配置ノ完璧ヲ期セラレムコトヲ望ム

○ 教員ノ修養研究ニ關スル件

近時教員ノ修養研究ノ氣風大ニ醸成セラル、ニ至リシハ洵ニ喜フヘキ所ナリト雖モ教育者ノ人格ハ自己ノ受持學科ニ對スル深遠ナル學識ト之ヲ授ケルニ堪能ナル教授法トヲ通シテ發露セラル、モノナルヲ以テ各位ハ更ニ一層ノ督勵アラムコトヲ望ム過般視學委員等視察ノ結果ニ徵スルモ往々學識豊富ナルニモ拘ラス之ヲ傳達スヘキ教授法ニ於テ欠クル所アルカ爲教授ノ効果ヲ著シク減殺セラル、モノ尠カラサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ宜シク學科ノ研究ト相俟ツテ教授法ノ研究ヲ盛ナラシメ全職員ノ教授法研究會或ハ同學科教員ノ合同研究會等ヲ開催シ以テ個人研究ト共ニ合同的研究ヲ作興セラレム事ヲ望ム

その他の問題を拾つて見ると、

高等女學校ニ於ケル實業趣味養成ノ狀況○書籍ノ檢閲ニ關スル件○生徒ノ思想問題ニ關スル件○女學校ニ於テ宗教的的信念ヲ啓發スル適當ナル程度方法

等である。無論中學校の部で述べた問題も中等學校長會で示議せられたのだから、ここには特に女子中等學校長會に示されたのを補充するわけである。

三 高等女學校の實際狀況

1 訓育状況 大正九年學令及同令施行規則が改正されて、國民道德の養成に力め婦徳の涵養に留意すべきことを明示された。

時代相のあらはれとも見るべき不祥事は頻々としておこる。ともすれば吾國固有の倫常を破壊しようとすることは中學校の部で略述した通りである。この雰圍氣中にある少年少女の心を動かす事象は尠くない。殊に女子の徳操問題など懸念すべき事件が頻繁に勃發する、不言の手本はまざく〜と見せつけらるゝ。女學校令の改正は實に時弊を匡救すべく生れたものと云ふべきである。

尙女子の操守を弛緩せしむるものは読み物の感化である。殊に志慮未だ定らざる一番動搖し易き青年少女の如何がはしき読み物によつて、知らず識らずの間にうくる感化は最も恐るべきものがある。しかも頽廢せる社會の制裁は恬として顧みない情態である。

體育問題の高調につれ競技遊戯が盛かんに行はれ體力體位はたしかに増進したが、一面服裝等の關係もあり、しとやかなるべき女子のたしなみは大分みだれてきた。

交通機關の完成によりて起り易い問題も尠くなかつた。

各學校では読み物の指導として各種の書籍雜誌等につき詳細に檢閲して、讀んでよいもの、讀むべからざるものとを調査し、生徒の修養に資する書籍雜誌の如きは閱覽室に陳列して讀ましむる等この方かの善導につとめ、校外取締りの方法を講じて通學生の訓化に努めた。

中學校の部で述べた通り生徒の人格を尊重し、つとめて擔當教師對生徒個人の接觸を計り、虚心坦

懷互に誠意を披瀝して監督訓戒と云ふ態度でなく生徒の相談相手、もだへ苦しむ心の慰藉者となつて彼等の苦衷を聞き、眞情を流露して其對策措置を講じてやる眞心には、感じ易き青少年の心理、感激性に富む女性は、擔當教師の誠意あり、同情ある態度に感じて醜然として改むると云ふ、よい結果をもたらした。

父兄弟姉會、地方別懇話會、家庭訪問、其他の施設は中學校の部で述べたのと大同小異だから省略する。

作業の教育などは、勤務愛尙の觀念養成の上にも、女性として陥り易い嫉妬猜忌の邪念を一掃する上にも、尠なからぬ効果を擧げた様である。

2 理科家事科の状況 理科教育改善、實驗要目の徹底等は中學校の部に述べたのと大差は無い。女學校ではこの應用方面即ち理科を如何に家事科に導入するかが問題である。これに對しては材料の調査や細目的に研究調査實施した處も尠くない。

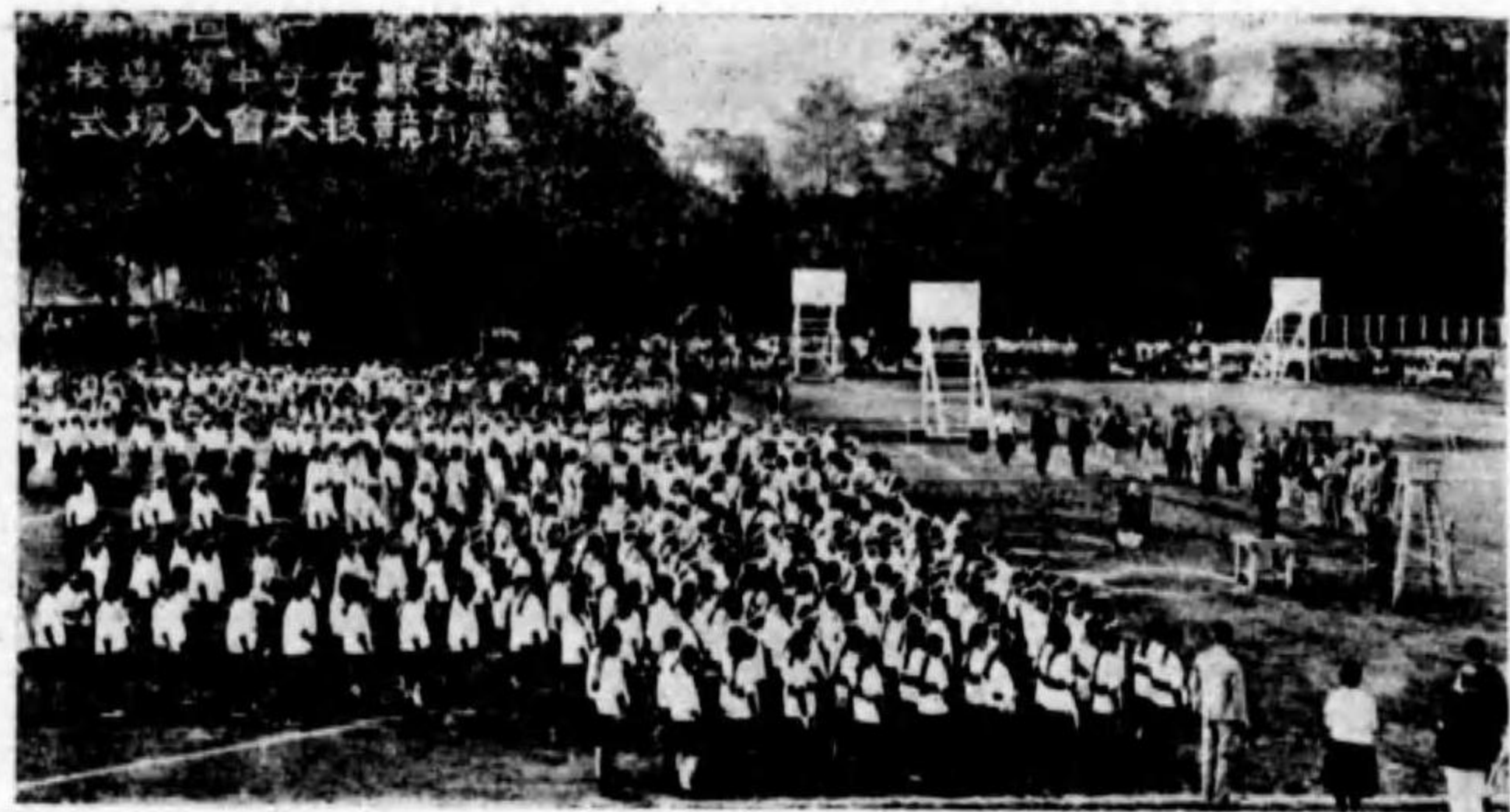
殊に家事科の改善に對しては相當骨を折つてゐる。女學校の家事就中割烹教授に對するこの頃の評判はあまり香しくなかつた。ハイカラな調度品、高い材料を贅澤につかつて田舎の一流のの家庭の盆正月のお馳走にも出し能はぬものを實習させるなどの批評もあつた。しかしこれは批評するものの言も正鵠を得てゐない。家事科に於てやる割烹の一面の任務は、傳統的な因習に捉はれてゐる家庭日夕の料理を營養價値の上から、經濟の上から、時間の上から打算して、臺所の改善、新式用具の購入、新材料の取入

れ等一口に云へば今少しく家庭生活を引き上げると云ふ使命と、他の一面には家庭在來の割烹器具と身邊の材料を使用して、これを合理的に改善する任務があるやうである。ただこの緩急先後が問題なので、女學校が第一の任務に向つて事効を擧ぐるに急いだ爲め、いろ／＼世評に上つたこと、思はれる。それで縣でも、家事裁縫教授の内容方法を實用的ならしむる良法如何などの問題を出して意見を徴したのであらう。

これに對して、學校によつては夏冬期の長期休業中に、主として女學生をして割烹實習にあたらしめその實際やつたことを、實習帳に記載して、それを指導的に講評する方法をとつた處もある。

女學校としては、これによつて家庭生活の實際が充分明かになりその實際を研究の對象として改善の出発点とすることが出来る。何といつても、前の二つの目的を徹底さす爲には、女學校に配當されてゐる規定の時間では、なか／＼六ヶ敷いので後で云ふ女學校同窓會の主催から成る補習科(又は専攻科)の研究科(研究科)の設置などもこの要求に應ずる施設のやうである。

3 体育の状況 女子体育の向上は時代を劃するの觀があつた。前期の初頭までは、女子の體育就中體操の如きは男子のそれに比して、丸でくらべものにはならなかつた。夫に競技などは全然なかつた様である。前期日獨戰役の前後大正三四年頃から縣は頻りに女子の體育につき指示する處があり、頻りに其向上を策してゐるが其成果は本期に入つて漸次見ることが出来た。大正十五年には施行規則を改正して體操科の内容に競技が加へられ體操内容の擴大と共に、體育熱は益向上する。體操の設備の外各種の



熊本縣體育協會主催第一回熊本縣女子中等學校競技會

運動競技に要する設備は完成する。實動に應援に世は體育の世界となつた。これは戦後に處する教育の要求であると共に、教育界以外の有らぬ階級がオリンピック式の運動を取り入れ體育熱をそつたせいでもあらう。九州日々新聞社主催縣下公私立の高等女學校の庭球試合なども、尠なからず體育熱を煽つた。對抗試合は縣内のみでなく、春日原の遠征や明治神宮の爭覇戦まで進出した。

バスケット、バレーの競技なども、本期の中頃から取入れられてゐる。

體育の奨励、運動競技の實施により女子の體力體位の見かはず位に向上したことは、これは素人の外見のみではなく體格検査の成績の上にもまた専門家も等しく高唱する處である。

體育の向上に尠なからぬ關係をもつのは、女子の服裝の改善である。體育の向上につれ體操遊戯運動に順應すべく次から次に改良され、今日見る様な各學校限りに統一された服裝となつた。

4 自學的學習狀況 自學的學習々慣の馴致の必要であること、並に學校に於ける實際は中學校の部で述べたのと大した變りはないしかしここに特記すべきことは、第一高女に於ける、ダルトン、ブ

ランの實施である。當時の第一高女校長吉田惟孝大正十年歐米學事視學の途に上り、米國視察中ハーカスト女史の經營する學校に於ける生徒學習の實際が、平素自己の懷抱する學習上の意見と契合する處あり、仔細に研究調査の上翌十一年歸朝、盛んにダルトン、プラン式の學習を實施した。生徒は學校備への參考書と自己購入の辭典其他の資料によつて、正時間、放課後、家庭に於て、殆んど休養の時間がない位に豫習する。自己のノートに自己の手によつて學習した事項を筆記したのが堆かくつまれると云ふ猛烈さであつた。教授時間に於ける教師は生徒の學習を發表させ其補正を爲す輔導であつた様である。

學習上に於けるダルトン、プランの方法の利害得失については、色々意見もあることであらう。これを教育的に眺めると、教師本位の學習から生徒本位の學習に移つた過渡時代の本縣に於ける教育事象の重なる事實として述べたのである。

5 試験廢止の結果 これは中學校の部で述べた通りである。刺衝に鋭敏なる女性のためには一層よい結果をもたらしたであらう。本期末に至りて所謂好景氣時代の經濟狀態が一變して入學志願者の減少と相俟つて餘程緩和された。

6 研究諸會 女子教育懇話會、女學校長會、教科主任會其他の諸會の組織も活動も中學校の部で述べたのと殆んど同じであるので省畧する。

四 同窓會經營の研究科 (又は補習科 專攻科)

これも教育の進展を物語る一つであらう。高等女學校の卒業者が尙進んで實科を今少し精深なる程度

に於て學習せんとする志望者と、一面高級學校に入學せんとして準備指導を志望するものが、だん／＼多くなつて來た。それで學校では、これ等を收容して、各其希望に應ずる學習を爲さしむるため、其校の同窓會の事業として、専任教師を聘し、これに當該學校の職員も助力して、凡てを二つに分類し實科と受験科の二つとし、母校出身の希望者を收容して教育してゐる。縣下の女學校では當時高瀬、隈府、山鹿の三校にその設置があつた。

五 教員の需給

これは中學校の部で述べた通りであるが、中學校の處で表示した統計の中身を仔細に調べて見ると左の通りである。

職員總數	有資格教員	無資格教員	教員總數ニ對スル 無資格教員ノ比率
三一五	二一八	九七	三〇・七九
女 學 校	女 學 校	女 學 校	女 學 校
二八四	一五七	一二七	四四・七〇

右の比率を見ても、女學校の職員組織が中學校に及ばざる遠しであるが、尙左の表に於て、

職員總數

無資格教員中特記ス
ベキ學歷ナキモノ

全上比率

無資格者は其の量に於て女學校は中學校に劣り、質に於ては實に數等劣つてゐる。

これは教育の實質向上の上に何事を物語つてゐるであらうか。縣が職員組織に關し本期に入りての會議毎に注意を爲し通牒してゐる所以もまたここにあることと思ふ。

教育の實績を擧ぐる第一要素は職員であることは云ふまでもない。教員たるべき正則の學校を卒業したるもの、或は某教科に對する檢定試験をうけ免狀を受領したるもの、これ等によつて職員組織を爲し日夕奮勵してさへ、或は及ばざるを恐るゝ大正の御代第十三年の女學校の職員組織が、無資格者が其四割四分を占め、而も格別の學歷なしで職を奉ずるもの、その三割七分を占むるに至つては、嚴密なる意味に於ての内容の充實は、洵とに望羊の歎に堪へないのである。

しかしこの事實は大正十一、二、三年頃を絶頂とし次第に緩和され本期末に至ると、教科次第では飽和の状態に達し、漸次量の上にも質の上にも優秀なるものを招致することが出来る様になつた。

六 各學校の狀況

1 縣立第一高等女學校

大正十年三月縣立第二高等女學校の増設があつたので同月本校は熊本縣立第一高等女學校と改稱した。

大正十年三月補習科を廢止して修業年限三個年の専攻科を設置した。同十二年三月本科の修業年限を五ヶ年に延長し、翌十三年四月生徒定員を本科七百五十名専攻科百二十名とした。同十四年四月修業年限三ヶ年の高等科を併置した。昭和三年九月本科第三學年以上の外國語を隨意科とした。

本期に入つて寄宿舎便所、會議室、實習室、化學實驗室、校長住宅、屋内躰操場の増改築が行はれた。
内容一斑 本期の高等女學校實際狀況の部で略述した通り大正十一年頃から大正十三年頃にかけて本校のダルトン、プランの學習は、中等程度の女學校に於ける學習法として全國的に耳目を聳動して參觀者の來校が多かつた。本期中一二回生徒學習の實際を公開して大方に問ふたことがある。教師本位の學習から生徒本位の學習への過渡時代の所産として各方面への刺衝は可なり大なるものがあつた様である。

本校の専攻科の二年を修了したるもの(後には高等科の二年を修了したるもの)には其二年修了に際して教員志望者には臨時檢定試験を行ひ合格者には小學校正教員の免許狀を與へてゐる。

運動競技の高潮に達したることは、曩きに述べた通りであるが、特に本縣の庭球は向ふ處敵なしの概があつた。大正十四年高島小野の二嬢が懸軍萬里神宮戰の檜舞臺で鮮やかなる勝利振りは、全國の新聞に登載されて益本校の運動熱を煽つた。

學校長 大正九年十一月一谷校長玉名中學校長に轉じ、鹿兒島縣女子師範學校長吉田惟孝が其後を襲

以同十四年吉田校長小樽中學校に轉任福岡女子專門學校教授和田廉之助其後をうけて本期を終つてゐる
2 縣立第二高等女學校

大正十年四月十五日縣告示第五百十號を以て熊本縣女子師範學校内に熊本縣立第二高等女學校を設置し、大正十年四月から開校の旨公示された。修業年限四ヶ年生徒定員二百名、同年四月八日初めてその第一學年入學生徒五十名を收容してゐる。大正十二年三月學則の一部改正されて定員二百五十名とし修業年限が五ヶ年となつた。

第二高女の増設は比年激増する高等女學校入學志願者の入學を緩和するためであり、これを女子師範學校内に置いたのは、師範學校の教員を兼務さして専任教員を尠くすることも出来、また校舎其他の諸設備器械器具皆師範學校のを轉用が出来便利があるからである。

同校教養方針の一部のあらはれとも見るべき校歌があるので採録する。

校歌

- 一 森の都の森の木も 昨日と同じ葉はもたず
- あらたまる日の影うけて 古きになどかなづむべき
- 二 空をもやきて立昇る 阿蘇の焰を望みつゝ
- 常あたらしくはた強き 力養ふ乙女われ
- 三 銀杏の城の初さくら 世にさきがけて咲きにほふ
- 花をしるしといたゞきて いかでか人におくるべき

四 火と名を負へる國にゐて 冷き心保たんや
みなぎりやまぬ情熱を この新御代に捧げてむ

學校長 大正十年三月熊本縣女子師範學校校長前田恒治縣立第二高等女學校長に補せられ、同十三年

四月前田校長の轉任と共に女子師範學校校長峰堅雅第二高等女學校長に補せられ峰校長轉任の後をうけて、女子師範學校長太田藤一郎が就任して本期を終つてゐる。

3 縣立高瀬高等女學校

大正九年四月高等女學校令により組織を變更し熊本縣玉名高等女學校と改稱し、同十二年四月縣移管となつて、熊本縣立高瀬高等女學校と改稱した。大正十五年度から定員六百名に増加してゐる。

縣移管前に増築を爲し相當の設備を整へたが。大正十五年度に於て校地を擴張し、又寄宿舎と圖書室の移轉を爲し、更に昭和二年六月學級増加の結果新校舎六十二坪及靜養室十二坪五合を新築してゐる。

内容一斑 本校教育内容の一般を窺ふべき教育教授訓育等に關し規定されたものがある。左に其方針のみを摘録して實施事項は省略することに
する。



高瀬高等女學校

教育方針

本校ハ教育勅語戊申詔書並ニ國民精神作興ニ關スル詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ法令ニ基キ時勢ノ要求ニ鑑ミ地方ノ實情ニ即シ穩健確實ナル教育學理ノ上ニ立脚シテ實際的教育ヲ施シ特ニ國民精神ノ鍊磨ト婦徳ノ涵養ニ努メ堅實有爲ナル中堅婦人ヲラシメンコトヲ期ス

(一) 教授

一方 針

高等女學校令施行規則ニ示サレタル一般教授上ノ要旨ニ基キ各學科固有ノ要旨ヲ体シ教科書ヲ中心ニ自學自習ヲ重シ個性ヲ尊重シテ獨創力ヲ養ヒ教材ヲ精選シテ其ノ主眼點ノ徹底ヲ圖リ最モ重キヲ應用ニ置キ務メテ常識ヲ與ヘンコトヲ期ス

(二) 訓練

一方 針

- 1 國家的觀念ト國民的精神ノ養成ニカムルコト
- 2 質實勤儉ノ美風ヲ養ヒ清潔整頓ノ習慣養成ニ留意スルコト
- 3 禮儀ヲ重シテ言語舉動ヲ慎ミ溫良恭謙讓ノ美德ヲ發揮セシムルコト
- 4 自重自信自治自制以テ大ニ自律的道德ノ發揮ニカメシムルト共ニ適當ノ指導ト監督トヲ怠ラザルヤウ留意スルコト

(三) 体育

一、方 針

從來競技運動庭球ニ偏シ選手制ノ弊ニ陥ルノ嫌ヒアリシヲ以テ本年度ヨリハ特ニバレーボール、バスケットボール

等ヲ初メ其他ノ陸上競技ヲ各生徒ニ可成普遍的ニ實行セシムル方針ヲ採レリ。

本校では明石校長の時代から同校同窓會の事業として、研究科といふ名で本校卒業生中の希望者を收容して、専任として實科の教師一名を招聘し、外に本校教師の助勢を仰いで、受檢科、家政科の二つに分つて教養してゐる。この要旨は曩きに述べていたので省略する。

學校長 大正十一年六月加惠校長球磨高等女學校長に轉じ同月本縣視學明石史一其後を襲うて本期を終つてゐる。

高瀬高女、大正十一年頃ヨリ、昭和三年頃マデノ
學生氣風、教育傾向等

明 石 史 一

本校ハ創立以來極メテ堅實ナル發達ヲ遂ゲ、殊ニ前校長加惠軍喜氏ガ約拾年熱血ヲ注イデ教育ノ任ニ當リシダケ、此ノ頃ノ學生ノ氣風モ、最着實ニ正直ニ最眞面目ニ純潔ニ發達シテ居タ。師弟ノ情誼、學友ノ關係等モ至極親密デアツタ。華美贅澤トカ輕薄不親切トカノ風習ナド露程モ見ラレナカツタ。此ノ校風ハ次第ニ順調ニ發達シテ本校ノ光ヲ増シタ。修養心モ比較的ニ強ク社會人ニ對スル德義心ナド案外強カツタ。大正十三年頃カト記憶スル、本校生徒ガ學校往復途中ニ於テ一般人ニ盡セン公德親切等ニ就テ奇特ノ行爲ダトテ、常人ヨリ又ハ通り掛ケノ實見者等ヨリ態々學校ニ書狀ヲ寄セテ其ノ善行ヲ賞揚シ又ハ感謝ノ意志ヲ表シ、間ニハ特ニ學校ニ來リテ懇ニ謝意ヲ述べタ人モ多カツタ。而シテ何時モソレハ生徒誰々ノ行テアツタカ分ラナイ。一般ニ調ベテ分ラナイ。其ノ内ニ漸ク誰

マテアツタト云フコトガ漠然ト分ルグライデ、云ハベ陰徳ト云フバキ状態デアツタコトナド教育上實ニ氣持ヨク感セラレタ。

時代ノ趨勢ニ伴ヒ大正十一年頃ヨリ体育方面ハ一氣呵成ノ勢ヲ以テ進歩シタ。運動會モ正式ニ初マツタ。体操器械器具ノ設備、實習ノ各方面モ遺憾ナク初マツタ。庭球ナドモナカナカ旺ニナツタ。庭球ニ於テハ難戰苦闘數年技術モ頗ル進歩シ、斯界ノ麒麟兒谷口靜子ガ遂ニ縣下女學校庭球大會ニ於テ優勝旗ヲ獲得シ、各校選手ヲシテ顔色ナカラシメタルハ痛快ナリキ。体育方面ノ急進的進歩ニツキテハ体育教師大塚維氏ノ功績ハ没スルコトハ出來ヌト思フ。此ノ頃郡内有志父兄ガ金壹萬餘圓ヲ本校ニ寄附シ其ノ爲學校々地ノ擴張、寄宿舎ノ引直シ等モ實行セラレ、年々百名募集ガ百五十人募集トナリ運動場モ見違ヘルバカリニ廣クナリ生徒ノ氣分ハ揚リ体育ハ勿論、教授訓練ノ氣分モ益々緊張シ發揚シテ來タ。自學自習ノ氣分モ最初ハ幾分不振ノ状態デアツタガ、時代ノ進歩ト圖書閱覽所ノ充實等ニ依リテ其ノ氣分モ實行モ漸次盛トナツタ。本校ノ名物師範二部入學志望モ年々盛デ、各學校推薦時代ハ二三名ノ事モアツタガ、競爭試験ニナツテカラ年々五六名、多キ時ニ九名モアツタヤウダ。要スルニ大正十一年頃ヨリ昭和三年頃迄ハ實ニ學校組織ノ上ヨリ見ルモ設備方面ヨリ見ルモ本校ノ膨張時代デ、郡立ハ縣立ニ四百名定員ハ六百名定員ニ各建物ガ新ニ設置サレル、研究科ガ設ケラル、ナド、列舉ニ違ナイ位デアツタ。隨ツテ膨張ハ驚クバカリニシタモノ、所謂粗製濫造的ノ嫌ハ自分ナガラ痛感シタ次第ダガ、後任トシテ新進有爲ノ小村校長ガ赴任セラレ着々其ノ後仕末ヲツケ、否々益進ンデ校運ノ發展ヲ見ルヤウニナツタノハ愉快ノ極デアル。

4 縣立山鹿高等女學校

大正八年四月學令による高等女學校に組織を改め熊本縣鹿本郡町村組合立山鹿高等女學校と改稱し、生徒定員二百名を三百名に増加した。同年十月熊本縣山鹿高等女學校と改稱、同十二年四月縣に移管さ

れて熊本縣立山鹿高等女學校と改稱、生徒定員四百名に増加、同十五年四月生徒定員六百名に増加してゐる。

本期中普通教室、講堂、裁縫作法家事洗濯染色の特別教室の増改築、實習地及運動場の擴張を爲してゐる。

内容一斑 訓練要綱として左の要綱を定め其各につき詳細なる實施事項を規定してある。ここには其の要綱のみを掲ぐることにする。

- 一 國體觀念ノ徹底、二 敬神崇祖、三 自學指導及自治訓練、
- 四 禮儀作法、五 勤勞作業

尙ほ校歌の制定があるので採録する。

校 歌

春たてば早賦生ひて雲雀なく。
 蒲生の山の山際に具に瞻るや不動岩
 やさし乙女が身に秘むる聖き操の姿ぞと
 秋されば稻の香染みて流るめる
 菊池の川の川堤にさやかにうつる最中月
 御代をし思ふ眞心を照らす眞澄の鏡かも



山鹿高等女學校園藝實習の状況

本校同窓會の事業で柴田校長の時代から研究科を設けてゐるが、其組織も目的も高瀬高等女學校と同じので省略する。

學校長 大正十一年四月古閑校長依願退職となり、同年六月柴田勝熊其後をうけて本期を終つてゐる。

大正末より昭和初頭に於ける山鹿高女の状況

中 村 一 衛

大正末より昭和初頭に於ける我が校は恰も擴張時代に屬し目まぐるしいほど多忙であつた。管理者は高田郡長で柴田勝熊氏大正十一年六月人吉高女より入つて本校の長となり親しく經營の衝に當られた。抑々我が校は山鹿町外十七箇町村學校土木組合の設置に係り、明治四十五年四月一日を以て開校したもので、郡部の女學校としては相當に古い歴史を有してゐる。當時組合に於ては我が校の外に鹿本農學校も經營してゐたのであるから、教育費の負擔は組合にとつて少なからぬ重荷であつたに相違ない。而も組合は我が校の擴張充實を急いだ。即ち大正八年校舎一棟を新築し、全十一年寄宿舎並に本館を増築して其の完備を期したのである。大正十二年四月一日我が校は他の郡部の女學校と共に縣營移管となつたが、設備の點に於て毫も遜色なかつたと信ずる。是れ全く組合の賜ものとして感謝に堪へないところである。而も生徒父兄並に地方有志は現狀に慊らずして講堂建築運動擴張といふ大事業を企圖するに至つた。此の經費合せて一萬五千三百餘圓内二千三百餘圓は組合より補助を受け、他は生徒父兄有志の寄附によつたのである。

當時の組合管理者は入江郡長で、大正十四年十二月講堂の落成を見るまで、柴田校長並に實行委員の苦心は實に容易ならぬものであつた。我が校史上方に特記すべきことである。大正十五年四月生徒定員六百名に増加せられたが其の收容に毫も支障なきを得た。

終に我が校の農事實習について一言紹介しておきたい。農業科は我が校が創立當時より加設し相當力瘤を入れ來つたもので、實習地としては五百二十七坪を之に宛てゝゐたのであるが、勤勞主義が高調さるゝと共に其の擴張の必要を認め、昭和三年四百二十四坪を借地し、合計約千坪を個人別に割當て、小作制度を設けて實習を課することとした。灼きつくやうな炎天下に土をいぢり肥料をやり培ひ育くむ彼等の眞剣さには少なからず感じさせられる。

5 縣立隈府高等女學校

大正八年四月選科を廢止し同九年三月學令による高等女學校に組織を變更し熊本縣菊池高等女學校と改稱同時に生徒定員を三百六十名に増加した。大正十二年四月縣に移管されて熊本縣立隈府高等女學校と改稱した。同年五月十日手藝科及法制經濟科を加設し大正十三年四月から生徒定員四百名に増加して本期に入つて御眞影奉安庫、普通教室、理科教室、割烹教室、講堂兼雨天躰操場寄宿舎食堂の建設と校地の擴張をやつてゐる。

内 容 一 斑

生徒教養上の方針 生徒教養の方針として左記の條項を定め極力其徹底を期してゐる。以て同校教育の一斑を窺ふことが出來よう。